

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第4回幕別町議会定例会
(平成16年12月7日 9時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫
- 日程第2 会期の決定 12月7日～12月21日（15日間）
（諸般の報告）
- 日程第3 行政報告
- 日程第4 請願第2号 「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願

会 議 録

平成16年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年12月7日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月7日 9時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 市川富美男	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭保	健福祉センター所長 佐藤昌親	農林課長 増子一馬
商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫	土地改良課長 角田和彦
施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博	都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男
経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁
図書館館長 平野利夫	給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

請願第2号 「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

9番 小田良一 10番 前川雅志 11番 杉山晴夫

議 事 の 経 過

(平成16年12月 7日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） ただ今から、平成16年第4回幕別町議会定例会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員に、9番小田議員、10番前川雅志議員、11番杉山議員を指名いたします。

[会期の決定]

○議長（本保証喜） 日程第2、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。
本定例会の会期は、本日から12月21日までの15日間といたしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。
(異議なしの声あり)
○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。
したがって、会期は、本日から12月21日までの15日間と決定いたしました。

[諸般の報告]

○議長（本保証喜） 次に、諸般の報告をいたします。
監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定による例月出納検査報告、同法第199条第9項の規定による財政援助団体監査報告及び行政監査報告書が議長宛に提出されておりますので、お手元に配布してあります。
次に、11月17日、第48回町村議会議長全国大会が日本武道館において、第29回豪雪地帯町村議会議長全国大会が、九段会館において開催されましたので、私が参加しております。
その議案の抜粋を、お手元に配布してありますので後刻ご覧いただきたいと思います。

[行政報告]

○議長（本保証喜） 日程第3、町長から行政報告の申し出がありますので、これを許します。
岡田町長。
○町長（岡田和夫） 平成16年第4回町議会定例会が開催されるにあたり、日ごろより町政各般にわたってお寄せいただいております、議員の皆様方の暖かいご指導・ご協力に対しまして、心から感謝とお礼を申し上げますとともに、当面する町政の執行につきましてご報告をさせていただきます。
はじめに、新年度予算編成に向けての取り組みについて申し上げます。
新年度予算編成作業につきましては、現在、各課からの要求原案の取りまとめ段階にありますが、今後、年内のヒアリングを経て、編成作業が本格化いたしますのは、年明けからとなり、例年どおり2月中旬には予算原案を確定いたしたいと考えております。
なお、先月の26日に、国から三位一体の改革について示されたところでありますが、国は、「基本方

針 2004」に基づき、地方案を真摯に受け止め、平成 18 年度までの三位一体の改革の全体像について、おおむね次のとおり合意するをいたしております。

まず、国庫補助負担金改革については、平成 17 年度及び 18 年度予算において 3 兆円程度の廃止縮減を行うこと。

税源移譲は、平成 16 年度に所得譲与税及び税源移譲予定交付金として措置した額を含め、おおむね 3 兆円を目指し、この税源移譲は所得税から個人住民税への移譲によって行うこととし、個人住民税の税率をフラット化することを基本として実施すること。

また、地方交付税については、平成 17 年度及び平成 18 年度は、地域において必要な行政課題に対しては適切に財源措置を行うこととし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保するといった内容になっております。

このように、地方 6 団体からの三位一体改革に対する案を、ある程度反映した形となっておりますが、具体的な内容については、依然不透明な状況にあります。

また、全体像の中には、2005 年度以降、地方財政計画とその決算の乖離を是正し、適正計上を行うとの文言が盛り込まれるなど、地方にとっては依然厳しい内容となっております。

このようなことから、平成 17 年度予算につきましては、全職員が今日の厳しい財政状況に危機意識を持ち、緊急性や優先度合いに応じた事業の厳選を行うとともに、個々の事務事業についてより効率性を重視し、徹底した費用対効果の精査と見直しを図り、職員の英知を結集し予算編成を行ってまいりたいと考えているところであります。

次に、市町村合併について申し上げます。

去る、11 月 29 日に第 13 回幕別町・忠類村合併協議会が開催され、2 町村による合併協議が再スタートすることとなりましたが、同日の協議会におきましては、合併の方式や新町の名称など、合わせて 26 件の議件について協議が行われ、このうち、合併の方式については編入合併、新町の名称については幕別町と、いずれも忠類村から提案をいただき、決定されたところであります。

今後におきましては、協議が順調に進むとしますならば、1 月末をめどに協議を終え、2 月中旬の住民説明会、2 月下旬の合併協定書の調印を経たうえで、廃置分合等の議案を提出させていただければと考えているところであります。

次に、本年度の農作物の作況について申し上げます。

今年は、強風や低温により、一部の作物で初期生育が遅れたものもありましたが、春先からおおむね良好な天候に恵まれ、生育も順調に推移し、7 月末からの小麦の収穫時期以降も大雨や台風の被害も少なく、収穫作業もほぼ順調に進められたものと思っております。

主な作物の作況について申し上げますと、まず、小麦につきましては反当り 10 俵を超える収量で、品質についても小粒傾向ではありますが、一等麦が多く平年以上の収穫量となったところであります。

馬鈴薯については、全体的に小玉傾向であり、平年より若干収量が下がっているところでありますが、作柄については平年並であり、おおむね順調な収穫でありました。

甜菜については、現段階では確定したものではありませんが、平均糖度において若干平年を下回る見込みではありますが、収穫量においては過去最高も予想されるところであります。

豆類については、干ばつの影響からやや小粒傾向であるものの、品質については「良」で、収穫量においても全般的に平年を上回る見込みとなっております。

長芋につきましては、平年と比べて収穫量はかなり多くなっており、また、品質においても、サイズも大きく、形状もよく、製品歩留まりは良好との見込みであります。

その他の野菜類については、葉物野菜や大根は逆に夏場の高温により収穫量・品質ともに平年を下回る状況であります。

いずれにいたしましても、今年は台風などの自然災害の影響が少なく、夏場も好天に恵まれ、農作物全体としては平年を上回る収穫量・品質が確保される見込みでありますことは、農業生産者のご努力をはじめ、農協など関係機関の方々のご指導ご尽力の賜物であると感謝いたしているところであります。

次に、軍岡のホクレン十勝食品工場跡地の件について申し上げます。

これまでの行政報告や議員協議会で、ホクレン撤退にかかわる経緯について説明をさせていただきましたが、今般、帯広市に本社があります道東ライス株式会社とホクレンとの間で売買に係わる協議が整い、11月1日に契約が締結され、ホクレン跡地に進出することが正式に決定したところであります。

道東ライス株式会社につきましては、株式会社食創が100%出資をしている農産物の加工食品製造業を行っている会社であります。

町といたしましても、ホクレン撤退後の新たな企業の進出に対しましては、ホクレンやJA幕別町などと十分連携をし、慎重に協議を進めてきたところでありますが、道東ライス株式会社に正式に決定しましたことは、大変喜ばしいものと考えているところであります。

今後におきましては、現施設の一部改修工事を行い、来年3月末に一部移転をし、4月には帯広からの全面移転をする予定であると伺っているところであります。

また、工場跡地がホクレンから第三者企業に売却移転する場合、町とホクレンとの契約及び議会の議決に基づいて、ホクレンが町に土地代相当分を時価で支払う旨の規定があり、今年度5,500万円がホクレンから町に対して支払われる予定となっております。

なお、今回の道東ライス株式会社の進出によりまして、本町の農業振興はもとより、地域経済の活性化や雇用の場の確保などが図られることが期待されますことから、安定的・継続的に企業活動が推進されることを願っているところであります。

次に、下水道使用料について申し上げます。

幕別町の下水道事業は、地域住民の生活環境の向上策として、本町地区にあっては単独公共下水道として昭和59年より、札内地区にあっては十勝川流域関連公共下水道事業として平成元年より供用を開始し、それぞれ現在に至っているところであります。

下水道使用料につきましては、平成9年度に料金改定を行ってはおりますが、下水道の普及促進を図るべく、供用開始当初より低額の料金設定をしたところであります。

また、汚水管の整備も順調に進み、15年度末では処理区域内の水洗化率が94.8%と、管内でも帯広市に次ぐ高い普及率となり、当初の目的でありました各家庭に対する下水道施設設置の普及の役割は果たしたものと考えております。

ご承知のとおり、下水道の整備・維持管理には毎年一般会計から多額の繰入が行われております。

昨今の厳しい財政状況に鑑み、受益の公平な負担、さらには普及率も高まり管内的にも平均的な料金設定に見直す時期と考えますことから、今後、幕別町使用料等審議会条例に基づき使用料等審議会を開催していただき、料金の改定についてご審議をいただく予定であります。

次に、千代田大橋の架け替えについて申し上げます。

先の定例会においてご報告致しましたとおり、一般国道242号千代田大橋架け替え事業が、着工の運びとなりました。

現在の千代田大橋が、昭和29年9月完成後ちょうど50年目にあたる年に新しい橋に着手することとなったところでありますが、関係各位の絶大なご支援とご協力の賜物と深く感謝いたす次第であります。

先般、事業主体であります帯広開発建設部において、来たる12月12日に着工式を挙行するとお聞きをいたしましたことから、池田町の促進期成会ともご相談させていただき、千代田大橋着工を祝う池田・幕別実行委員会を組織し、着工を祝う集いを着工式に合わせ開催し、今日までのご厚情に感謝の意を表しますとともに、今後は、平成19年度新橋完成とお聞きしているところではあります、1日も早い完成に向けまして、要請活動を続けてまいりたいと考えているところであります。

次に、公共工事の発注状況について申し上げます。

12月3日現在におけます公共工事の発注額は20億6,500万円で、発注率で申しますと99.5%程度となっており、本年度計画いたしておりましたほとんどの工事の発注を終えたところであります。

発注済の工事につきましては、工事の早期完了と労災事故の防止など安全管理の徹底を図るように受注者に対し重ねて指導をしておりますとともに、未発注工事につきましても、発注条件の整備に努め、

工事の遂行に万全を期してまいりたいと考えております。

以上、当面する諸問題等につきまして、ご報告をさせていただきましたが、議員の皆様には引き続き町政の執行に対しまして、一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げまして、行政報告とさせていただきます。

○議長（本保証喜） これで、行政報告は終わりました。

[請願の付託]

○議長（本保証喜） 日程第4、請願第2号、「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

紹介議員の説明を求めます。

中橋友子議員。

○2番（中橋友子） はじめに、大変恐縮ではありますが、字句の修正をお願いしたいと思います。

請願趣旨の2行目に当たります、「利用料を1割から2割～3割」の後ですね、「の」を「に」に変えていただきたいと思います。

それでは、朗読をもって紹介に代えさせていただきます。

2004年11月29日提出。

「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願書。
幕別町議会議長本保証喜殿。

請願者、幕別町札内春日町315番地の11、十勝勤医協「幕別町」友の会会長高野幸雄。

紹介議員、中橋友子、同じく野原恵子議員であります。

請願趣旨。

小泉内閣は、介護保険法の改定を2005年の通常国会で行おうとしています。その内容は、利用料は1割から2割～3割に引き上げる、入所施設については、ホテルコストと称して部屋代、食事代をすべて利用者負担にする、介護度の低い人の利用を制限する、障害者支援費制度と統合し20歳から保険料徴収を行うなど今まで以上に利用者の負担を増やし、利用を困難にするものとなっています。

介護保険は、要介護認定を受けながらサービスを全く利用していない人が80万人もいるなど「負担が重くて利用できない」ことが実体化しています。特養の待機者も全国で23万人以上といわれています。

また、在宅サービスの担い手であるヘルパーの8割が非常勤であるなど、貧困な制度のもとで、施設で働く人たちの労働条件も厳しいものがあります。

介護保険を支えている最大の柱である家計負担は、既に2兆2,000億円、全体の41%に達しています。

一方、国庫負担は1兆2,000億円、全体の25%にしかすぎません。

不況と失業が深刻化する中で、これ以上の負担増を強いることは、ますます利用しにくい介護保険制度を招くこととなります。

誰もが費用の負担の心配することなく安心して介護が受けられるよう、国庫負担を増やし、これ以上の利用者負担の引き上げを中止することなどを求める意見書を関係機関に提出していただきたく請願いたします。

請目項目。1、2割～3割への利用者引き上げをやめること。2、住民税非課税者の利用料を3%にすること。3、介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないこと。4、保険料の引き上げや20歳からの徴収をやめること。5、要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないこと。6、施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任ですすめること。7、障害者支援費制度との統合をやめること。以上であります。

提出先。内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。以上です。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、請願第2号に対する質疑を省略し、民生常任委員会に付託いたします。

[休会]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

議事の都合により、明12月8日から12月13日までの6日間は、休会いたしたいと思いを
これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、12月8日から12月13日までの6日間は、休会することに決定いたしました。

「散会」

○議長（本保証喜） 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月14日、午前10時からであります。

(10:21 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第4回幕別町議会定例会
(平成16年12月14日 9時58分 開会・開議)

開会・開議宣告(会議規則第8条, 第11条)

議事日程の報告(会議規則第21条)

日程第1

会議録署名議員の指名

12番 佐々木芳男 13番 古川 稔 14番 坂本 偉

日程第2

一般質問(11名)

11 杉山晴夫 16 中野敏勝 19 千葉幹雄 17 永井繁樹
9 小田良一 15 芳滝 仁 12 佐々木芳男 14 坂本 偉
4 牧野茂敏 13 古川 稔 1 豊島善江

会 議 録

平成16年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年12月14日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月14日 9時58分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫

助 役 西尾 治

収 入 役 小野成義

教育委員長 辺見政孝

教 育 長 沢田治夫

農業委員会会長 上田健治

総務部長 新屋敷清志

企画室長 金子隆司

民生部長 石原尉敬

経済部長 中村忠行

建設部長 三井 巖

教育部長 藤内和三

札内支所長 瀬瀬良征

総務課長 菅 好弘

企画参事 羽磨知成

企画参事 飯田晴義

町民課長 熊谷直則

税務課長 久保雅昭

保健福祉センター所長 佐藤昌親

農林課長 増子一馬

商工観光課長 本保 武

土木課長 田中光夫

土地改良課長 角田和彦

施設課長 小野典昭

水道課長 前川満博

都市計画課長 高橋政雄

糠内出張所長 横山義嗣

会計課長 堂前芳昭

車両センター所長 橋本孝男

経済部参事 古川耕一

学校教育課長 飛田 栄

生涯学習課長 長谷 繁

図書館館長 平野利夫

監査事務局長 森 広幸

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明

課長 平田正一

係長 澤部紀博

8. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

9. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

12番 佐々木芳男

13番 古川 稔

14番 坂本 偉

議 事 の 経 過

(平成16年12月14日 9:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程の報告]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、12番佐々木議員、13番古川議員、14番坂本議員を指名いたします。

[一般質問]

○議長（本保証喜） 日程第2、これより一般質問を行います。

一般質問は通告順に行います。

最初に、杉山晴夫議員の発言を許します。

杉山晴夫議員。

○11番（杉山晴夫） 議長のお許しをいただきましたので、通告してあります公共事業の縮小に伴う地場産業の育成について、質問をさせていただきます。

経済状況は厳しさの中からも全国状況としては大企業のリストラ等による企業努力や米国や中国の景気の影響による貿易収支の好転によって景気回復が囁かれているが、中小企業やさらに零細企業においては一段と厳しさが増し、多くの国民が景気回復状況を疑問視している現状にあると思われま

す。その中で北海道では、景気回復の実感はほど遠い状況にあり、幕別町も右倣えで町民の皆さんも弱者救済を後回しにした構造改革路線の景気回復傾向に不満やるせない気持ちを抱いているのではないのでしょうか。

そこで、この厳しい状況下、全国的な公共事業の縮小が近年続いておりますが、中でも建設業はその依存度が極めて高い故に生き残りは非常に厳しいものがあると言われております。

当町の業者も体質強化等のために企業合併や資本提携を進めつつあると聞き及んでいますが、事業が縮小されることにより、当然就業者も縮小され、町内景気にも影響を与えることとなります。

さらには自主財源の中でも大きくウエイトを占める町民税についても波及してくるのではないかと思います。

今、依存財源に対する期待度が薄れつつある時、自主財源の確保に努力を払わなければならないことは申すまでもありません。

地域の業者を育成する観点から、このことについて町長はどのように考えておられるか、所信をお伺いいたします。

併せて、次の2点についても伺います。

平成12年度より15年度までの建設業にかかわる発注額について。また、国、道のそれらはどのようなになっているのか。

2、当町の建設業の就業者数は何名かについて、お伺いをいたしたいと思

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 杉山議員のご質問にお答えいたします。

公共事業の縮小に伴う地場産業の育成についてであります。

12月1日に財務省が発表いたしました2004年度一般会計の税収状況によりますと、10月までの累計で前年同月日6.3%の増加となっており、この増収の要因は好調な企業収益を背景に、法人税が30%の増、また、個人消費の増による消費税や所得税も前年を上回る水準で推移していることによるものとなっております。

また、新聞報道でも2004年度の予想連結経常利益が1,000億円を超える企業は、前年度より22社増え、過去最高の60社になり、日本経済は確実に回復基調にあると報じられております。

しかしながら、北海道経済、とりわけ十勝経済におきましては、このような経済の回復基調を実感でいないというのは意を同じくするものであります。

そうしたことから、これまでも非常に厳しい町財政運営の中で、社会資本の整備にも積極的に取り組むとともに、町商工会、農協など経済団体とも連携のもと、町内に立地するさまざまな業種にわたる企業のネットワーク化を促進し、人材や情報の交流を通じて、技術力や競争力の向上に努めてきたところであります。

また、各企業等においても、ただ単に公共事業に頼るのではなく、厳しい経済環境の中でこそ、異業種が連携し、それぞれの得意分野で力を発揮し、新たな事業の創造や展開が求められているものと考えているところでもあります。

平成12年度から平成15年度までの建設業にかかわる発注額について。また、国・道のそれらはどうなっているかのご質問であります。まずはじめに、町の発注額であります。平成12年度には、30億2,800万円、平成13年度には27億5,100万円、平成14年度は17億2,600万円、平成15年度は16億2,500万円となっております。

平成16年度につきましては、現在のところ20億6,000万円ほどという見込みになっております。

次に、国・道の発注額であります。これは詳細に公表されている資料がありませんので、十勝支庁作成の統計資料に基づきましてお答えを申し上げます。国は、平成12年度、607億円、平成13年度、657億円、平成14年度、599億円、平成15年度は415億円となっております。

また、北海道の発注額は、平成12年度、599億円、平成13年度573億円、平成14年度は522億円、平成15年度は466億円となっております。

なお、発注額はいずれも十勝全体のものであります。

次に、幕別町の建設業の就業者数は何名かのご質問であります。3年に一度行われます事業所統計調査等によりますと、平成13年度は110事業所、1,226人、本年実施されております事業所統計、まだ未確定ではあります。111事業所、1,117人となっております。

このように、公共事業の発注額並びに就業者数の推移を見ましても、厳しい経済環境にあるものと思っております。

今後とも、関係団体とも連携を図り、地域経済の回復に向け努めてまいりたいというふうに考えているところであります。

以上で、杉山議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 杉山議員。

○11番（杉山晴夫） 町長もお読みになったかと思いますが、過日の勝毎の報道によりますと、十勝支庁の建設指導課において管内建設業の現状に関するアンケート結果をまとめたところ、過去3年間の収益動向について、調査に回答した企業の74%が減収減益と答えたそうでございます。

いわゆる、公共事業縮減等の背景が、建設業界の苦しい経営実態が浮き彫りになったというふうに報じられました。

道は建設業の新分野への進出等を施策に挙げているようでございますが、なかなか業者もビジョンを持たずに、そういった現状が浮き彫りになったというふうに出ておりました。

今朝の新聞を見ますと、道も来年度の重要施策として、中小企業支援策として7,580万円の予算要求をしたというふうなことも書いておりましたが、町としましても、こういうその厳しい財政の中で、新たな支援策はなかなか持てないだろうというふうには理解をするところでございます。

また、ご答弁の中で、ただ単に公共事業に頼るのではなく云々という文言がございましたが、もちろんそうであろうと思います。各企業が自助努力によって、新分野への進出を自主的に取り組むべきであろうというふうに私も思いますが、町としましては、これらに対して、側面的なサポートをしていくことが大切でなかろうかというふうに感じているところでございます。

そこで、2点ばかりお尋ねをしたいと思います。町内で施工されている国・道、いわゆる開発建設部、土木現業所の工事に対して、地元事業社のジョイントベンチャーや下請け参入などの町内業者の受注が増大するように働きかけをすることは、私は可能ではないかと思うわけでございます。

町長は既にこういった要請を行われていると思いますが、もし、行われていないとすれば、このことについてどんなふうにお考えを持っておられるか、1点目、お伺いしたいと思います。

次に、2点目でございますが、雇用と資材の購入の問題であります。

受注したのが町内業者であればもちろんのこと、町外業者であっても、労務者を雇用する場合は、町内の人を優先するように、また、資材を購入する場合は、調達できるものについては町内業者から購入するように、あるいは何割以上は町内からといったことを契約の条件とする指導はできないものかどうか。

以上、2点について、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） お話ありましたように、厳しい経済情勢の中で、建設業をはじめとして町内の業者の方、企業の方々がいかに多く仕事を受けながら活躍をしていただけるかと。私どもにとっても大きな悩みであり期待をするものであります。

できる限り、町の発注事業も増えるように、あるいは減らさないように努力をしていかなければならないというふうには思っているところでもあります。

お話ありましたように、町内業者が道営あるいは国営の事業を受注できるようにの働きかけ、これはいろんな時点で実際私どももお話をさせていただいております。

例えば、道営事業なんかは、特に農業基盤整備なんかの事業、幕別の農業基盤整備やるのに遠いところの業者の方が来て事業をやられる。あるいは、足寄や本別の方の基盤整備に幕別の業者の方が行って仕事をされる。これらについては、何とか効率的なことから考えれば、地元の業者の方が地元の工事をやることができないのか。そういったことも何回かお話をさせていただいたりお願いをしたりという経緯はあるわけでありまして、もちろん先ほど言いましたように、業者間の競争も大変厳しいものもあるわけでありまして、当然、発注側でもそういったことを考慮に入れながら発注をされているのだろうというふうにも思っております。

さらに、町内業者の方々が仕事をされる際に、資材の調達、あるいは人の雇用、これらについては毎年のように、私どもも文書をもってそれぞれの指名業者の方々にお願いをしているところであります。あるいは、お話ありましたように、何割までもどうかという、そこまでは現実にはいっておりませんが、何とかできる限り町内で調達をし、町内の方々を雇用していただく中で、円滑な事業が実施されるようにということでのお願いは毎年行っているところでありますし、これからもまた、さらにお願いをしていきたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、杉山晴夫議員の質問を終わります。

次に、中野敏勝議員の発言を許します。

中野敏勝議員。

○16番（中野敏勝） 通告に基づきまして、質問をいたします。

ブックスタート事業について。

心豊かな子供の成長のために、本を通して赤ちゃんと楽しい一時が持てるよう応援するブックスタート事業が地方自治体の間で大きく広がっている。ブックスタート事業は、赤ちゃんと絵本を通して楽しい時間を分かち合うことを理念として、1992年、イギリスのパーミングラムというところで始められた運動ですが、今ではイギリス国内の9割以上の地域で、地域事情に合わせた形で行われているということ。

日本では、東京杉並区の協力を得て、2000年11月に試験実施を行ったのが始まりで、赤ちゃんの身体の成長はミルクが必要なように、赤ちゃんの言葉と心を育むためには、だっこの暖かさの中で優しく語りかけてもらう時間が必要です。

また、絵本を介して、赤ちゃんと保護者の心が通い合う、暖かい時間を持ってほしいとのメッセージを伝えることが大切です。子供が本に出会う機会を作ることの大切さを知ってもらうためにも、子育て支援活動の一環としてブックスタート事業も重要と考え、実施状況や推進状況についてお伺います。

次に、子供議会の開催について。

町の未来を担う子供たちの夢や希望、意見を町政に反映させていくことは幕別町の将来にとって大切なことと考える。

わが町には4校の中学校があるが、少子化社会にあつて生徒数も年々減少している中、さまざまな意見をもった若い力があると思う。

中学生が町に対して興味を持ち、町の将来について話し合いをしていくことも教育のひとつの場と考える。本町の教育目標である「郷土を愛し、自ら学び、心豊かに生きる人作り」にもつながるものと考え。そのためには、大人が子供に関心を持ち、そして、大人が子供に深くかかわりを持つ。子供自らが町を愛し、幕別町をつくりあげていくことの必要性を考える場として、生徒が日ごろ日常生活の中で感じていること、また、地域の中で考えさせられたことなどを要望・意見として自由に発表してもらうことが、これからのまちづくりの第一歩にもなっていくものと思う。

議会の仕組みを学びながら会議の様子なども学べる子供議会の開催を行ってはどうかと考え、次のこととお伺います。

①子供議会は平成11年7月25日に一度行われている。第4期総合計画の策定に伴って実施されているが、この時はゴミなどの環境問題、学校施設の整備、給食についての疑問点が質問となっているが、どのように総合計画に反映されたのか。

②中学生の海外研修時にあったこと、ホームステイ等で学んだこと、姉妹交流などの場も体験学習として参加し、体験と知識を思う存分、町民や同僚にむかって伝える機会にもなると思うのですが。以上。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、私の方から中野議員のご質問にお答えさせていただきます。

ご質問の2点目になるわけでありませけれども、子供議会の開催についてであります。子供議会につきましても、まちづくりを考える上で、時代を担う子供たちがどんなふうにも町を捉え、どのような考えや要望を持っているのかを認識することが重要なことであろうというふうに思っております。

また同時に、子供たちがまちづくりに対する意識を高め、行政の仕組みや役割に対する理解を深めてもらうことも大切なことであろうというふうに考えているところであります。

このようなことから、平成11年に子供議会を開催いたしました。このときは、町内13の小中学校から、小学5年生と中学校2年生を対象に、それぞれ2名ずつ、都合26名の子供たちにも出席をしていただき、これからのまちづくりに対する要望や意見を、質問・答弁という議会の一般質問の形式に則つて、議事を進めたところであります。

この子供議会での質問・要望等が、第4期総合計画にどう反映されたかというご質問であります。お話ありましたように、一つには、ごみなどの環境問題についての意見等が子供たちから多く出されましたが、これらにつきましても、当然のことながら、まちづくりの基本姿勢の一つであります環境重視といった点に、また、学校施設の整備や給食の充実、通学路の交通安全施設の整備、公園の整備など子供たちの身近な関する質問あるいは要望も多く出されましたが、これらにつきましても、それぞれ基本計画の施策の方向に反映されたものと思っております。

次に、海外研修や国内研修等で体験したことや学んだことの発表の場にもということではありますが、これらにつきましても、今、各学校での報告会、あるいは町の広報誌等を通じて、町民の皆さんにも周知をいたしているところもあります。

先ほど申し上げましたように、平成11年度の子供議会は、質問・答弁という形式で行われましたが、

形式などを工夫することにより、中学生が学んださまざまな体験や知識、さらには、まちづくりへの夢などを発表する機会にもなり得ることとは、意を同じくするところであります。

今後、子供議会の開催につきましては、たまたま昨年からは、年1回教育委員会で開催されております中学生によるジュニア教育委員会等も参考にさせていただきながら、各学校でも準備等のでかなりの時間と負担がかかりますことから、十分、学校・教育委員会ともご相談をさせていただき中で、考えてまいりたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上で、中野議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 中野議員のご質問にお答えさせていただきます。

ブックスタート事業は、絵本そのものを一人ひとりの赤ちゃんのまわりに届けることに大きな意味を置いている運動であり、具体的には、乳児検診時に来られた保護者に、絵本や子育てに役立つ情報・資料等をその場で手渡すというものであります。

幕別町の図書館では、平成15年度から保健福祉センターとの連携のもと、この事業をマイファーストブックサポート事業という名称で実施しておりますが、乳児検診の際、単に絵本を手渡すだけではなく、図書館司書による本の紹介、あるいは読み聞かせなどの話をしてから、絵本セットを1カ月間貸し出しをし、図書館に返却していただく際に、その中から気に入った絵本1冊をプレゼントする方法をとっているわけであります。

この2年間に実施状況を申し上げますと、平成15年度につきましては、9回の7カ月乳児検診の際に115名、平成16年度は、11月末現在でありますけれども、12回142名であります。最終的には、212名ぐらいになるのだろうというふうに予測をしているところであります。

なお、乳児検診率はおおむね100%に近い状況でありますけれども、都合で検診に来られなかった保護者の方に対しては、別途、保健福祉センターと連携をとりながら対応をしているところでもあります。

事業実施にあたりましては、図書館利用カードの作成、離乳食・子育てに関する本の案内、お勧め本コーナーの紹介等を行っているほか、ベビーカーやおむつ替えベッドを設置し、図書館に赤ちゃん連れのお母さんが一人でも多く来館していただけるような環境整備にも、併せて努めているところであります。

なお、今後の取り組みについてでありますけれども、1歳6カ月検診時に実施したアンケート調査では、絵本を読むきっかけとなった時期は、本事業、いわゆるブックスタート事業でありますけれども、これを実施してからという保護者が多く、また、図書館に足を運んで絵本などに触れ合う機会が増えたこと。このことによって、絵本の貸し出し冊数が増えていることも事実として受け止めているところであります。

こうしたことから、先に策定した幕別町子供読書推進計画の中でも、マイファーストブックサポート事業を具体的な取り組みとして位置付けをしておりますので、今後とも本事業推進に向け一層努力をしまいたいと考えているところであります。

また、町内の主要公共施設7カ所に、返却・貸し出し自由の図書コーナーを昨年から開設しておりますけれども、こうした場におきましても、新たに絵本を含めた児童書を置くなどいたしまして、親子ともに身近に本がある環境、すなわち読書のまち構想幕別実現に向けまして、さらに積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上で、中野議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 中野議員。

○16番（中野敏勝） ブックスタートにつきましては、幕別町独自のやり方ということでいろいろ努力をしているようですが、このブックスタートについては北海道知事である高橋知事も、自らこの状況を把握されたりしながら、道の教育委員会などでも、初年度分として本の購入2分の1の助成をしているということなんでしょうけれども、これらは活用されているのでしょうか。

さらに、このブックスタート事業そのものというのは、非常に効果があるものだと思います。

今、学校崩壊とか、あるいはさまざまな発達多動性の子供がいるとかありますけれども、そういう精神面の援助というか、そういうものが非常に効果があるものではないかと。小さいときから、良書に触れ合うことによって、そういうものがなくなってくるとも言われております。

少ない予算で、計り知れないすばらしい子育て支援の部分にもつながっていくのではないかとというふうに思うわけです。

読書の推進、親子のコミュニケーションも大きな核となっているものと思います。

さらに、今、核家族の中で、子供にどう接していいかわからない親が非常に増えていると。これらのことが虐待事件というようなものにもつながっていく可能性も否定できないわけです。

その意味から、子育て支援の強力な事業として、今、教育長から答弁がありましたけれども、保健センターとか、あるいは図書館、それからボランティアの方々というような方とも連携をとりながら、より以上充実したものにされていくことが必要でないかと思うのですが、この点についてお伺いします。

さらに、子供議会の開催ということについては、前向きに進めていくということで理解をしましたので、この点はよろしいです。

1番のブックスタートの部分だけ、今の質問、よろしくお願いします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今、お話ありましたように、このブックスタート事業、いわゆる子供のときから、こうした本に慣れ親しむ、そういった意味で幕別町でも実施しておりますし、また、今、道でお話している、この活用しているか。このことについてちょっと、今ここで分かりませんので、そういった事業についてはさらに調べながら活用できるものは活用したいというふうに考えております。

いずれにしても、効果につきましては、もうまさにお話があったとおりでありますし、これ以上どんな形でやっていくか。やっぱりこれは、今、子供の活字離れというのが叫ばれているわけですが、その前にやっぱり保護者といいましょうか、親の人たちもどちらかというところ、そういった活字が離れていく。ですから、こういった機会を通しながら、いろんな形の中で本に慣れ親しむ。そのためには、先ほどもお話あったように、ボランティアの人たち、今も実際に支援をさせていただいておりますけれども、そういった多くの人たちの連携をともにしながら、一つひとつやっぱり進めていく必要があるだろうと、そんなふうにご考えておりますので、よりいろんな形の中で、知恵・工夫をしながら進めていきたいということで、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中野敏勝議員の質問を終わります。

次に、千葉幹雄議員の発言を許します。

千葉幹雄議員。

○19番（千葉幹雄） 通告にしたがいまして、大きく2点について質問をいたします。

まず、財政問題についてであります。

政府は三位一体政策の骨格となる基本的枠組みを決めました。平成17年、平成18年2カ年で総額3兆円の国庫補助負担金削減を目標とすとなっております。これが目標通り実施されれば、本町の行財政に深刻かつ壊滅的打撃を与えることは必至であります。

また、先目の新聞報道で、地方交付税の削減案に基き道が試算した数字ではありますが、本年度地方交付税50億5,700万円に対しまして、平成18年には16億8,000万円少ない33億7,700万円であります。

本町の行財政に与える影響とその対策について、また、各分野別の補助負担金の縮減と税源移譲の具体的見通しについてお伺いをいたします。

次に、新年度予算編成に当たり、その方針と見通しについてお伺いをいたします。

歳入の見通しについてであります。交付税は本年度に比べまして、2億3,000万円減の47億円程度と想定しているわけですが、その見通しに甘さはないのでしょうか。

また、8億円の財源不足となっておりますが、その対策はいかにするつもりなのかお伺いをしております。

次に、歳出についてであります。経常経費の削減はもちろんのこと、メリハリのきいた予算にしたということであるが、今こそ大胆な発想、大胆な決断が必要と思っておりますが、町長はどういった基本姿勢をもって臨み、どうメリハリをつけるのか、現時点での考えをお伺いするものであります。

次に、ごみ問題であります。

有料化になりまして2ヶ月が過ぎ、有料化に伴う効果、また、改善点も明らかになってまいりました。下記について、考え方を問います。

1、財政的効果、減量効果、それぞれどのように見込んでいるのか、お伺いをいたします。

2番目であります。問題点とその改善策ということで、一つ目は、ごみ袋の強度の改善と10リットル袋の必要性について。

二つ目あります。不法投棄対策について。

三つ目あります。減量による収集回数の見直しについて。

3番目あります。資源回収実践交付金の増額見直しについて、お伺いをいたします。

4番目あります。幼児、高齢障害者の紙おむつ無料化あるいは減免措置の施策について、お伺いをいたします。以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 千葉議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、財政問題についてであります。

千葉議員のご質問の要旨にもありましたように、国と地方の税財政のあり方を見直す三位一体改革について、去る11月26日に全体像が明らかにされました。

これによりますと、2005、2006年度で総額約3兆円程度の補助金を削減し、地方への税源移譲額は、昨年度分の6,560億円を含めて、おおむね3兆円規模を目指すこととなりました。

また、地方交付税改革については、2006年度まで地方団体の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額を確保すると明記されたところであります。

なお、詳細にわたる内容につきましては、今月下旬に発表される地方財政計画後となりますことから、私どもといたしましては、今後、これらの動きを注視いたしているところであります。

また、ご質問の要旨にあります道の試算した地方交付税につきましては、財務省が提案した地方財政計画の圧縮案でありました。総務省とは大分意見が異なっておりました。この論議も2007年以降に先送りされたところであります。

しかしながら、地方交付税改革の流れは一段と厳しいものがあり、私ども財政運営の厳しさがより一層強くなっていくものだろうというふうと考えているところであります。

ご質問の1点目、新年度予算編成方針の歳入の見直しについてであります。地方交付税の2億3,000万円の減につきましては、総務省が財務省に対し、予算要求段階での出口ベース3.7%減から推計したものであります。現段階では、これ以上の情報が示されておりませんが、先ほども申し上げましたように、今後、国の新年度予算が今月下旬に発表され、さらにその後示される地方財政計画でより詳細が明らかになるものと思っております。

また、約8億円の財源不足に対する対策はとのことですが、これは総合計画3カ年の実施計画に基づき財源調整を行ったところ、約8億円の財源不足を生じるということでありました。今後、新年度の予算編成に向けて、事務事業の精査を行い、財源不足の圧縮に努めてまいりたいというふうと考えております。

ご質問の2点目、歳出に対する基本姿勢でありますけれども、本町の予算の約40%を占める地方交付税が、平成12年度をピークに毎年減額をされておりました。平成16年の交付額と比較いたしますと、約13億円の減となっております。

この状況は、経常経費の削減といったことだけではなかなかもう対応できなくなっている状況でありまして、ご質問の要旨にありますように、大胆な発想が必要であると。その考えには私も意を同じくするものであります。

本町は、これまでも事務事業の見直し、民間活力の導入といった行財政改革にいち早く取り組み、その効果を見てきたところであり、この考えは今も変わるものではありません。新年度におきましては、新たな行財政改革推進計画の策定並びに行政組織機構の見直しに着手し、より一層、行政のスリム化に取り組んでまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、今後示される地方交付税など、国の予算内容を十分精査し、メリハリのある新年度予算編成となるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、ごみ問題についてであります。ごみの減量の一つの方策として、10月1日から家庭系ごみを有料化させていただき、2カ月が経過したところであります。

ごみの排出量につきましては、10月、11月における事業系ごみ及び大型ごみを除く家庭系ごみの前年度同期排出量と比較いたしますと、約50%の減量となっております。

また、有料化直前の8月と9月のごみの排出量につきましては、逆に前年同期の76%増となっていることから、今後のごみの排出量の推移を注意深く見守っていかねばならない状況にあるのだろうというふうに思っております。

本町と類似団体であります他町の状況から判断いたしますと、年間で約30%程度の減量を期待しているところでもあります。

2番目にありますけれども、ごみの排出量の減に伴う幕別町の処理経費の負担についてであります。これは帯広市・音更町が同時期に有料化に踏み切っているところでありまして、十勝環境複合事務組合を構成する市町村の最終的なごみ排出量に応じ算出されるものでありますことから、現段階では負担額についてはいかにほどになるかということについてのご報告はできないということをご理解いただきたいと思います。

それから、ごみ袋の売払いの手数料につきましては、9月の10日から町内34店舗で販売をいただいているところであります。

16年度の予算の中では、3,000万円の売上収入を計上いたしているところであります。現在の売払い状況からいきますと、最終的には3,500万円程度になるのかなというふうにも考えているところであります。

次に、ごみ袋の強度の改善と10リットル袋の必要性についてであります。ごみ袋も「ごみ」といった発想から、強度を保ちながら軽量化を図れないかと、そういった観点から、硬性・柔軟性の利点を取り入れ、低価格で燃焼カロリーも少なく、地球環境に優しいタイプのごみ袋というようなことで進めてきたところであります。

また、ごみ袋の使用については、40リットルの袋で10キロ、30リットルの袋で7.5キロ、20リットルの袋で5キロ相当の重量に対応できるよう製作したところであります。ご案内のとおり、10月の上旬ごろから、破れる、切れるなどのご指摘がありましたことから、納入業者に対しましても、材質等も含め、各種試験を、今、行わせているところであります。

いずれにいたしましても、強度等につきましては、根本的な改善を行うべく指示いたしているところであります。

また、10リットルのごみ袋の必要性のご質問であります。家庭系ごみ有料化懇談会、あるいは町民の皆さんに対する説明会、出前講座等の説明の中で、20リットル、30リットル、40リットルのサイズで実施するというご理解をいただいたところであります。有料化実施後から、10リットルサイズを求める多くの町民の声が寄せられるとともに、先般、11月に開催されました地区別公区長会議においても、少人数世帯での10リットル袋の必要性を求めるご意見をいただいたところであります。

私ども総合的に判断し、この際、10リットル袋を早期に製作し、販売できる体制を整えてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、不法投棄についてであります。この対策につきましては、郵政公社の職員、いわゆる郵便配達をなされている方、あるいはタクシーの乗務員の方からの情報提供、不法投棄されそうな土地所有者や管理者に対しての指導、警察との連携、さらには町職員による巡回パトロールの実施をしているところ

ろであり、また、不法投棄の特定者が判明した場合には、現状回復を求め、悪質な場合には法的手続きをとっているところでもあります。

このほかにも、十勝管内で関係者で組織しております十勝地域産業廃棄物等不法処置防止連絡会によるパトロールや、ヘリコプターによる監視も実施することといたしております。

いずれにいたしましても、これら不法投棄につきましては、究極はモラルの問題でもあり、自分の住んでいる地域はみんなできれいにしていかなければならない、という考えであります。

どうか、これからも地域の皆さんのご理解もいただきながら、また、私ども十分地域の皆さんとの協議をいたしながら、対策をとってまいりたいというふうに考えております。

次に、減量による収集回数の見直しについてであります。現在、市街地については、燃やせるごみが週2回、燃やせないごみ週1回の収集体制をとっているところではありますが、今回、10月以降の有料化したごみ排出量につきましては、先ほど説明したとおり、かなり減量されているところでもあります。

ただ、先に有料化した他町村の例を見ましても、最初の1、2カ月は減少しますが、少しずつ戻ることもあり得るというようなことも聞いておりますことから、ある一定の期間、排出量の推移を見守る必要があるものと考えております。

また、収集箇所については、現在、約1,200カ所あります。ここ2年で100カ所程度増設されている状況であります。収集経路の変更、さらには宅地分譲などにより収集区域の拡大が予想されますことから、排出量などを見据えた中で、収集回数の見直しも図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、資源回収実践交付金の増額見直しについてであります。この交付金につきましては、ごみの減量を図るとともに、資源の保護、再生利用の推進に資することを目的とし、昭和60年に要綱を定め、実施をし、平成12年には、1キログラム当たりの交付金2円を4円に改正したところでもあります。

平成15年度の実績では、公区をはじめ、子ども会、老人クラブ等62団体により、787トンの資源回収をしていただき、約300万円を交付したところでもあります。

この制度は、資源回収の奨励策として実施したものでありまして、最近では町民の皆さんの間にもリサイクル意識が定着し、理解も高まっているものと。そうしたことから、多くの皆さんの協力をいただいているところでもあります。

現行の資源回収交付金の増額につきましては、リサイクルプラザの処理経費に及ぼす影響等も考え、何とか現状維持でご理解をいただければというふうに考えております。

ただ、複合組合を構成する市町村の交付金制度の中にも、若干差異がありますのも現実であります。

そうしたことから、一方、複合事務組合においても、これらについての協議が進められておりますことが、これらの推移を見定めて対応していくことも必要であろうというふうにも思っております。

次に、幼児、高齢障害者の紙おむつの無料化、あるいは減免措置の施策についてであります。ごみの有料化につきましては、先にも述べさせていただきましたように、町民の皆さんはじめ、事業者や行政がそれぞれの立場で役割を分担し、増え続けるごみの発生・抑制及び処理経費の削減を図ることを目的といたしております。

清掃ボランティアや災害時などのほかには、減免の規定はしないということでありました。

紙おむつについての無料、あるいは減免につきましては、福祉行政全般の中で判断すべきものもあろうかというふうに考えておりますので、何とか現行制度について、ご理解をいただくようお願いを申し上げます。

以上で、千葉議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 再度質問をさせていただきたいと思っております。

地方交付税につきましては、その後、地方6団体などの強い反対によりまして、町長がおっしゃったように、平成17年、18年は地域において必要な政策課題に対しては適切に財源措置を行うなど、基本方針2004を遵守するということとし、地方団体の安定的な財源運営に必要な地方交付税・地方税などの一般財源の総額を確保するというので、早い話が2年間先送りになったと、担保されたということ

であります。

しかし、大きな流れとしては、減っていくという傾向に変化はないのだろうというふうに思うところ
であります。

今後、我が町は町村合併の問題もありますけれども、いずれにしても大幅な削減は避けられないのだろ
うというふうに思います。

そういった認識、町長も持っているということでありますので、この辺は理解をしたいというふうに
思います。

次に、国庫補助負担金の削減と税源移譲の件であります。

まず、国庫補助負担金でありますけれども、平成 17 年度、18 年度予算において、国は 3 兆円程度の廃
止・縮減等の改革を行うと言っております。

そこで、各分野別に文教、社会保障、公共投資などいろいろ具体的に書いてあるわけでありませ
ども、そこで、縮減されてこれらは道に直接影響のあるもの、そしてまた町村に直接影響のあるもの。そ
してまた、もう一つは、道の補助金が減らされて、間接的に道の施策が変わることによって町村に影響
のあるもの。この二種類があるのだらうと思いますけれども、具体的にいろいろ言われているわけですが
ども、まだ先が見えないという部分もあるのですが、具体的に教育費はこうなるよ、あるいは公営
住宅の補助費はこうなるよとかというふうに、新聞等の話ですけれども、いろいろ出てくるわけであり
ますけれども、これら具体的に本町に影響する金額もそうですし、その形としてどういう影響が出てくる
のかという、その辺が私どもも非常に不安と感ずるところでありますけれども、現時点でわかる範疇で結構
でございます。お答えをいただきたいというふうに思います。

次に、税源移譲でありますけれども、国は所得税から個人住民税の移譲によって行うと。個人住民税、
所得割の税率をフラット化することを基本として実施すると。

併せて国・地方を通じた個人所得税の抜本的見直しをするということ、よくわからない部分もある
のですけれども、そういうことを言っております。

具体的に言うと、住民税、これは道税・町民税を含めてですけれども、今現在、所得割で 5%、10%、
13%を 10%に統一するというので、個人住民税は 10%に統一をして、地方税として地方に入れると。
地方が取るといことですね。

そして、個人所得税。これの見直しについては、まだ国も正式に決まっていなくて、まだ未定とい
うことになっておりますけれども、来年度 17 年度は、その分、国からの所得譲与税や税源移譲予定交付
金で対応するよということを行っているのですけれども、実際、所得譲与税については、今年度はう
ちは 4,000 万円ほど見込んでいますよね。それで、これも新聞紙上でしかわからないのですけれど、道
内の所得譲与税、これは地方にあげますよというやつなのですけれども、道内で約 500 億円、その
うち道が 300 億円、そして市町村分として 200 億円を来年度出しますよということを行っている
わけでありませ
ども、現時点でその所得譲与税、あるいはまた先ほど言った税源移譲予定交付金、これ合わせて、ば
らばらでもいいのですけれども、どの程度、次年度の予算でみておられるのか、お聞かせをいた
だきたいと。

それともう 1 点、いずれにしても、我が町は国庫補助負担金の廃止・縮減、これによって、当然入
ってくる金が少なくなる。そのかわり税源移譲として税源を確保するよとは言っているけれども、や
はりカットされる方ははるかに、私は大きいというふうに思うのです。

それで、やはり地方 6 団体を通じて、地方の声を、今回の議会にも意見書として出てきたよう
でありますけれども、大きく国に対して、そういう声を大にして挙げていくべきだと思います
けれども、いかがでしょうか。

次に、新年度予算に伴ってでありますけれども、8 億円の財源の不足分の対策であります
けれども、町長の答弁は、事務事業の精査を行い財源不足の圧縮に努めていきたいということ。
一言で言うとそれはその通りなのですが、歳入が予定通り入ったという仮定のお話
でありますけれども、3 カ年の実施計画を計画通り行くとすれば、8 億円ぐ
らい不足をしますよということでありませ

そこで、経常経費の、消耗品費ですとか旅費、これを一律 5%削減をするという
ような報道がありま

した。

これでどのぐらいの効果、具体的な金額としてどの程度のその効果があるのでしょうか。

また、8億円足りないわけですから、3カ年のその計画を見直ししていく中で先送りしなければならない、来年度できない事業、その金額。そしてまた、先送りできなくて財調から取り崩してでもやらなければならない事業、また、これの金額。現時点で非常に難しい部分もあるのかと思いますけども、どの程度、どういう事業が考えられるのか、お伺いをしたいというふうに思います。

次に、ごみ問題であります。

ごみを有料化したことによる効果というのは大体わかりました。ほぼ、当初1億8,700万円程度のごみにかかる金額があると。それを大体6,000万ちょっとぐらい有料化することによって、3分の1ぐらい財源を求めたいというなお話だったと思います。3分の1ぐらいなるのではないかということですから、およそ3分の1くらい袋の収入、それから処理費の少なくなった部分で6,000万円以上の効果があるという押さえでよろしいのでしょうか。

次に、ごみ袋の強度の改善と10リットル袋の件でありますけども、まず、強度のことでありますけども、ごみ袋もごみのうちというようなお話ありましたけども、私もそれはその通りだとは思いますが、ただ、ごみ袋として、やはり極端に弱いか、使えないとは言いませんけども、それはごみ袋としては、私は欠陥品とは言いませんけども、ややそれに近いぐらいのものだろうというふうに思っているのです。

先ほど、試験、20リットルでこういう試験、30リットルでこういう試験とかと言っていましたけども、それはあくまでも机上の試験であって、実際入れて破れるものはだめなわけですから、ですからこれは私は急がなければならないというふうに思います。

そこで、強度の改善ですけども、80万枚作成したわけですから、それは何とか消費しなければならないわけです。

それで、次回作成するときから、この強度については改善されるというふうに考えてよろしいですね。

それと、10リットルはなるべく早期にということでありますけども、新年度4月1日からですけども、新年度から一般の家庭に行き渡るというような理解でよろしいでしょうか。

それから、不法投棄対策であります。

先ほど、いろいろなことでやっているというお話でありました。私は大規模な産業廃棄物の投棄ですとかそういうものは、私はそれでよろしいのだろうというふうに思います。警察あるいは郵政あるいはまたヘリコプター、空から監視するというようなことで解決するのだろうというふうに思いますけども、私はそれはそれとして、家庭ごみの、要するに空き缶ですとかジュースの缶ですとか、それ以上の、要するに家庭ごみの袋に入って、そういうごみをももちろん分別もしないで、かなり道路脇ですとか公共のところ、公園も含めて投げられているのが目につくのです。

それで、私は、警察ですとか郵便局の局員さんをお願いする。それはそれであれでしょうけども、ただやっぱりそういう人たちも当然それが仕事でないわけですから、自分の本来の仕事あるわけですから、必ず目配りしながら歩くということにならないのだろうというふうに思います。

そこで、監視員制度というのでしょうか、あるいは通報員制度というのか、私はもっとそういう資格を持たずとも持たさないではなくて、もっと平たく、公区にそういう制度、公区に一人ぐらいずつそういう制度をつくって、自分の公区内ですとか、あるいは特に目立ったそういう大きなごみが投げられている場合は、拾ってきてもらってもいいですし、町に通報してもらってもいいのだろうというふうに思いますけども、そういう制度をつくって、そういうその不法投棄対策に対応してはどうかというふうに思いますので、提案をしたいというふうに思います。

それと併せて、ごみステーションの話ですけども、車のその通行量の多いごみステーション、そういうところに、近隣ではない、通りすがりの人が分別もしないで、しかも有料袋に入っていない普通の買い物袋ですとかそういうものを、ごみステーションに投げていくというケースが多く見られるということを良く私は聞くわけでありました。

そういうその対策の一つとして、全部のステーションとは言いませんが、そういう多く見られるところに、そういう場所に、分別もしないで有料ではない袋に入れて投げることは不法投棄として罰せられますよというような小さい看板ですとかシールですとか、そういうのをういて、そういったことのないように、一定の歯止めをかける意味で、そういう方策を講じてはどうかというふうに思います。

それと、ごみ収集の見直しでありますけども、私もずっとごみステーション見ていますけども、やはり有料化になって一番感じるのは、それは行政側も押さえているでしょうけども、資源ごみが増えたということです。そして、もう一つは、可燃・不燃が減った。特に私は不燃が減ったというふうに思っています。

現在、週1回でありますけども、可燃については生ごみもありますので、年間通して、今、週2回ですけども、これを1回にするということになると、夏の間、生ごみの問題だとか臭いの問題いろいろありますのでそこまでちょっと踏み込めませんが、不燃ごみについては、臭いですとか、動物が荒らしたりしないわけですから、2週間に一遍程度の回収でよろしいのではないかと。先ほど、様子を見てというような話をしていましたけども、私は大型ごみだとかそういうのはリバウンドあるのだろうと思うのですが、この不燃については、2カ月も経てば大体予想はつくのだろうというふうに思うのです。

それで、当然、ごみの委託も年度ごとですから、やはり新年度に向けて早急に検討をして、むだな経費はかけないという意味で、1週間に一遍ではなくて2週間に一遍ぐらいに見直したらいいのではないかとという提案であります。

3番目であります。

これは何度も委員会等で論議をしてきたところでありますけども、現在、資源ごみを町の委託業者が集めて、その組合に持って行って処理をすると、トン当たり5万1,000円以上かかっているわけがあります。キロ当たり直しますと51円、51円町が負担しているわけがありますけども、現在、先ほど町長がおっしゃったように、公区ですとか団体に交付している金額はキロ当たり4円あります。

ほかの自治体見ましても、具体的に言いますと、音更は5円、帯広が4円20銭であります。これ、交付金なのですけども、公区で集めているところもありますし、あるいはまた子供会、あるいは婦人会、それから老人クラブ、いろんな団体で集めて貴重な活動の財源になっていると聞いております。

今まさに町が押し進めようとしている協働のまちづくり、この精神にも私は共通するのではないかとこのように思っております。

また、それを交付金として出しているわけがありますけども、それが少しでも多く交付されるということは、その団体がさらに活発に活動されるよう、一つの支援策としても私は有効ではないかとこのように思います。

財政的に見ても、これは理事者も認識はしていると思いますけども、交付金を増やせば、町の資源ごみが向こうへ持って行ってキロ当たり51円かかるやつが、段々少なくなる。町の財政も軽くなる。そして、各団体への交付金が増えて活動がさらに活発になっていく。そういうことを考えると、ごみの分別が進んだり、さらに考え方が変わったり。まさに一石三鳥ぐらいの効果が私はあるのだろうというふうに思うのですけども、その点はどうでしょうか。

次に、最後です。4番目の紙おむつの件でありますけども、私も調べてみたのですけども、ちなみに、現在、環境複合事務組合に加入している1市3町2村の中で6市町村あるわけがありますけども、豊頃はまだ有料化していませんので入っていませんけども、各自治体で、双方無料あるいはまた減免措置をとっているところが全部でありまして、残念ながらとっていないのは我が町だけあります。両方とも有料というのは我が町だけあります。

そういった意味で、本町は、ずっと私も考えていますと、諸先輩の努力によりまして、私は十勝でも高齢者福祉ですとか、あるいは少子化対策、これは管内で一番とは言いませんが、私は上位にランクされているのだろうというふうに自負していたわけがありますけども、調べてみてちょっと意外な気がいたしました。

これをやればすべてが解決するとか、すべて上へいくとかそういうことは言いませんけども、私はやっぱり町長の、その高齢者福祉あるいはまた少子化対策について他のところでもやっているわけですから、意をもちいているというふうに一定の評価はしますけども、やっぱりこういう施策というのは、一つだけあるいは二つだけすればいいということではなくて、やっぱり複合的に施策を打っていかないと全体として底上げになっていかないのだろうというふうに思います。効果も上がっていかないのだろうというふうに思います。

そんなことで、特に町長の、その高齢者の障害者、在宅で寝たきりの人たちのことでありますけども、対する温かい思いやり、そしてまた、時代を担う幼児を一人でも多く生んで育ててもらうという意味で、そういった気持ちを町長に持ってもらい、その政策として具現化してほしいというふうに強く希望するところであります。

ちょっと長くなりましたけど以上です。

○議長（本保証喜） 発言の途中でありますけども、この際、11時20分まで休憩をいたします。

（11：07 休憩）

（11：19 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

岡田町長。

○町長（岡田和夫） いろいろ質問があったので、最初の方のやつちょっと忘れていたかもしれませんので、答弁漏れがあったらおっしゃっていただければと思います。

まず、地方交付税に関してでありますけれども、補助金が削減されることによって私どもの町にどのような影響があるのか。

正直な話、今の段階では全くそういった指示あるいは詳細については下りておりません。

ただ、私どもが新聞報道で考える、例えば、文部省が義務教育の国庫負担金を削る、あるいは厚生労働省が国保の持分は都道府県が負担する。こういったのは、恐らく私どもの町に直接に補助金のカットということにはなっていないのだろうと思います。

例えば、最後に言われた公営住宅の家賃の補助、これは今うちでも900万円ぐらいあるのだと思いますけども、恐らくこれらは我が町に影響して来年からはなくなってくると思う。ただ、その分がそしたら何で代替りの財源でくるかということになりますと、今の段階ではまだわからない。

先ほどお話ありましたように、去年は農業委員会の事務局の設置費ですとか、保育所の措置費の負担金がカットされました。約9,800万円ぐらいカット。それに変わって、地方譲与ですか、人口一人当たり1,400円というようなことで、4,200万円ぐらいきた。これが国で言うカットと財源移譲。

来年の分については、今の段階ではカットされる部分がどのぐらいがあって、その代わりに何がくるかということは、今の段階ではちょっとわからないということ、間違いないのは、今、言った公営住宅の家賃補助なんかは、うちの補助からはなくなるのだろうというふうに思っております。

それから、所得税から住民税に代わる。これは所得税が3段階の税率、これは町村10%の住民税の税率。若干増えるのではないか。ということは、逆に今まで低い人が10%へ上がるということですから、増えるのではないかという試算も出ておりますけれども、これらについても、国から都道府県、そして町村と、この辺の割り振りといいますか配分というのですか、これについてはまだはっきりしたものは出ていないわけでありませう。

さらに、交付税も、今、3.7%という数字が一人歩きしているのは、概算要求の段階で、財務省と総務省との間で3.7%、これが国の予算、そして地方財政計画では、まだ何パーセントになるかということの確定には至っておりませんので、私どももこれらを見極めなければ、先ほど言った8億円の不足がどういうふうになっていくかということに、今、つながっていくのだろうと。当然のことながら、歳入を確保しながら歳出を切り込んでいって、8億円を少なくしていく。

そして、これが3億なり4億円になってきたときに、その分はそれでは財政調整基金で対応されることになれば対応していきたいというようなことで、まさにこれからその予算編成が始まるころであり

まして、もう一つご質問ありました経常経費を削ることによっての影響額でありますけども、今、経常経費の予算要求額、昨年でいくと、その旅費を5%削減するとかいろんなことで、せいぜい千五、六百万、1,700万円ぐらいしかならないのですけども、これも積み重ねですから、そういったことも大事にしながら経常経費を削減していく。

ただ、今、要求段階のものでありますから、どのぐらいの額になるかまでは、正直見込みはたてていないわけでありまして。

それから、国に対する要望については、前回12月の2日でしたでしょうか、全国の町村大会もありまして、私も出させていただきましたけども、緊急決議をはじめ、何とか財源確保ということでの陳情要請を、決議を行ったところであります。

つい最近きたやつでは、これは12月7日に地方6団体への代表者会議、これは総務省との代表者会議申し合わせをやった。そして、地方分権の監視委員会を地方6団体で設置して、いわゆる国が言っているように、本当に地方の財源を確保していただくのはどうかというようなことを監視する機能を持つ委員会を設置しようというようなことが、新たに決まったというような情報も得ているわけでありまして、私どもといたしましては、なんとしても地方財政の確保。特に交付税の確保に力を入れなければならないのだろうと。税源が移譲されても、一番得するのは、東京都をはじめとする大都市ばかりではないか。肝心の小さな市町村は、権限移譲されても、税源移譲されてもマイナス要素が強いのではないかというようなことからいくと、やはり安定的な財源としては地方交付税であろうというふうに思っております。

それから、あと、事業を先送りするか、あるいはどうしてもやらなければならない事業があるか。これはまさにこれからの予算編成の査定の中で出てくるのだらうと思っております。

例えば、これ合併に関わってどうしてもやらなければならない事業というのは、例えば、電算関係の事業なんかは、これは合併が決まればどうしてもやらなければならないわけでありまして。

しかし、逆に今まで3年で計画した道路をちょっと延ばして4年にしようとか、公営住宅の今継続している建設事業を若干延ばすとか、そういった手法はある意味では財源の確保状況によっては必要になってくる部分もあるのかな。

それから、もう一つ私のまちで大きいのは、今、札内の北栄町でやっている区画整理事業にかかわる事業、それと幕別大樹線、それから幕別更別線の立体交差にかかわっての事業というのは、これは相手がありますことから、ある程度それらと連携をしながら進めていかなければならないというものもあるわけでありまして、それらも含めながら、先ほども言いましたように、それぞれの事業の執行、効果とも十分把握しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、次にごみの関係でありますけれども、6,000万円ぐらいの影響が、収入かということでありまして。

先ほど言いましたように、今年は半年で3,500万円ぐらいになるのではないかというふうに思っておりますけども、ただ、これは来年になりますと、逆に今年いっぱい買っていた分が余っているかということで、少なくなる可能性もあるのでないかというふうに思っております。

逆に平均で6,000万円とすれば、来年当たりは4,500万円ぐらいになるのかなというようなことも予測はされるわけでありまして、見通しとしては、おおむね6,000万円というようなことで推移していくのだらうというふうには思っております。

それから、強度の袋、次回の製作から袋が強度化されるのかということでありまして、私どもとしましては、これあまり今私が言明して、町長そう言ったのに後で嘘言ったといわれたら困るのですけども、内部としては、今、買った袋を強度のある袋に何とか今のやつを引き取ってもらって、強度の袋を入れてもらうようなことで、できる限り早く対応をしたいという思いであります。

ただ、相手がありますから、これが絶対かと言われると私もちょっとつらい部分もあるのですけども、そういう方向で進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、10リットル袋が新年度からかということでありまして、これも同じようにできる限り

早く、少なくとも、今、間違いなく言えるのは、新年度までには入れていきたいというふうにも思っております。

それから、不法投棄についていろいろご提言をいただきました。あるいは、不燃ごみの回収日数、週1回を週2回。これらについては、お話ありましたことを私ども十分真摯に受け止めて、内部でも協議をさせていただきたいというふうに思います。

それから、実践交付金であります。

これも私はお金だけでいけば、これは1円上げても70万円ほどありますから、そう突っ張るものではないのですが、ただ、今までの経緯は、やはりごみの減量化、資源を大事にしようというところからも、地域の方々の協力をお願いしてきたという経緯もあるわけでありまして。もちろんお金が多くなれば効果もあがるかもしれませんが、地域の皆さんに喜んでいただける部分もあるのかというふうにも思いますけども、一面ではそうした地域の皆さんに資源回収を自らやっただくことによって、資源を大事にしていく、ごみを減量化していくというそういう意識の啓蒙・醸成にもつながっていくのだろうというふうに思っております。

先ほどもお話ありましたように、帯広が4円ですとか音更が5円ですとか芽室が4円、うちも4円ですから、そう大きな違いは私はないのだろうというふうに思っておりますけども、先ほど言いましたように、構成町村の中でも、今、いろいろ検討されておりますので、それらも見据えながら、これから対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、紙おむつにつきましては、これもお話あったとおりであります。いろんな福祉施策を講じる中で、これも、例えば、赤ちゃんのおむつにすれば子育て支援の一因になるのかもしれませんが、高齢者の福祉の一助になるのかもしれませんが、私も最初のこのごみの有料化のときに、町民の皆さんに、あるいは議会の皆さんにもお話したのは、何とか例外をつくらなくて、例外はボランティアとか公区でやるときの、いわゆる公共的なものについての無料、減免。それ以外は、何とか一律減免の規定のない中で話をしたい。そして、高齢者あるいは赤ちゃんに対する子育て支援等については、総合的な福祉施策の中で対応していきたいというふうなことで、今、スタートしたところであります。

これに絶対こだわってだめだということには私どもならないと思っておりますけれども、まずは、今、スタートした段階でありますので、十分状況を見ながら、今後、対応していくことが必要であろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 千葉議員。

○19番（千葉幹雄） 再々度になりますけども、質問をさせていただきます。

三位一体の関係につきましては、今の時点で、町長がおっしゃるように、非常にわからない部分もありますし、また、時期的に来年度予算を組んでいく中で、これからが佳境というのでしょうか詰めて入っていく段階でしょうから、大体状況わかりましたので、この辺は理解したいと思います。

ごみの問題ですけども、減量効果については、大体そういうことだろうというふうに思います。

ごみの強度の関係ですけども、できるだけ早くということで、強度に関しても10リットルに関しても前向きな答弁もらったんですけども、個々の家庭で買ったやつまで交換するというのではなくて、販売店にいつているやつぐらいは、できれば対応したいということの理解でよろしいですね。

収集回数も考えていきたいということですから、よろしいかと思っております。

3番目の交付金の関係なのですが、現在、音更が、先ほど申し上げましたように5円、それから帯広が4円20銭なのですね。それで、複合事務組合を構成している市町村の中で、やはり一番大きい帯広、そして次に大きい町村の音更が高いわけですね。それで、これは私は組合の中の問題もあるのだろうと思うのです。ただ、町民が見ますと、音更が5円で帯広が4円20銭で、何でうちは4円20銭なり5円なりにならないのかという単純なやっぱりそういう思いがあるのだろうと思うのです。

金額的にたいしたことないということで、1円あれしても70万円かそこらということでありまして、これはやはりうちの町として、少なくとも、何て言うのでしょうか、組合の主となるような大きな市だとか町がやっているわけですから、そこぐらいのことは私は考えていくべきだろうというふうに思

います。そして、それをもしどうしても考えないとかあれだということであれば、やはり組合の中で先ほどちょっと言うておりましたけども、一定のルールというのでしょうか、これは自然発生的に出るごみを持って行って、意図的に減らしたり、どこかへ横流ししたりしないで、そして、それを計算して組合の経費を出したりいろいろするのだろうというふうに思うのですよね。

ですから、意図的にうちの町だけがとんでもない金額を出して、資源ごみを出さないと、持っていかないようにするということになると、組合全体の運営にもかかわるのだろうというふうに思うのです。

ですから、うちの町で高いところに合わせられないということであれば、やはり組合全体の中で、加盟する自治体の中で、これについてはこういう金額にしよう、それは4円でも5円でもいいのですが、そういうルールづくりをしていかないと、絶えず自治体間で、うちは幾らにした、ではうちはその上をいこうとかというふうな、何て言うのでしょうか、値上げ合戦と言うのでしょうか、そういうのにつながっていくのだろうというふうに思うのです。

ですから、そういったことで、私は値上げをすべきだとは思いますが、それがどうしてもできないということであれば、少なくとも組合の中でルールをつくって、加盟する自治体は同じだということにしなければ、私はなかなか町民は理解得られないのだろうというふうに思います。

それから、紙おむつの件ですけども、言ったものを絶対引込まないと言いながらも、そういう方針できたということでもありますけども、一つには、やはり有料化にして、組合の構成する自治体の中で、うちの町だけがいろいろ言ったって現実問題そういうことなのですよ。これはやはり町長の政策的な配慮というのでしょうか、これ、今日言って明日とか明後日とは言いませんけども、やはり一つの課題として、前向きに検討していく課題だというふうに思います。

ちなみに、町長わかっているだろうと思いますけども、現在、町が紙おむつを支給していますよね。これ4と5、ほぼ寝たきりということで。大体町内で50人程度だそうです。たいした金額ではない。そして、乳幼児のことも、大体1年で220人ぐらいですね。ですから1歳だけあれするとすれば、未満児だけをするとすれば220人ぐらい。2歳までしても240人ぐらい。私の試算ですけども、大体紙おむつを全部出したとしても20リットルの袋で週2回ぐらいだというふうに聞いております。そうすると、年間6,000円ぐらいですか、五、六千円なのですよ、一人。

ですから、有料化にして財源確保したわけですから、その弱い人ですとか将来の町を担う、国を担う人たちについてはこういう配慮をするよと、政策的な配慮をするよということが、私は期待されるのではないかというふうに思います。

以上です。答えられる分について、お答えをいただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の交付金の関係であります。

今、お話ありましたとおり、それぞれの町のいろんな施策の中で、今言った金額が定められて実施をされているのだろうというふうに思います。

先ほど申し上げましたように、私どもの町も平成12年に2円だったものを4円に引き上げたという経緯があるわけでありまして。そうした中で、地域の皆さんのご理解をいただく中で、今、700トン余りの大きな資源回収がなされているわけでありまして、私どもとしては、お金もさることながらも、まずはそういう住民の皆さんの意識を醸成する中で、こうした事業がさらに進めていただければ一番ありがたいなというふうに思っております。

ただ、先ほども言いましたように、少ないよりは多い交付金を貰う方が良いことは誰でも思っている、同じだと思いますけども、そうした中で、何とか今の段階でのご理解をいただければというふうに思っております。

いつまでもこれが絶対上げないとかそういうつもりはもちろんありませんけれども、何とか今の段階では、このようなことで進めていただければと。

もう一つ、ルールを構成町村の中でつくることがどうか。これは私も直接は聞いていませんから分かりませんが、どちらかという事務段階あるいは助役段階の会議の中で、そういう話ができれば、

あるいは協議がなされるような場があれば、もちろん話をさせていただき、そういう方法が決めるのであればいきたいというふうに思いますけども、これもなかなかそれぞれの町村の事情があって、逆を言うと、更別ですとか中札内なんかは、今まであった交付金を廃止している町村も減にあるわけですから、これらは私も、中身はわかりませんが、現実には廃止をしている状況であります。

そういったことも含めながら、構成町村それぞれの事情の中で、そういうルールづくりができるかどうか検討をさせていただきたいというふうに思います。

紙おむつについては、先ほども申し上げましたように、この条例を制定するとき、有料化するに当たって、いろんな地域の皆さん、住民の皆さんの説明会なんかでもご意見をいただきました。

これ、いろいろご意見があったわけでありまして、例えば、紙おむつを使わないで一生懸命布のおむつを洗って使っている人もいないか。これは良いか悪いかは別にしまして、そういう意見も現実にはあったわけでありまして、何とか一律で減免制度のない中でスタートすることで、何とかご確認を、ご承認をいただけないかというようなことで、今の条例が、有料化がスタートしているわけでありまして。

私どもとしては、先ほど言ったとおりでありまして、必ずしもそれもこだわって絶対だめだということにはなりませんけども、今、スタートして2カ月、3カ月の状況でありますから、十分内容をこれからの推移を見ながら、また対応していくことも必要であろうというふうに思っておりますので、ひとつご理解をいただければというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、千葉幹雄議員の質問を終わります。

次に、永井繁樹議員の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 通告にしたがいまして、公共施設の計画的な維持補修・管理と地方財政についてお伺いをいたします。

地方自治体の社会資本や公共施設などの多くが、景気浮揚策、ゴールドプランやふるさと創生などにみられる内需拡大政策や誘導的な財政政策によって整備されてきました。

右肩上がりの経済成長に支えられ、地方交付税・国庫支出金などが増額され、諸施設の建設・整備は人口規模や財政規模などの地域特性にかかわらず、とすれば政治的な意図をもって、精力的に行われてきました。

また、諸施設の建設・整備に際しては、住民ニーズよりも国庫支出金や交付税措置を得やすい国の意向に沿ったものが優先されてきた傾向がみられます。

こうして整備されてきた多くの公共施設の維持補修・管理は各地方自治体に任されていますが、税収の落ち込みや地方交付税の減額などにより、今後は財政逼迫に陥りかねないのです。

また、公共施設の老朽化も進んでいくことから、地方自治体の公共施設の維持補修・管理が、重要な課題となる時期は間近に迫っています。

維持補修費は、道路橋梁、庁舎、小中学校、上下水道、公園、文化施設、福祉施設、スポーツ施設などに分類されますが、より詳細な分類のもとでの実証分析を行うことが課題であると私は考えます。

将来必要となる維持補修費を的確に把握し、将来負担費用を計上し得るような財政システムを確立する必要があると考えます。

そこでお伺いをいたします。

維持補修費の現状についての整理はできているのでしょうか。できているのであれば、分類ごとにその内容についてお伺いをいたします。

次に、将来の維持補修費を分析・把握できる推計の計画をどのように考えておられるのか。また、既に推計を終え維持補修費の予測値が算出されているものがあれば、その内容についてもお伺いをいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 永井議員のご質問にお答えいたします。

公共施設の計画的な維持補修・管理と地方財政についてのご質問であります。

維持補修費は、施設の公用を維持するための経費であり、備品や部品などの修繕や建物本体にかかるもので、小さな修繕につきましては、予算上は 11 節需用費の中の修繕費に計上し、また、建物本体にかかるもので大きな修繕は、15 節工事請負費に計上し対応をいたしております。

施設を管理する立場といたしましては、施設の状態を正確に把握し、その保全を適切に行わなければならないものと考え、施設の補修が適切に行わなければ、損耗を早め、その公用を損なう。または、一時的に多額の補修費あるいは工事費を要する結果となるものと認識し、対応いたしているところであります。

ご質問の要旨にもありますように、公共施設の老朽化とともに、維持補修を要する箇所が現れ、その補修費用の調整に苦慮している現実もあります。

ご質問の 1 点目、維持補修費の現状についての整理はできているのかというご質問ですが、それぞれの施設を管理する現課におきまして、維持補修の必要な箇所等を把握し、小規模なものは新年度予算要求の段階で。また、大きな費用を要する補修は、総合計画の 3 カ年実施計画の中で計上し、年次計画をもって修繕工事を実施いたしております。

維持補修費につきましては、平成 14 年度で総額 4 億 3,215 万円、平成 15 年で 4 億 6,095 万円、平成 16 年度は、今のところ 3 億 2,178 万円となっております。

これは、15 年度で施設的に分類し詳細に申し上げますと、道路関係、いわゆる土木費であります。3 億 4,851 万円、これは主なものといたしましては、除雪も入ります。除雪を含む道路橋梁維持費に 2 億 9,183 万円、公園整備に 1,336 万円、公営住宅の維持関係に 4,332 万円となります。

次に、庁舎関係。総務費であります。総額で 925 万円、内訳といたしましては、庁舎の修繕 411 万円、近隣センターの関係で 162 万円、防犯灯関係で 352 万円となっております。

次に、小中学校関係。いわゆる教育費であります。小学校関係で 1,946 万円、中学校関係で 1,023 万円、幼稚園関係に 76 万円、学校給食センター関係に 143 万円となっております。

文化スポーツ施設関係では、社会教育施設関係に 1,189 万円、スポーツ施設関係に 506 万円、文化施設関係に 255 万円を要し、教育費全体では 5,138 万円となっております。

また、福祉施設関係、民生費であります。総額で 528 万円。保育所や老人福祉センター、葬祭場に要した費用であります。

次に、上水道あるいは下水道関係であります。総額で 2,328 万円で、上水道が 686 万円、簡易水道が 410 万円、下水道が 986 万円となっております。

このほかに、農業施設関係で 2,325 万円となっております。

ご質問の 2 点目、将来の維持補修費を分析・把握できる推計の計画をどのように考えているかのご質問ですが、具体的な将来推計や計画樹立というのはなかなか難しいものと思っております。

しかしながら、それぞれの施設の利用状況や耐用年数等を参考に判断をさせて、現在、維持補修に当たっているところであります。

いずれにいたしましても、施設を建設いたしますと、将来に大なり小なりの修繕費が発生するわけでありまして、大規模改修費も含め、将来を見越した財政運営に心掛けてまいりたいというふうに考えております。

以上で、永井議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17 番（永井繁樹） まず 1 点目の現状把握については、今、町長の答弁の中にありました総合計画 3 年程度の推計ができていると、推計というか見込みですね、できているという理解をします。

2 点目の、3 年度というのは、俗に言う短期間の推計ということになりますね。把握推計ですね。

ある自治体では、回帰分析という方式を使って、これは主に公共施設面積をベースとする推計方式の導入ですけれども、それは数年間もしくは多期間にわたる会計方式を取り入れている自治体がございます。

今後、三位一体等合わせて市町村合併等も含めると、当然この 3 カ年程度の現在のような方法だけ

では、将来にわたる地域住民に対するこういった維持補修・管理にかかわっての情報提供としては非常に浅いものになるだろうと、私は考えますが、そういった中で、俗に言う回帰分析方式。それもある一定の短い期間もしくは多期間にわたる方式の導入を考えたことがあるのでしょうか。それとも検討したことがあるのか、お伺いをしたいと思います。

それと、今、町長の答弁の中で、管理実態・推計実態というのはわかるのですけれども、将来にわたってこういった施設の維持管理を考えていくときに、どういう手法で将来いろいろな対策を考えていくとかということになると思うのですが、現況、競争原理とか権限移譲、そういったものに基づいての生活志向ですとか、住民に対する志向、顧客志向ですね。そういったものを求めて、民間経営の手法を取り入れる、俗に言う業績評価を求められている時代がきていると思います。

そうした中で、現実に行われている維持補修費の予算というのは、どちらかというと前年比を基準にした中で、増分主義というのですか、そういう方法でよくやられているのだと思うのですが、私たち住民から見ますと、維持補修というのは、時には町民から見づらいものについては後回しになりがちだという傾向もあるはずで。

そこで、地方自治体が保有している資産、そういったものを効率性・必要性を年頭において、計画的な維持補修・管理を行わなくては行けないということで、総合計画に基づく数カ年の計画についてはわかるのですけれども、問題は、政府が先に示されました地方自治法の一部改正を行い、公共施設の管理運営については、現在の管理委託制度に変わって、指定管理制度を導入するという一部改正を行っております。

これは今年の9月執行になっていると思いますけれども、これはいわゆる、今まで直営でやられていたものを、公共団体に限定していたものを、法人等の民間事業にも委託できるという制度でございます。

こういった公共施設、こういったものはなぜ制度として出てきたのかと申しますと、町長もご存知だと思いますが、日本の経済のこの行き詰まった不況をどうやって打開していこうかというところで、民間、要するに企業にビジネスチャンスを提供して、規制緩和ですとか公務の市場開放をしようという一貫の制度だと思います。

うちの町のとっても、この制度を無視しては、今後、公共事業の維持管理に対する方向というのは決められないと思うのですけれども、この指定者管理制度と、それと併せて地方独立法人制度ですね。それと、俗に言われる特区というのがございますが、こういったものを町長考え合わせまして、どのような公共施設における維持管理を将来考えておられるのか、ここで伺いをしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） ちょっとご質問の趣旨が、最初、私は維持補修の計画ということだったものですから、建物の維持補修をどういうふうに計画をもって整理していくのかというふうな、今、捉えたのですけど、今のお話からいきますと、指定管理者制度だとか地方独立法人、あるいは特区、これらはそれぞれの地域にある施設を、民間あるいはいろんな独立法人等によって、どういうふうな管理をしていく、あるいは町はそういう方向に向かって制度を活用していくのかというような質問かと思うのですけれども、私どもとしては先般の指定者管理制度のときの答弁でもお話ありましたけども、今すぐ町の施設を指定管理者制度を使ってお願いするという考えは今のところもってはおられません。

ただ、今、帯広市なんかも公募する段階で、保育所の関係なんかもやっておりますけども、これらの状況を見ながら、将来的にはこれは考えていかなければならない問題ではあるというふうに思いますけども、今、その後の独立法人あるいは特区が、今の施設管理の特区がどのようなものか、残念ながら私もそこまではちょっと勉強に至っていないのですけれども、いずれにしても、民間活力を導入しながら、そして行政サービスを低下させない中で、地方の施設、公の施設がより有効に活用される。そのこと自体に我々は何ら物を申す、反対するあるいは逃げるものではないわけでありませう。

しかるべき必要なものについては、当然、検討しながら、また、議会にもお諮りをしながら進めていかなければならないと思います。

ただ、仮に指定管理者制度を使って施設を委託をする、お願いをしたとしても、その施設自体が町営

のものである。公の施設である限りは、維持補修費というものは、これは付いてまわるわけでありますから、私どもはそれには対応していかなければ、当然ならないわけであります。

そのために、残念ながら、今、永井議員が言われたように、将来的な計画はないわけでありますけども、本当に掴みの中で、来年このぐらいの予算、維持補修費が出るというようなことで、実施計画の中で組ませていただく。もちろん、維持補修費と言いながらも、突発的なものは出てまいるわけでありますから、それらは、修繕的なものは当然のことながら緊急の補正予算、あるいは大規模なものについては工事請負という中で対応していきたいというふうに思います。

これは企業会計なんかでいきますと、施設ごとによって減耗というのですか、あるいは修繕にかかる引当金をもったりとか、そういった方法が企業会計の中ではとられるようでありますけども、一般会計の場合はあくまでも施設があって、その施設に、どこかに修繕の必要性が出てきたときに、それに向かって予算対応していくというというのが現状でありますので、ひとつ将来的なことは、これから十分内部でも検討させていただきますけども、現状についてご理解をいただきたいというふうに思います。

推計方法については、特に今の段階では実施いたしておりません。

○議長（本保証喜） 永井議員。

○17番（永井繁樹） ちょっと入り方が悪かったかもしれません。

実は、一番聞きたいのは、その推計方式がある中で、多期間にわたる回帰式というその方式がある中で、そういう公共施設の維持管理について、分析をした方がよろしいのではないですかという私の提案なのです。

3カ年はわかりました。問題は、将来にわたって3カ年以上の分析をどうしてされないのですかということなのです。

ですから、そうしていかないと、今のような前年度比較、もしくは3年程度の過去の実績から基づいたりしていく増分主義の予算編成では、やはりこれから抱える大きな公共施設、相当な面積あると思います。これは十分予算の中では補っていけないのではないだろうかと思えます。

ですから、先般の決算でも出ましたように、一つの建物直すのに、そこの部署だけの予算でなかなかできないと。ですから、そういったものが3カ年で実施していきますよというのはわかるのですが、それはあくまでも3カ年の範囲ですから。

当然、自治体の今後の方針としては、もっと長いスパンで、一つの建物というのは何十年も続きますからね。そういった中で維持補修にかかわる全体の予算とういうものをきちっと把握していかなければ、我々議員としても、将来の見通しがたたないということをお私ここで申し上げたいのです。

それで、今、町長がそういう方法にはまだ至っていないし現状にはないというのであれば、ぜひ、先進地の事例を調べていただいて、回帰分析方式というのはございます。

そういったもののデータを取り寄せて、できるだけ早い期間に、この推計を出していただきたい。そうすることが、今、住民が情報不足になっている、特にこの維持管理費というのは、本当に情報不足ですから、実際に町にある施設すべてにどれだけのお金が今後かかるかということとはわからないわけです。

私は、財政が厳しいのであれば、それをやはりきちっと推計して、住民に知らせる必要があるだろうという意味でお伺いをしているわけで、別に今までやっていることを批判するつもりもございませんし、それに対しては評価をするところでもあります。

ですから、他の自治体との比較の中でいけば、やられていない自治体はいっぱいございますが、やはりうちは先に手掛けて、将来的に予算の全体像の中で、各部署が困らないような維持管理補修費の予算構想というのを立ててはどうですかということ。まずそれが第1点。

それと、指定管理者制度とかいろいろ言いましたのは、必ずこれに取り組むときには、こういった政府で決められた制度を導入しなければいけない。導入するときには必ずこれはメリット・デメリットありますけれども、経済的な、例えば、金銭的な負担が少なくなるとかという効率的な運営ができるとかというメリットがあるはずなのです。そしたら、こういう制度を必ず導入しなければ、今後の公共施設の管理維持というのはいけませんね。

これは必ず財政的にはメリットをもっていくという趣旨の制度ですから。そのために、私はお聞きをしているのです。

ですから、関係がないということではなくて、必ずそういったものを噛み合わせていかなければいけないという意味なので、その点についてお伺いをしたい。そう思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前段のお話ありましたように、一つの公共施設、建物あるいはいろんな施設が、将来的にどのように修繕あるいは改修、そういった計画、そしてそれにかかわる経費がどのぐらいかかるのかということをはっきりと示していく。確かに言われればそういうことになるのだろうと思いますが、今までやってきたのは、そういう計算はやってきていない。あくまでも現実的な対応といいますか、その場その場必要に応じて対応をしてきたというのが現実であります。

先ほど言いましたように、企業会計なんかはいきますと、当然ながら減価償却を見ていくですとか、引当金をもって将来に備えるというようなことはやってきたわけでありまして、その手法、先進地というお話もありましたので、私どもも内部の中でも十分検討させていただきたいというふうに思います。

それから、指定管理者制度、私は全く否定するわけではありませんけれども、今の段階ですぐその指定管理者制度によってどこかの施設をお願いするというようなことは考えていない。

それと、お話ありました、もちろん指定管理者制度を使うことによるメリット・デメリットはあるのだろうと思いますが、今、言われたような施設管理あるいは営繕、あるいは維持補修に関しての指定管理者制度との関わりというのは、やっぱり町には最終的な責任というのはあるのだろうというふうに思います。

ただ、管理をお願いしていくことに対するメリットというのは、これは当然あるからこそこういう制度もできていくのだろうと思いますが、これらについては、前段お話し申し上げましたように、今すぐということではなくても、当然、今後、検討していかなければならない課題であることだけは間違いないというふうに思っておりますし、私どももそういった方向でこれからも進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、永井繁樹議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

(12:03 休憩)

(13:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小田良一議員の発言を許します。

小田良一議員。

○9番（小田良一） 通告前に訂正をさせていただきます。

1番目の質問の中の4番目の「スタッフ」となっているところを、「スタッフ制」と補ってください。それでは、通告にしたがいまして、質問をさせていただきます。

財政危機下における組織機構の見直しについて、お伺いいたします。

先の町長の行政報告において、町長は「財政危機への対応が急務であり、この問題の解決なくしては将来のまちづくりの展望が開けない」とも言われています。

最少の経費で最大の効果を上げるためにも、支出を最小限に切り詰める方策が要であると思います。

第2次行政改革での職員の目標数値はクリアしていますが、さらなる効率的な行政運営を進めるために、行政組織のあり方について、次の点について町長の見解をお伺いいたします。

一つ。部署においては、時間外が少なかったり比較的忙しくない時期の人員を検討したことがあるのか。

2、管理職はどの程度課内の業務を集約し、時間外を含めた業務命令をしているのか。

3、構造の見直し、事務事業の見直しをするため、検討委員会を立ち上げられたと思いますが、その

結果は。

4. スタッフ制に移行した企画室の効果はどのように捉えているのか。

続きまして、いきいき活動と支援通所事業について、お伺いいたします。

平成 12 年度に介護制度と同時に開催いたしました「いきいきエンジョイ教室」は、町の高齢者福祉事業の施策の一環であり、また、町独自の事業であると思います。その目的は支え合う地域づくりの促進と高齢者、元気な老人が積極的に参加できる「場」を提供し、家に閉じこもりがちな高齢者の方を対象に近隣センターに集まっていたいただき、参加者の希望に応じ健康体操や趣味の活動を行い、地域と連帯の中で、高齢者を促そうする事業について、次の点について町長の見解をお伺いいたします。

一つ目として、高齢者の方の参加の現状と推移について。

2. 事業を支える地域の人方への支援状況について。

3. 今後の事業の推進について。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 小田議員のご質問にお答えいたします。

まずはじめに、財政危機下における組織機構の見直しについてであります。

ご質問の要旨にもありますように、財政危機への対応が急務であることを認識し、最少の経費で最大の効果を上げるよう努力するとの思いは、今も変わるものではありません。

ご質問の 1 点目に、部署によっては時間外が少なかったり、比較的忙しくない時期の人員を検討したことがあるかとのことでありますが、人事配置におきましては、各係の平年ベースの最少必要人員で配置を考えており、一時期に業務が集中するときには、課内での応援体制や臨時職員の配置などで対応をしているのが現状であります。

次に、ご質問の 2 点目、管理職はどの程度課内の業務を把握し、時間外を含めた業務命令をしているのかとのことでありますが、各管理職は担当の年間の業務量を把握し、業務の円滑な遂行に心掛け、指示をいたしているところであります。

時間外につきましても、時間外が必要な場合は、係長から事前に必要な業務内容の申し出を受け、時間外をするシステムになっておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、3 点目の機構の見直し、事務事業の見直しをするための検討委員会を立ち上げられたと思うがその結果はとのご質問であります。行政組織機構の見直しにつきましては、平成 8 年 3 月に策定いたしました第 2 次幕別町行政改革大綱の中で、時代に即応した組織機構の見直しを大項目に掲げ、平成 13 年 2 月に策定いたしました推進計画に基づき、行政改革本部に組織機構検討部会を設け、検討に着手いたしました。その後、更別村・忠類村との市町村合併協議会が設立されました。

そうした中、この中で協議が進められておりました。平成 15 年に中間報告を行い、現在、なお引き続き合併協議の中で検討をいたしているところであります。

次に、スタッフ制に移行した企画室の効果をどう考えているかのご質問であります。企画室の主な業務は総合企画、そして総合調整であります。

時代の流れとともに、複雑多様化する住民のニーズをどう政策に反映させていくかが重要な業務であります。

そのようなことから、担当者みの考えや判断でなく、各課から提案なった施策を他の課と調整が必要ではないかといったように、多くの視点から調整が求められるわけでありまして、そのような意味からも、企画室内での協議が大切であり、スタッフ制の効果も出ているものと考えております。

次に、生きがい活動支援通所事業についてであります。生きがい活動支援通所事業、いわゆるいきいきエンジョイ教室は、ご承知のとおり 65 歳以上で要介護認定で非該当とされた方や、身体虚弱等のため自宅に閉じこもりがちな方を対象に、近隣センターなどの公共施設を利用し、2 週間の 1 回程度、健康体操や趣味活動などの支援事業を実施しているところであります。

高齢者の参加状況の推移と現況についてであります。本事業が開始された平成 12 年度におきましては、幕別鉄南近隣センターなど町内 9 カ所の施設で延べ 1,499 人の参加をいただき、その後、平成 13

年度は2,075人、平成14年度は新たに暁町近隣センターを会場に加え、2,249人、昨年は2,237人。ほぼ順調に推移をしてきているところであります。

また、今年度についても、ほぼ前年度並みの参加があるものと見込んでいます。

いきいきエンジョイ教室に参加された皆様からは、とても楽しく元気が出た、新しい友達ができうれしいという声が寄せられているほか、教室で学んだ、楽しんだゲームや運動が老人クラブの例会などで披露されることもあって、大変喜ばしいものだなと思っています。

次に、事業を支える人々の支援等の状況についてですが、現在、いきいきエンジョイ教室については、社会福祉協議会の職員2名に加え、登録された52名のボランティアの方々より、各会場ごとに2～5人程度のお手伝いをいただきながら実施いたしているところであります。

これらのボランティアの方々には、教室の運営のお手伝いはもとより、充実した事業のあり方についてもご意見やご提言をいただき、今後も楽しく心身ともにリフレッシュできる教室を展開できるよう対応してまいりたいと考えているところであります。

次に、今後の事業の推進についてですが、いきいきエンジョイ教室は、参加している高齢者の方が住んでいる近隣の公共施設で事業を実施いたしておりますことから、顔見知りの方が多く集まるなど、安心して参加できるものとなっております。

このようなことから、閉じこもりがちの方にとっては、要介護状態に陥ることを防ぐ予防の機能を十分に有しているものと思っております。

本事業は本年度から、国の補助事業から一般財源化へと移行することとなりましたが、国においては、平成18年度からスタートする第3期の介護保険事業計画において、介護予防の推進を基本的な考え方の柱として、要介護状態になる前段階から要支援や要介護1程度の方に対して、新たなサービスのあり方を検討していると伺っております。

今後も本事業については、これら計画との整合性を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上で、小田議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 小田議員。

○9番（小田良一） まず大きな1番目ですが、私はこの質問に至った経過ですが、以前にも町財政を取りあげて質問させていただきました。

そのときとはわずか3年ほどですが、町財政は益々悪化をたどっています。

午前中にも二人の方からいろいろな財政問題について、町長のご答弁をいただきましたが、その中で、町では第2次行政改革の実行が2000年から5カ年計画の実施の最後の年でもあります。

さらに、町の運営の舵取りは、益々困難になると思います。

今まででも、行政改革を進めつつある中でも、議会や町民に対して、その都度情報の公開、提供をしておられますけれども、町民はあまりにも新聞等々の報道に出るため、議会やまた職員がこの問題に大して議論がなされていないのでないだろうかという不信感があるのではないかと思います。

今、内側からこの改革を進めていくのには、求められるのは町職員の意識改革ではありませんか。

そのことについて、町長の所信がありましたら、お伺いします。

それでは、質問に入ります。

13年度から臨時的に業務配分は理解していますが、役場という組織の中であって、仕事の量、サービスの大小には差があるかもしれませんが、効果的な事務処理の標準化、平準化というのですか、そういうことは図られないでしょうか。

2番目として、管理体制について。これはいろいろと工程表だとかがあるように町長は答弁をいたしましたが、私の見ている範囲では、さほどその強力体制は変わっていないのでないだろうかというように思います。

3番目につきましては、町村合併の議論が話されていますが、効果的な組織運営を目指すことは、財政が厳しい中であって、待ったなしの改革だと捉えています。さらなる施策はお持ちでしょうか。

4番目、スタッフ制ということをお伺いしまして、その効果があると思います。ですけども、他の課でもスタッフ制を考えてみるべきではないでしょうか。音更町は、町民課がやっているようです。

大きな2番目ですが、大変町長の答弁におきましては、高齢者にとって、また施策にとっても、18年度からですか、国の援助のもとに介護の保険の予防奉仕のために、こういう事業が行われるということは、大変重要なことだと思います。また、価値あることだと思います。

このような観点に立てば、この事業の活性化により、地域に暮らすことのできる高齢者本人も幸せを感じることができるに加えて、活力ある地域社会をつくることができると考えています。

今、強い住民サービスの必要性からも、その質の向上という点において私は疑問を感じます。

いきいきエンジョイ教室は無料ということですけども、材料費が実費負担ということのようです。

利用者の方からは、応分の費用をいただいても良いのではないかと思います。

公的な施設を利用して事業を行うのでありますから、そこには安全や安心、快適さが求められる以上、充実感、環境の整備だとかそういう充実したものが、施設の補強とかも考えれば、有料化が必要だと思います。

さらに、高齢者増から多様なライフスタイルを可能にし、支援、年齢に関係なく、働ける社会の実現が求められていると思います。

年寄り協役ではなくて、主役の一人として、そんな余生を過ごす場所の提供と地域の接点の確保が求められているのではないかと思います。

1について、利用度については大変好評なようですから、この事業の重要性は感じられると思います。

2番目につきまして、ボランティアの活動状況ということで、社会福祉協議会、その他52名ということが言われていますけども、この縦割りでなくて、そのこの場所に来たらどんなことでも元気な年寄りのお世話をできるような場づくりというのが必要でないかなと思います。

そんなことで、例えば、人生学博士だとか、生涯学習リーダーバンクの利用法というのはどんなふうになっていますか。

また、冬場であれば、パークゴルフがやれない年寄りならば、卓球をやっているな何か老人会みたいなような集まりがありますから、そういう自然発生的にできた団体などには、どのような処置がとられているのかなと思います。

そのことについて、何かありましたらお答えください。

3番目ですが、町の考え方として、地域主導の事業として展開していく可能性があるかどうかです。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、職員の意識改革というような言葉がありましたけれども、こういう厳しい行財政環境の中で行政を進める。そして、住民の負託に応えられる仕事をしていくためにも、ご意見いただきましたように、十分職員もこうした厳しい現実を踏まえながら、意識改革をさらに進める中で対応してまいりたいということであろうというふうに思っておりますし、私どもの立場からも、当然職員にそういうような旨の、これからも伝えていき、ともに頑張っていきたいというふうに思います。

事務の平準化、あるいは協力体制、これはなかなか役場の仕事そのものが一律にこれで1年が決まりだということにはならない部分もあります。

特に、今、こうした時代変化の激しい中では、なかなか今までとは違った新しい仕事と申しますか、新しい住民の皆さんから寄せられる要望なり社会変化に対応していく仕事というのも出てまいるわけがあります。

この間も、皆さんのところにもあったかもしれませんが、新聞なんかにも出ていましたけども、性同一障害の云々なんてありましたけども、こういうのはなかなか今までは我々の中の仕事ではなかったようなことなのかもしれませんが、現実的にはやっぱりこういう時代の中では、そういう仕事も行政としては対応していかなければならない問題だろうと。

まだまだ新しい仕事、新しい時代の対応をということはお出してくるのだと思いますので、そうしたこと

を十分踏まえながら、臨機応変に、あるいはそれぞれの立場を考えた中で、仕事の配分、そして事務の平準化ということが進められていかなければならないのだろうと思いますし、併せて合併のお話もありました。合併に伴って、当然のことながら、組織機構の見直し、先ほどもお答えさせていただきましたけれども、協議の中で進めていかなければならない問題であるわけであります。

しかも、それは時期的にも早急に対応していかなければならない問題でもあるわけでありますので、十分そういったことを踏まえながら対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、スタッフ制、音更の例がありましたですけども、また私どもとは企画室を対象に進めたわけでありますが、これが今後、各課にまで波及することがいいのかどうか。これは十分内部で検討していききたいというふうに思います。

企画課だからこそいいという面も当然あるわけでありまして、これがすべての課に通ずるかどうかということになると、また、デメリットも、あるいは疑問のすべき点、あるいは改善することによってできる面、いろんなことが考えられるわけでありますので、十分それらも検討しながら、これらのスタッフ制についての対応してまいりたいというふうに思っております。

それから、生きがい活動と支援通所事業であります。

いろいろご意見あるいはご提言をいただきました。これらについては、十分中身を精査する中で対応してまいりたいというふうに思っております。

ただ、実費をいただいているけども、そのほかにも負担をとというようなこともありましたけども、これらもどの程度がいいのか、あるいは今のままでいくことが果たして現状に合わないのか。これはいろいろご意見としてはあるのだろうと思いますけども、私どもは、まずは利用していただく方のご意見、そして利用していただく方が何よりも喜んでいただけることが第一であろうというふうに思っております。

そういった視点からも捉えながら、今後の事業に当たってまいりたいというふうに思っております。

それから、当然のことながら人々のライフスタイルが変わってまいります。高齢者の方々が増えていくのも現実であります。そういった人方が社会に参加する、そして喜んで生きがいを見つけていただく。これは大変重要なことだろうというふうに思いますし、これらの方もまた今までにはない私どもがこれからの高齢社会に対応する新しい仕事の一面でもあるのだろうというふうにも思っております。

十分ご意見等をいただきながら対応してまいりたいというふうに思っておりますし、併せてご提言いただきました人生学博士の活用、あるいはリーダーバンクの活用なども含めながら、ボランティア活動を支えていただく皆さん方との協力体制をとりながら進めてまいりたいというふうに思っております。

最後に新規事業のというようなお話がありました。これらについては、今ここですぐ即答はできませんけれども、いろんな情勢を見ながら、あるいは18年度から見直される介護のあり方なども含めながら、これから十分内部で検討しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、小田良一議員の質問を終わります。

次に、芳滝仁議員の発言を許します。

芳滝仁議員。

○15番（芳滝 仁） 通告に基づきまして、2点につきまして質問させていただきます。

十勝愛育園の今後の運営について。

十勝愛育園は、昭和55年に十勝管内の肢体不自由児通園施設として認可され現在に至っていますが、建物の老朽化も進み、また、近隣の新しい医療機関に通院する児童の増加もあり、愛育園に通園する人数は、平成14年度は33名、15年度は22名、現在は11名で、幕別町からはそのうち2名と聞いております。

以前、町長は通園児童も減り、また、道の補助も減り、運営が厳しくなっていくので、十勝の広域的な中で施設の運営が可能かどうか話し合いを、いろいろな関係機関と協議をし、進めると言っていましたが、その後、どうなったのかお伺いをしたいと思います。

また、私としては、十勝愛育園の運営につきましては、適切な医療機関に運営をお願いするなどの方

法で、民営化していく方向を考えるべきだと思っております。

民営化した方が施設は残り、設備も充実し、通園児童にとってもより良い療育を受けることができるのではないかと思います。考えをお伺いしたいと思います。

2点目の質問です。

白馬ヶ丘スキー場に代わるソリすべり場の提供についてであります。

札内文京町西側の宅地開発に伴い、町で運営管理をしていました白馬ヶ丘スキー場が本年廃止になりました。

町のスキー場としては明野ヶ丘スキー場があり、昨シーズンよりリフトが設備されまして、それに伴い、大変利用者も増えて好評であると聞いておりますが、面積が手狭でソリすべりの場所が少ししかないようであります。

白馬ヶ丘スキー場をソリすべりで利用していた子どもたちの親や近隣の幼稚園・保育園の保護者等から、ソリすべりをする広い場所がなくて困っているとの声が挙がっております。

札内地域の公園等で、ソリすべりのために、子どもたちが利用できる場所を町として用意することができないか、お伺いしたいと思います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 芳滝議員のご質問にお答えいたします。

最初に、十勝愛育園の今後の運営についてであります。

お話ありましたように、十勝愛育園は昭和45年8月1日から供用を開始し、本年で34年経過し、開設から平成15年度末までの延べ措置人数は1,553人で、十勝管内唯一の肢体不自由児通園施設として、地域における役割を担ってきたところであります。

また、開設当時は定員限度の40名の通所がございましたが、ここ数年は減少が著しく、現在の在籍通所状況は、幕別町2名を含め、1市3町で11名となっております。

この減少の要因としては、新生児医療の急速な進歩に伴う障害発生率と障害内容の変化、特に周産期医療の進展により、肢体・知的・視力・聴力等の重複障害の傾向にあるため、利用者のニーズもより高い専門性を要求しており、現在では帯広の北斗病院、国立療養所帯広病院等が本格的に障害児に対する機能訓練を実施していることなどが、通所児童減少の大きな要因の一つとしてあるものというふうに考えております。

また、運営費につきましても、北海道からの措置費と本町の一般財源で賄っているわけですが、平成15年度では措置費が687万8,000円に対して、一般財源が2,290万6,000円となっております。

今後、利用者増加が見込むことのできない状況では、さらに道からの措置費が減少して一般財源の負担が増えていく傾向にあるのだろうというふうに思っております。

これらの十勝愛育園の状況につきましては、十勝圏の共通の課題として、帯広・幕別・芽室における1市2町での障害児の早期発見、早期療育を推進する目的の組織であります十勝中部地域療育推進協議会や十勝管内の市町村で組織している十勝地域療育推進協議会において、その現状をご説明させていただいております。

また、帯広児童相談所や医師及び理学療法士等の派遣をしていただいております北海道旭川肢体不自由児総合センターにおいても、愛育園のあり方等についてご相談をさせていただいているところでありますが、愛育園の機能訓練体制を確保していくために必要な同センターからの医師及び理学療法士等の派遣については、従来年10回から今年度は年6回の派遣となり、同センターの派遣体制の困難性などから、今後についても回数の減少傾向があるのだろうというふうに、実は考えております。

そうしたことから、今後の愛育園の運営につきましては、通所者の多くが帯広市や音更町に限られていることから、十勝圏としての広域的な運営につきましても、遠距離にある他町村からの理解を得ることなかなか困難だろうというふうにも考えております。

芳滝議員のご指摘の民営化については、確かに一つの方策とは思っておりますけれども、先ほど申し上げましたように、愛育園の設立当時とは違った医療機関等における療育機能訓練体制の進展に伴い、

高い専門性が求められる愛育園の役割をこれらの民間医療機関が担っているのが現状でありまして、今後、通所児童の増加が見込めない現状であることなど、あるいは措置費等の財源確保が難しく、民間への移譲につきましてもなかなか困難ではなかろうかというふうに考えております。

十勝愛育園は、管内1市19町村の就学前の肢体不自由児及び発達遅滞児などを対象とした施設であり、設立当初の愛育園の役割は大変大きなものでありましたが、昨今の社会情勢の変化や地域医療技術の進展に伴い、その役割が大きく変わろうとしている転換期でありますことから、今後の基本的な考え方といたしましては、私は十勝愛育園を廃止することも含めて、各関係者及び関係機関等の協議を進めてまいりたいというふうに考えているところであります。

次に、白馬ヶ丘スキー場に代わるソリすべり場の提供についてであります。はじめに、明野ヶ丘スキー場の現状を申し上げます。

ご存知のように、昨年明野ヶ丘スキー場、新しいリフトを設置いたしました。このリフトの設置に合わせ、ゲレンデのレイアウトを一部変更いたしましたところであります。

変更内容は、初心者のスキーコースを東斜面に移し、北側ゲレンデを一般のスキーコースとソリコースに明確に分離し、この際、ソリコースを可能な限り広げるとともに、スキーコースとの間にネットフェンスを設置するなど、スキーヤーとの接触事故を防ぐ手立てを講じて利用していただいております。

さらに、ソリすべりのできる場所を公園等に設置する件についてであります。現在、札内地区に設置している公園の状況から申し上げますと、冬期間の公園の有効活用を図るため、いなほ公園西側の斜面地、札内北公園あるいは若草南公園にも築山などをつくって、一部ソリ遊びができるようにはしております。いくらかの方々の利用をいただいているわけですが、なかなか新たな、今まであった白馬ヶ丘のソリ遊びをしているような状況と同じようなコースを設けることは難しい状況にあるのかなというふうに思っております。

何とか住民の皆さんのご理解をいただければというふうに思っているところであります。

以上で、芳滝議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 芳滝議員。

○15番（芳滝 仁） 愛育園の問題につきまして、前年の千葉議員の質問を受けてさせていただいているわけであります。

そのときは、新たな道立でそこに設置をしたらどうかというふうなことで働きかけている、その前段で広域な形で協議を進めたいというふうなお言葉でありましたが、今回はそれも大分難しくなってきた、この状況であると、通園児がいなくなったら廃園をしなければならないというふうな状況だという、そういう流れとしてあるのだというご答弁でありました。

十勝管内唯一であります幕別町にとりましても、大変大切な施設でもありましたでしょうし、また、通園しておりました児童たちにとりましても大切な施設であろうかと思えます。

できるならば、何かの形でそういう施設を残すことが幕別町の一つの行政の形として、人に優しい町なのだというふうな形で、私は努力していく必要があるのではないかと、こう考えるところでありますが、お伺いをしたいと思います。

札内の白馬ヶ丘のスキー場でありましたが、結構たくさんその利用者がいらっしゃいました。

1月、2月の日曜日でしたら、100人、200人単位のソリすべりに来ておりました。

住宅地が増えて、町になることはいいことだと思うのでありますけれども、やはり子どもたちが健全に育っていくために、適切な遊び場というふうなことを、やはり反面、町としては考えていかなければならないのではないかと。特に冬場、非常に遊び場が少ないですね。ソリすべりも公園でもやっている子どもたちもいるのですけども、道路の近くでソリすべりをしたり非常に危ないところでしている子どもたちも見受けることでありまして、私たち子どもも白馬ヶ丘で大変お世話になって、冬ずっとソリすべりしていた姿を見ております。

いなほ公園の斜面が結構広いのですけれども、すべり下りるところに池がありまして、もう一つは遊具が置いてあるのですよね。遊具がなければしばらく広く使えるのではないかと思うのでありますけれ

ども、たまたますべり落ちるところに障害物があるというふうな状況があります。

少しでもあそこへ行けばそりすべりできるのだと、安心してできるのだというような子どもたちも増えていくと、札内地区でありますから、何とか前を向いた形での一つの政策というものをお考えいただけないか、再度質問をさせていただき次第です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、愛育園の関係でありますけども、私も愛育園が施設自体がもう老朽化している、あるいは利用者数がどんどん減っている。さらに、財政的に町の負担が大きくなってきている。そういったことから愛育園についての将来を考えなければならない。見直しをしていかなければならないということで、今、ここでもご答弁させていただきました。

その中で、私どもが一番考えたのは、何とか道立の施設として継続してもらうことができないかという、しかも、これは幕別町に、あるいは現地でもいいのですけども、町内に設置していただければ大変ありがたいなというようなことで、正式ではありませんけども、内々にそういう話もしたのですけれども、ご存知のように、療育センターは、今、札幌と旭川にしか道立はないわけでありまして。できれば、これを渡島にも苫小牧にも、そして十勝にもというようなこととお話したのですけども、なかなか今の道財政の中では難しい。

それでは次には十勝圏、いわゆる広域圏の中でこの施設をとということになりましたけども、先ほど言いましたように、結果的には帯広周辺の1市3町なり2町なりという限られた地域のお子さんが通うということからなると、なかなか全体的な設置負担ということの理解は難しいのかなと。

そして一方では、先ほど来申し上げていますように、障害も複数化してきますとどうしても、常時お医者さんがいる施設、あるいは他の治療も可能な施設、そういうところに今のお母さん方なりそういう方々が求めていく施設、あるいは治療・訓練をする。そういったことから考えますと、なかなか町立で管内の網羅した肢体不自由児の単独の施設としてこれから継続していくことは難しいのかなという思いで、実はいるわけです。

ただ、私どもの都合だけで、来年3月で辞めますからなんていうことを、これ表明することがいいのかどうか。当然、今までの責任もあるわけですから、何らかの形で、どこかに引き継げるような体制の中で、私どもとしての役割を終えるのが一番いいのかなというような思いでもいます。

そうしたことから、引き続き協議が進めていきますし、もちろん来年3月に辞めるわけでもありませんし、再来年3月で辞めると決めたわけでもありませんけれども、もうそうした方向も検討をしていかなければならないのではないかなというふうなことで、今回、ご答弁をさせていただいたわけでありまして、ひとつご理解をいただければというふうに思っております。

それからソリすべり、白馬ヶ丘スキー場、私たちも小さいころは陣野原さんのスキー場とあって、大変人気があったのですけども、これは時代の流れの中で、都市化が進む中で、今回、住宅地が開発される。ある意味ではこれは仕方がないのだろうというふうにも思っております。

いなほ公園の遊具の話もありましたけども、これ冬場遊具を外してソリ遊びにということもなかなか現状では難しいのだろうと思いますけれども、我々もそういう適当な場所といたしますか、白馬ヶ丘に代わるような場所が今の札内市街地の周辺にあれば、そしてそんなに大きなお金をかけて整備するわけでもないわけでしょうから、逆に皆さんの中からも、どこかこういうところがあるけどどうだというご意見をいただければありがたいなというふうに思っていますし、このご質問いただいた後にも、内部でも若干検討はさせていただいたのですけれども、なかなか適地ということになりますと難しいというふうな状況もあります。

そういったことも含めて、一人二人が遊ぶのは今言った公園なんかでもいいのでしょうか、お話ありましたように、帯広あたりは幼稚園が団体で来て使っていたというような経緯もありますから、そうすると当面は今明野ヶ丘のスキー場を利用させていただくぐらいしかないのかなというふうにも思っておりますけども、皆さんの意見もいただきながら、特に協議をしながら、もし代わるべき地があれば、それなりの対応をしていければというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、芳滝仁議員の質問を終わります。

この際、14時まで休憩をいたします。

(13:46 休憩)

(13:59 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、佐々木芳男議員の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○11番（佐々木芳男） 質問に入る前に、一部訂正がございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

質問事項の「青少年保護育成条例の設置」とありますけれども「制定」に訂正をいただきたいと。

したがいまして、質問の要旨の中の最後の3行目のところにも「設置」としてありますが、これを「制定」にご訂正をお願いしたいと思います。

それでは、通告にしたがいまして、次の2点についてお伺いをいたします。

まず、第1点目は、幕別町青少年保護育成条例の制定についてであります。

去る11月24日、幕別町内で帰宅途中の中学生が若い男に追いかけられ、子ども110番の家が危機を救ったとの事件報道がございました。

翌日、中学校側から公区の回覧板によって、事件の概要やこれまでの事例と、その後の対応についてのお知らせがあり、家庭における子どもの安全確保についての呼びかけがなされました。

本町における事件発生の驚きと、学校の素早い対応、関係機関の適切な処置に、事件とは別に安堵いたしました次第であります。

さて、1955年、道は「青少年の福祉を阻害する恐れのある行為を防止し、その健全な保護育成を図る」との目的として、北海道青少年保護育成条例を公布されました。

この間、幾多の改正を積み重ねながら、一般住民はもちろん、市町村行政の中においても十分運用されないままにあると聞きます。

平成11年、京都市立日野小学校における児童殺人事件を始め、平成13年には、全国の人々を震撼させた大阪教育大学附属池田小学校の無差別殺傷事件、さらには、同年8月、十勝管内広尾町での児童殺傷事件、そして、本年11月17日、まだ未解決な奈良の女児殺害事件と、その後を絶ちません。

幸い、本町では「児童・生徒健全育成推進のまち」として、平成15年、地域ぐるみの学校安全推進モデル事業の委嘱を機に、幕別町児童生徒健全育成推進委員会の充実を図り、児童・生徒の安全に万全を期しているところではありますが、社会はまさにIT時代に入り、都市化傾向にある本町としても、冒頭に申し上げましたとおり、決して油断を許さない実態にありますだけに、児童生徒の安全・安心が不可欠な課題であると考えます。

そこでお伺い致します。青少年の安全・安心を確保するために、町民が理解を示し情報を共有化するためにも幕別町青少年保護育成条例を制定し、広く町民の当事者意識の高揚を図るべきと思いますが、いかがでしょうか。ご所見をお伺いいたします。

次に、「障がい」と持つ児童・生徒の受入体制と今後の取り組みについてであります。

障がい者である前に、一人の人間として生きたい。障がいがあるけれども、一人の人間として、ほかの人と同じように社会の中でともに生きていきたい。これは障がいを持つ方々の声であります。

先のアテネパラリンピック陸上車椅子競技の中で、3個の金メダルと1個の銅メダルを獲得した高田稔浩さんは、「我々は社会のお荷物ではなく、社会と共生できる障がい者でありたい。そして、障がい者も力を発揮できる環境や場が与えられれば、十分に能力を発揮できる。」とっております。

障がいを持つ人々と地域社会の中で、お互いに支えあって生きていくためには、まず学校生活こそが共生の場であり、ともに学ぶ場でなければならないのは当然であります。

「みんなと仲良く一緒に過ごしたい」、「過ごさせたい」、「自分の暮らす地域の学校に、地域の友達と共に学びたい」、「学ばたい」ということは、障がいを持つ子どもと親の切実な願ひであります。

幸い本町の小学校では、これらの願ひが叶い、来年3月、白人小学校を卒業し、4月には待望の札内

東中学校へ入学をすることを大変楽しみにしている児童がいると聞きます。

このことは、教育行政はもとより、学校関係者の努力や地域社会の理解や協力があり、何よりも大きいのは、児童と児童を取り巻く仲間の人間関係の中に「障がいがあってもなくても共に暮らす社会」いわゆるノーマライゼーションの精神と感性が息づいていたからにはほかならないと思います。

この児童が、小学校当時と同様に快適な生活を送るためには、次の条件を整備する必要があると考えますがいかがでしょうか。

その見通しと今後の取り組みについてお伺いをいたします。

一つは、教職員の配置の体制であります。

二つ目は、施設・設備についてであります。その中には、スロープ、階段昇降機の設置、トイレの改修、着替え用ベッド付き教室の設置、さらには学習机、椅子等であります。

最後に、学校生活への対応のあり方についてもお伺いいたします。以上で終わります。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 佐々木議員のご質問にお答えをさせていただきます。

はじめに、幕別町青少年保護育成条例の制定についてであります。

北海道青少年保護育成条例は、青少年の健全な育成を害する恐れのある社会環境や行為から、青少年を保護することを目的として、昭和30年に制定をされました。

この条例の中には、一つには、青少年に対する有害環境の浄化、二つ目には、青少年に対する有害行為の規制、3点目には、テレホンクラブ等営業の規制、こういったものがおおまかに定められ、違反行為に対する罰則も規定されているところであります。

今日、青少年を取り巻くさまざまな問題の多くが、市町村の枠を超えて、今、広がりを見せている。このことから、青少年の安全・安心についても、規制措置の実施、情報公開などにおいては、これまで以上に広域連携の重要性が一層増してきており、中でも有害図書や指定販売等の禁止、有害広告物の規制、さらには、沿線市町村が協力して行っている通学列車への添乗指導などは、広域連携の典型的な例といえるかと思えます。

また、毎年実施されている青少年の非行防止道民総ぐるみ運動協調月間におきましては、北海道を中心に、市町村や団体及び企業、地域住民が連携しながら、北海道が決めた毎月第3日曜日に指定しているわけでありませうけれども、道民家庭の日、これの普及啓発をはじめ、薬物乱用防止、いじめ・校内暴力防止などに取り組んでいるところであります。

このように、規制や罰則といった強制力を伴う青少年の保護育成施策をはじめ、広域的に取り組むことで効果が期待される事業の推進に当たっては、全道的に同じ基準・規範のもとで、関係団体や地域住民が力を合わせて対処することが有効であるとの認識から、現段階では、本町独自の条例制定の考えを持っていないことを、まずはご理解賜りたいと思えます。

なお、管内をはじめ、北海道内において、青少年保護育成条例を市町村独自に制定している例は、今のところ見当たりませんし、このことは道外でも同じで、個々市町村での条例制定でなく、それぞれが決めた都道府県の条例に基づき、都道府県と市町村、関係機関、団体等が連携しながら、青少年の保護育成が図られている、これが実態であります。

その一方で、さらに幅広い意味での青少年の安全と安心については、別の視点での条例制定といたしまししょうか、こういった規定的なものの必要性を、今、感じながら調査研究、教育委員会内部において進めているところであります。

その一例、考えていることをちょっと言いますと、今、虐待・いじめ・引きこもり、こういったものの救済、居場所づくり、あるいは子どもにかかわる施策を総合的に進めていく仕組みの創設。子どもの権利実現を図る子ども権利条例、こういったものが全国で注目されておりますし、中には数は多くありませんが、子ほめ条例を制定している自治体もあるところであります。

ご承知のように、青少年の健全な育成のためには、家族の愛情や地域社会の温かい目が何よりも大切であります。子どもたちを守り、励まし、健やかに育てるためのよりどころ、指針となる条例、例えば、

子どもの権利条例制定に向けては、きちんとした理念を機能化し、その上で具体化するには、どんな子どもを育てるのか、イメージの共有化が前提となります。

このことは、大人だけではなく、子どもも一緒に入れて多様な意見を寄せ合い、実施事業の姿かたちも併せ考えていくなど、まちづくりの一貫として、こうした新たな条例、これをじっくり時間をかけて臨むべきであろうと、今、考えているところであります。

幕別町では、先ほどもお話がありましたけども、こうした地域における、あるいは家庭における協働の目、これがいくつも育ってきております。一例を挙げますと、自主性・自治性を重んじた個を生かす学校づくり、事業づくりの実践、さらには学校協議員、教育ネットワーク推進会議、こういったものが加わっての開かれた学校づくり、また、ジュニア教育委員会の実施を昨年からしておりますし、児童生徒健全育成委員会が行っている地域ぐるみの学校安全推進事業も昨年度から取り組み、今も実施しているところであります。

このため、先ほど申しあげました子どもの権利条例案づくりに当たっては、これらの取り組みの成果を基盤に、協働のまちづくりにふさわしい取り組みを進めてまいりたいと考えているところであります。

次に、障がいを持つ児童生徒の受入体制と今後の取り組みについてであります。障がいのある児童生徒につきましては、学級法の第75条によって、その障がいの状況に応じて、知的・肢体・身体等々の特殊学級を置くことができるようになってきていることから、幕別町内の小中学校におきましても、それぞれの障害の状況に応じて、今、特殊学級を設置して運営しているところであります。

ご質問の教職員の配置と体制につきましては、地教行法の規定によりまして、小中学校県費負担教職員の配置基準に基づきながら、今、配置されることとなりますが、札内東中学校、お話のあった生徒に対しましてといいたいでしょうか、ほかの特殊学級も含めてでありますけども、平成17年度の特学の設置予定といたしましては、肢体不自由・身体虚弱・情緒障害にそれぞれ各一人の生徒が入学予定されていることから、今のところ3学級が設置される見込みであり、このことによって、教職員の配置基準では、今、考えますと、3学級に対し4人、この教員が配置される予定であります。

このように3人の生徒に対して4人の教員が配置される見込みでありますので、4月以降の体制づくりとしては、学校側、教員の理解と強力をいただきながら、そして保護者の理解を得ながら、学校生活に不安や支障を及ぼすことのないよう、小学校の学校生活と同様の体制で教育的支援に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、これにかかわっての施設整備についてでありますけども、1点目のスロープ、階段昇降機の設置についてでありますけども、スロープにつきましては、生徒玄関など頻繁に使用される箇所への設置やその他の段差解消などにつきましては、今年度予算の中で改修整備を予定しておりますし、そのほかの出入り口につきましても、簡易的なスロープの設置を考えているところであります。

また、階段昇降機につきましては、手摺り型電動式自動階段昇降機の設置は、階段幅の関係上設置は困難でありますけども、現在も白人小学校で使用している移動型自走式階段昇降機で対応してまいりたいと考えております。

それから、二つ目のトイレの改修につきましては、1階と2階にある既存のトイレ2カ所を車椅子対応可能なトイレに今年度予算で改修をし、3点目及び4点目の着替え用ベッド付教室の設置と学習機の用意でありますけども、学校現場あるいは保護者、生徒の意向等を十分に聞いた上で、特に学習機は今も白人小学校で使っております。これは町でつくったものでありますけども、これを持っていきながらということで、学校生活に支障のないよう、今、整備を進めようということで検討をしているところであります。

なお、トイレ改修などの大規模な整備や段差解消などにつきましては、既に保護者の意向や、現在、通学している小学校の先生方、中学校の先生方の意見を伺っており、施設的な面において、当該生徒が学校生活に不安や支障をきたすことのないよう整備を進めていく考えであります。

次に、学校生活への対応であります。

この生徒は、現在、小学校の生活においても、特殊な教科以外は通常学級で授業を受けておりますこ

とから、中学校進学後におきましても、体育など一部の教科以外は通常学級で授業が受けられるものと考えておりますし、担任教諭が時には寄り添いながら個別指導を行うなど、必要に応じながら教育的配慮のもと対応をしていくこととなります。

以上で、佐々木議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 佐々木議員。

○11 番（佐々木芳男） 大変適切なご答弁をいただきまして、ありがとうございました。

まず、第1点目でございますが、なぜこのことを私が提唱したかということでございます。

これは、先ほど、質問の中で述べましたように、今、社会は非常に子どもに対して厳しくなっている。これを何とか町民すべての人が、一人の子どもに目を向けていく体制がつかれないかというようなことを日々考えておりました。

そういったことから、道で出しているこの条例をさらに私たちのものとして、地域のものとして生かす方法はないかということでございます。

しかし、本町では、今、教育長からいろいろ説明がありましたように、幕別町青少年問題協議会等々いろいろな協議会がございまして、子どもの安全を万全にするために活動しているわけであります。

私も幕別青少年問題協議会に所属させていただいておりますが、2年経って初めて1回会議をもったという状態でございます。

恐らく内部では細かな指導計画等、活動計画をもっておられるだろうと思っておりますけれども、私たちに はなかなかそのものが一般化されてこないというようなことがございます。

ただ、今、教育長から申されましたように、将来、子どもの権利条約として条例を制定したいという意向があるようでございます。このことも、今、私が提案した条例と並んで、恐らく将来しっかりしたものにつくりあげていかなければならない。このことによって救われる子どもが多数いるものというふうに考えます。

そのことを大いに期待しているところでありますけれども、一般の方々に何とかもう少しわかりやすい状態で一般化することができないかということで、安全マップ等も考案されているようでございますけれども、なかなか一般の方々には、そういったものが手に入らないというのが現状でありますので、そこら辺を今後どういうふうにされていこうとしているのか、お伺いをいたしたいと思っております。

それから、障がいを持つ子どもの件でございます。

これについては、特殊教育の中でという声がございました。これからまた変わっていくようでございますけれども。

この白人で行っていた一人の子どもにつきましては、全く普通学級の中で子どもたちが支えながら、支えられながら生活してきたと。そこに、非常に子どもがいきいきとして明るい生活を送っている。しかも体の不自由な子どもが学級にいることによって、むしろ助け合いが起こったり、お互いに理解する。そこには、いじめとか不登校というのは起こらないと。

先生方の苦勞が非常にわかるわけですし、そういったことによって救われてきた子ども、救われるという表現はおかしいですが、いきいきとして生活してきた子どもであります。

これは、先生方が出した研究資料であるように思いますが、このテーマにこういうふう書いてあるのですね。

一緒にいるのが当たり前というタイトルなのです。

一緒にいるのが当たり前というのはどういうことか。これは学級の子どもたちがいつもこう感じているのだと、何もAさんといるのが変ではない。これが私たちが社会で生きていくうえで普通なのだということを、お互いに理解し、助け合っているということを知りました。

これは、今、整備等の面でも、いろいろ費用がかかるだろうと思っておりますけれども、中学生にあつて体重も60キロぐらいになっているそうでございます。

これらを支えていく仲間も非常にこれから意を尽くさなければならない場面があるかと思っておりますけど、その中に生きるAという子どもが、将来、社会に出たときに、幕別で育ってよかったということ

が恐らくできていくのではないかというふうに感じております。

それらを含めて、普通学級で実際に中学校でもやっていけるのかどうかということが一つ、それから今年度、ちょっと変わりますけれども、南小学校にも肢体の不自由な子どもが入学するやに聞いております。

これらについての設備等、それから恐らく中学校に行くであろう、それらについての整備等についてもどういうふうにお考えになっておられるか、お伺いをいたします。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） はじめに、子どものその安全という形の中で、この道の条例どんなふうな形でやっていくか。これもいろんな機会を通じながら、啓蒙・啓発に努めていく。このことが大事なのだろうというふうにお考えしておりますので、これまでも学校の関係者、あるいは教員などがPTAの人たちともそういう話し合いをしながらやってきておりますので、これをさらに引き続きわかりやすい方法、ときには学校だよりの中にも入れてもらって、一般の人たち、親の人たちもわかってもらう、そんなような形を進めていきたいなというふうにお考えしております。

それと、安全マップの話もありましたけども、これは今、幕別町のホームページの中に生涯学習という分野が別口につくられまして、その中に安全マップなんかも全部入っておりますので、これは逐次、特に110番の家なんかは変わってきますので、こういったものを使いながらやっていくということでもありますので、こういったホームページを開ける人はこういったものを使っただけであれば、もう一方はまた違った形の中で、そういった先ほどのように啓発をしていきたいなと、そんなふうにお考えしております。

それから、障がいの持った子どもに対すること。お話のとおりでありまして、私どもやっぱり今考えているのは、この単なるこういう障害だけでなく、今、ADHD、LD、いろんな高機能障害、いろんな方たちがいらっしゃいますので、やっぱり個別、いわゆる多様なニーズに応えるこういった教育活動をしようという形の中で、次年度に向けて、今、いろんな形のもを学校側と連携をとりながら準備をしているということでもあります。

なお、札内南小学校につきましては、一昨年階段昇降機、これは手摺りにつける階段昇降機をすでに設置をしてございますので、これらだとか、あとは段差解消、こういったものはすでに終わっているというふうにお考えしていきます。

ですから、あと、小学校・中学校いろんな場面、その都度その都度やっぱり対応していかなければならないものがたくさん出てくるのだろうというふうにお考えしておりますので、今のところ、その場面になりながら、あるいは予測のできる段階の中で、いろんな形で応えていきたいというふうにお考えしております。

○議長（本保証喜） 以上で、佐々木芳男議員の質問を終わります。

次に、坂本偉議員の発言を許します。

坂本偉議員。

○14番（坂本 偉） 通告に基づきまして、農村地域の土地利用計画と規制についてご質問いたします。

平成12年4月1日、地方分権一括法が施行され、国の時代から地方分権時代へと変わりつつあると考えます。このことにより、国の機関委任事務であった都市計画決定や農振法の地域指定等が都道府県及び市町村の自治事務となり、都道府県及び市町村の権限が強化されたと考えます。

市街地域の土地利用については、良好な市街地の形成を図るという観点からそれぞれ市街地を一体的にとらえて、都市計画法に基づく計画と規則が適用されています。

しかし、農地や林地が大部分を占め、その中に居住地が介在している農村地域の土地利用については、農地法、農振法、森林法、都市計画法等に基づく土地利用の種類ごとの縦割りの規制が適用されているだけで、農村地域を一体的にとらえて良好な土地利用秩序の形成を図るための法制度は存在しないと考えます。

近年、農村地域において良好な環境や景観、保全、形成をすべきとの声が高まっているが、国の法律に基づく縦割りの規制だけでは、十分な対応ができないということが明らかになっている。いわゆる農

振白地等の資材置場や産業廃棄物等に利用されている無秩序な開発行為の対象になりやすいという問題もあります。

また規制が適用されていても、それぞれ縦割りの目的に限定された規制であり、良好な環境や景観の保全という観点から見ると、問題となる開発行為が認められている場合もあると考えます。

この様な国の制度の足らざるところを補って、農村地域の良好な環境を形成するには、住民の参加、協力を得て土地利用に関する計画や規制、誘導を実施するためにも、町独自の条例等を含めた施策が求められると考え、町長の考えをお伺いいたします。以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 坂本議員のご質問にお答えいたします。

農村地域の土地利用計画と規制についてであります。

昨今の地方自治体を取り巻く環境は、今、坂本議員のご指摘のとおり、地方分権一括法が平成 11 年 7 月に交付されて以来、地方自治体のあり方を改めて見直す時代に入ってきたものであろうと考えております。

今まで、国や都道府県が担当していた事務や権限を市町村に移譲するなど、市町村の役割がこれまで以上に重要になり、その分、市町村が独自の政策立案能力を高める必要があると言われていたところがあります。

さて、ご質問の趣旨は、土地利用における農村地域の良好な環境や景観を今後どう保全し、形成していくかということであろうと考えております。

現在、都市計画法において、平成 12 年 5 月の一部改正により、都市計画区域外の農村地域においても開発許可制度が導入され、1 ヘクタール以上の開発には許可が必要となっているところであります。

また、国においては、今回、国土交通省、農林水産省、環境省の 3 省による共管法として、本年 6 月に景観法を国会で可決し、交付を 6 カ月以内に施行することとしたところであります。

この景観法の内容の中に、農林水産省関係では景観計画、景観農業振興地域整備計画の策定が謳われておりますが、この際に住民参加も求めており、地域住民や農林業団体などが参画する景観協議会の設置も義務付け、また、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するための施策を農振計画体系の中に位置付けた上で、市長村長の勧告制度による農業的土地利用への誘導などが措置されているところであります。

この法律が適用された場合、市長村長の権限において、計画に沿った土地利用を求める勧告ができるものとされておりますことから、この法律の理念や内容が本町にとって有益であるかどうかを含めて、十分精査し対応してまいりたいというふうに考えております。

ただ、現段階におきましては、この景観法に基く景観計画や景観農業振興地域整備計画の策定に向けての国の省令あるいは政令が 3 省による共同法律のため、作業が遅れていることもあり、未だ整備されていない状況にあります。

したがって、実務上の指針とも言うべき省令・制令が確定した段階で景観法に基づく市町村計画について、調査研究してまいりたいというふうに考えております。

いずれにいたしましても、住民にとって、一番身近な行政主体である市町村の役割が益々重要になっていくものというふうに考えております。

地域のまちづくりを進める上で、重要不可欠な土地の利用問題については、関係各課横断的な取り組みが必要であり、大切なことであると認識いたしているところでありますが、前段申し上げました景観法の活用も去ることながら、土地利用対策については十分意をもちいてまいりたいというふうに考えております。

ご提言をいただきました、土地利用に関する規制誘導のための町独自の条例整備ということですが、残念ながら、これ、法律の規定を上回る制限などについては、条例で整備することは現行の制度上認められていないというのが実態でありまして、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で、坂本議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 坂本議員。

○14番（坂本偉） 今の町長のご答弁で、景観法に基づき、今後、将来的な考えを進めていくということでございます。

最近、農業農村を取り巻く状況は、多くの問題を抱えているわけなのですが、農業と農村という課題点をあげた場合には、農業という立場から見れば、農業従事者の高齢者、また、それに伴う農家戸数の減少、そして耕作放棄地の増加、また、外圧によるWTOの農業制裁、また、食料自給の向上という問題があります。

また、一方では、今申しましたけど、農村の側から見ると伝統的な農村景観の劣化、そして、先ほど質問いたしました農村の土地利用の無秩序化の、特に農村の無秩序化の解決は、最重要の課題であると私は思っているわけでございます。

そんな中、この問題は農業問題を含め、これらの議題は個別に解決できないものと私も考えております。

そんな中、農村計画の確信はなんといっても土地利用計画であると私は思っております。

土地利用計画に基づいて、基盤そして施設の計画、また、環境保全計画を樹立し、農村の基盤、また施設の整備と環境保全のバランスのとれたものが、今後、必要になってくるのではないかと考えられます。

そんな中、近年、全国各地の自治体で農村地域の土地利用の環境に関する多くの条例規制が設けられている実勢があるわけでございます。

町が、今の町長のご答弁の中で、町独自の条例をつくることは今の時点では無理でないかというお話でございます。

そんな中、憲法の94条でも保障されている、すなわち地方公共団体は、その財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する機能を有し、法律の範囲内で条例を制定することができるというふうに謳われております。

そして、その制定は地方自治法第14条でも裏付けられているわけでございます。

したがって、条例は自治体と町民との契約、すなわち憲法ではないかと私は考えております。分権時代だからこそ、この制度を活用することが極めて重要と考えているわけでございます。

条例の規制にあたっては、農村計画の確信というべき土地利用計画を策定することを定めることにより、それによって、土地利用管理を推進するという方策でもありと考えております。

この方策、町が自分のことは自分で解決すると、そういう意味もあろうかと思っております。

また、土地所有は個人のものであっても、土地利用は公共のものであると、一方でとることのできるのではないかと思います。

そんな中で、どうか分権時代にふさわしい施策を考えていただきたいと思います。

そして、これからは無策の自治体と良策の自治体では、今、申しましたとおり、今までの美しい農村景観が際立って異なってくるのではないかと考えております。

再度、お考えがあれば、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 私も先ほども申し上げましたように、法律にはいわゆる縦割りの行政の中で、いろんな法律が施行されているわけでありまして。

その合間をぬうような、空間をぬうような形で農村景観にふさわしくないような建物が、現に農業地域に建てられていると。大変私も残念なことであるというふうに思っております。

あと、今、申し上げましたこの景観法なるものが、今後、どのような法律・政令が出てきて、私どもの町にとってどのような規定ができるのか、これは十分精査しながら対応してまいりたいというふうに思っております。

今の坂本議員から憲法の話や地方自治法のいろんな話がありました。当然のことながら、地方自治体が条例を制定するのは私どもの役目でありまして、先ほども申し上げましたように、他の法律の定めの中によって、私どもの条例が制定されるわけでありまして、今の国がいろいろな定める都市計画

法ですとか、農業振興地域法ですか。いろんな法律を超えて町が条例を制定するということにはならないという部分も、ひとつご理解をいただきたいというふうに思っております。

私もいずれにいたしましても、農業を守っていく、農地を守っていく、そして農村景観をより良いものにしていくためには、町の規定も必要なものは、当然定めていかなければならないものだというふうに思っておりますし、今、お話ありました縦割りの中での条例、法律、そういったものを十分理解する中で、新しいもので規制ができるような法律ができれば、あるいは町の条例が可能であれば、当然、それらに向けての対応も進めていきたい、内部で協議も進めていきたいと。そしてまた、皆さんのご意見、農業者の皆さんご意見もいただく中で、これからも頑張っていきたいというふうに思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、坂本偉議員の質問を終わります。

この際、14時55分まで休憩いたします。

(14:40 休憩)

(14:55 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧野茂敏議員の発言を許します。

牧野茂敏議員。

○4番（牧野茂敏） 通告にしたがいまして質問をいたします。

町所有の遊休地について。

地方財政については、国と地方に関する三位一体の改革推進、歳入の徹底的な見直しなどにより、歳入において大きなウエイトを占める地方交付税の大幅な減額が行われています。

今や地方の財政事情は、極めて厳しい状況下におかれ、地域住民にとって最も大事な行政サービスの低下や住民負担が増加しております。本町も例外ではなく、町政執行方針や本年度予算に見られるように、厳しい財政運営がなされている所です。

こうした歳入の確保が厳しい中で、本町が所有する遊休地、又は遊休と見られる資産について、次の4点についてお伺いをいたしたいと思えます。

一つ目に、過去3カ年間の遊休地処分の内容や実績について。

二つ目ですけれども、現有の遊休地または遊休地と見られる土地の筆数及び面積について。

三つ目に、資産価値はどれ位あるのか、お伺いしたいと思います。

さらに、四つ目ですけれども、今後、処分が予定されている資産について。

以上、4点について、お伺いいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 牧野議員のご質問にお答えいたします。

町所有の遊休地についてであります。

財政運営に関しましては、今もお話ありましたように、地方交付税の大幅減額及び不透明な三位一体改革などにより、非常に苦慮している状況にあります。

このようなことから、財源確保のため、町所有の遊休地については、これまでも積極的に処分をしてきたところであります。

ご質問の1点目、過去3年間の遊休地処分の内容や実績についてであります。平成15年度には、旧弘和小学校跡地など2件、1万9,231.09平方メートルを173万6,000円で売却しております。

平成14年度は、処分物件がありませんでしたが、平成13年度には、旧春日近隣センター用地、あるいは依田公園用地など6件、9,361.63平方メートルを2,311万7,000円で売却しております。

さらに、平成12年度には、旧あかしや団地町営住宅跡地、あるいは旧町長公宅用地など776.66平方メートルを1,797万円で売却をしたところであります。

なお、今年度はこれまでに旧緑町公営住宅跡地、及び旧千住近隣センター跡地など、合計で3,631平方メートルを3,361万5,000円で売却いたしております。

次に、ご質問の2点目、現有の遊休地または遊休地とみられる土地の筆数及び面積について、並びに3点目の資産価値はどれ位あるかについてであります。遊休地の捉え方には異なる部分もあるかもしれませんが、処分可能な町有地といたしましては、60筆約24万900平方メートルであります。

資産価値については、およそ1億5,100万円ほどというふうと考えております。

ご質問の最後にあります、今後、処分が予定されている資産についてはどのようにしてありますが、現在、検討いたしております主なものとしていたしましては、旧南町公営住宅の跡地944平方メートル、それから旧旭町近隣センター用地、1,305平方メートルや大きいのは国際ゴルフ場に隣接いたしております用地、9万200平方メートルなど、46筆約10万1,600平方メートル程度を考えているところであります。

いずれにいたしましても、財政運営の視点からも処分可能な町有地につきましても、処分後の利用等も十分に配慮の上、今後も積極的に処分をしまいたいというふうと考えておりますので、ご理解を賜りたいというふうに思います。

以上で、牧野議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 牧野議員。

○4番（牧野茂敏） 調整運営が大変厳しい中で、財源確保に積極的に遊休地を処分されているとのことですが、私も同感であります。

十分処分可能かどうか精査されて、積極的に進めたいと思います。

そこで、2点について再度質問をいたしたいと思います。

1点目は、遊休地売却後の利用についてですけれども、売却先と十分な協議がなされながら売却しているのかどうかなのです。

町の意向が反映されているかどうか、また、まちづくりには町並みあるいは景観などが非常に大事と思われるので、町が主体性をもって、是非この点は臨んでいただきたいと思います。

さらに二つ目なのですが、遊休地の中で売却されていない土地、また、町有の土地の中で利用目的があって売却不可能というのですか、そういった土地についてお伺いしたいのですが、最近、食に対する安全・安心などの観点から、家庭菜園で町民の方が自家野菜をつくるといのが非常に多くなってきております。

そんな中で、環境ということもありますので、遊休地を町民の方に貸し出すようなことができるかどうか。この辺のことについてもひとつお伺いしたいのと、あるいは食育の観点から、農村の学校農園としていろいろなものをつくって食べているというようなこともありますけれども、市街地の学校などに学校農園として提供して貸してあげられないかどうか。

いろいろ法律の問題もあると思いますけれども、ひとつこの辺について、町長のお考えをお伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） さっきちょっと遊休地、土地とは関わりはないのですけれども、資産の活用という意味では、平成13年から15年で国際ゴルフ場の株券を売却をした、12株を売却をして900万円ほどの収入を得たと、そんなこともひとつありました。

それから、今、二つ目ありました売却先との関係ですけれども、大体は売却した後については、市街地であれば住宅地としての活用が多いのだろうというふうに思いますけれども、春日の近隣センターは事務所といった活用をされているようなところもあります。あるいは、町長公宅はご存知のように、食堂として活用されているとか。

ただ、お話ありました学校、あるいは家庭菜園の関係なのですが、これは元々農地は町が持っていることになっているのですけれども、ご存知のように国際ゴルフ場の隣接、それから稲士別の旧ごみ捨て場の近くに、当時は第2牧場用地というような名前で、北海道農業開発公社から払い下げを受けた経緯があるわけでありまして。

したがって、今、学校に使っていただくような農地が学校近辺にあるかとなると、ちょっとない。歩いて通ってもらうということについては可能かもしれませんが、そんなような状況で、どっち

かという、先ほど来申し上げておりますように、公営住宅の壊した後の用地ですとか、そういった公共施設の跡地というのが現実には多いのかなというふうに思っております。

そのほかには、いろいろ保留地ですとか、道路用地のある分だとか、そういうようなものはありますけれども、今、言いましたように、利用のある、目的のある用地、それもそう多くはないのではないかなというふうに思っております。

もちろん遊休地を活用していただくことはやぶさかではないわけですから、内部でもいろいろな方法があれば考えたいというふうに思いますし、お話ありましたように、学校なんかで利用するようなことができるのであれば、当然利用していただくことは良いことだろうというふうに思っておりますので、引き続き、遊休地の活用についても検討をさせていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、牧野茂敏議員の質問を終わります。

次に、古川稔議員の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川 稔） 通告にしたがいまして、次の点について質問いたします。

幕別町農業の農村振興計画について。

農業を取り巻く環境は、WTO農業交渉、並びに最近では2国間自由貿易協定(FTA)という動きの中で、非常に自由化の波が近づいてきているということでもあります。

そういった中で、国際化の波が押し寄せる中で、国の対策はもとより、町内においても早急に足腰を強くする対策が求められてきております。

近年、豊作続きではありますが、天候異変で凶作に見舞われることも考えておかなければならないと思います。

そういった中で、平成12年度に見直しされました幕別町農業の農村振興計画も本年度で終了するわけですが、新計画も策定が進んでおられると思いますので、次の点についてお伺いしたいと思います。

1番、農地整備計画を含めた土地基盤整備の進捗状況について。

2番、農業生産法人育成について、今の状況についてお聞きしたいと思います。

3番目、グリーンツーリズムに含まれるファームイン、農村景観保全対策、組織づくりはできたのかについてお伺いします。

四つ目、農産物の付加価値化の促進を求められておりますが、現状ではあまり進められていないように思われます。問題点の掌握状況と対策について、お伺いしたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 古川議員のご質問にお答えいたします。

幕別町農業の農村振興計画についてであります。

ご質問の要旨にもありますように、昨今の農業を取り巻く状況は、非常に厳しい環境にあるものと思っております。BSEの発生や度重なる食品偽装表示問題、さらには、遺伝子組み換え作物の対応など、食の安全・安心について消費者の信頼を回復することが急がれており、また、一方でWTO農業交渉における輸入関税率の引き下げ問題など、農業全体にとって大きな課題が山積しているところであります。

さて、本町農業の基本的な振興方策を定めた「幕別町農業・農村21世紀への道しるべ」が平成6年に策定されて以来、10年が経つわけではありますが、この間、国においても平成11年7月に新たな農業基本法となる「食料・農業・農村基本法」が制定され、これを受けまして本町といたしましても、急激な農業情勢の変化に対応するため、平成12年12月に当初計画の見直しを行い現在に至っているところであります。

なお、新計画については現在検討中であり、今後の方向性など内部で調査をしている段階であることをご理解いただきたいと思います。

はじめに、農地整備計画を含めた土地基盤整備の進捗状況についてのお尋ねであります。農業農村整備事業は、農畜産物の高品質・高生産化をはじめ、流通コストの削減や農村環境の整備など、安定した農業経営を確立するために極めて重要な要素であると考えており、事業の推進に努めているところで

あります。

土地基盤整備の進捗状況については、平成 12 年度に見直しを行いました幕別町農業農村振興計画の中に、土地基盤の整備計画が示されているところであります。

この計画に示されている数値は、平成 7 年度に、通称パワーアップ事業と言われております、これらの要望調査を行った時のものであります。

この要望書には整備済箇所の更新要望や畑総事業等の採択基準に満たない面積も含まれておりますことから、これらの面積を精査した進捗状況について申し上げますと、平成 16 年末見込みで、暗渠排水 84%、客土 92%、石礫除去 69%、区画整理 93%、4 種目全体では 86%の進捗状況となっております。

また、農地整備計画の策定であります、畑総事業などの土地基盤整備を立ち上げるにあたっては、生産者に対する希望調査、希望生産者の後継者確保状況の確認、希望事業の仕分けなどの実態調査については十分行っており、併せて、投資効果の確保、事業の必要性、将来にわたる農地利用の確実性についても、精査いたしているところでありますが、計画としては策定には至ってはおられません。

近年の厳しい財政情勢を考えますと事業の選択等の判断に必要な計画であろうというふうに認識をしているところでありますが、土地基盤整備の公平性やそれぞれの農業経営の考え方等の違いがあり、この計画を策定するのは、大変難しいものであろうというふうにも考えているところであります。

次に、農業生産法人育成の状況についてであります。

農業生産法人の育成については、平成 12 年に見直された「幕別町農業・農村振興計画」において、「農業労働条件の改善、経営体の社会的信用度の向上、さらには新規就農希望者の受入先の確保等を図るため、経営の熟度に応じて取り組まれる法人化への経営転換を支援する」というふうに謳われております。

ご質問の農業生産法人の育成に係る今日的状況であります、現在、本町における農業生産法人の数は、26 法人となっております。

平成 6 年に農業振興計画が策定されてから 10 法人が設立されており、本年度には、さらに 1 経営体が農業生産法人の設立に向けて準備を進めているところであります。

農業経営の法人化には、設立に伴う経済的な負担や、組織体制の整備、人材の育成、就労環境の整備、自己資本の充実などといった課題はあるわけでありませけれども、経営管理の合理化や対外的な信用力の向上といった経営の内面的充実に加えて、経営規模の拡大、事業の多角化、さらには、就労環境の整備による優れた人材の育成・確保などを可能にするなど、法人化によって多くのメリットも有しているわけでありませ。

農業生産法人の育成、設立相談にあたっては、現在、幕別町農業振興公社の業務として、位置づけて取り組んでいるところであります。

法人の支援体制としては、北海道や北海道農業会議、農業改良普及センターなどと相互に連携し、その普及啓発、情報提供、支援対策に取り組んでいるところであり、農業者には、農業委員会で発行しております農業委員会だよりを通じての普及活動や、また、農業振興公社としましても、担い手を育成するまくべつ農村アカデミーにおいて、地域の中核的な担い手コースでありますリーダーを含めた研修生全体を対象として、法人のしくみやメリットなどの情報の提供に努めているところであります。

今後とも本町を支える基幹産業として持続的な発展をしていくためには、基本的には家族農業経営を基本としながらも、法人化の意義や利点等を十分に理解していただくよう、情報の提供に努めますとともに、経営強化の選択肢の一つとして法人化を検討する環境づくりを、関係機関などとの連携を図りながら進めていきたいと考えているところであります。

次に、いわゆる農村休暇法に基づく市町村計画・グリーンツーリズムの関係についてであります、過去の一般質問や決算委員会などでも議会において意見をいただいているところでありますが、本年度中にグリーンツーリズムにかかわる市町村計画を策定することで、現在、作業を進めているところであります。

計画策定にあたりましては、現在の整備状況と今後の整備方針などを道から求められますことから、商工会あるいは観光物産協会からの情報収集、あるいは農協や農業改良普及センターなどとも連携し、

調査検討を進めているところであります。

また、組織づくりということにつきましては、幕別町グリーンツーリズム研究会がありますので、この研究会と情報交換、意見交換、さらに先進事例の研究などを行っていくことを基本とすることで考えておまして、計画の素案がまとまり次第、ゆとりみらい 21 推進協議会においても検討をお願いし、また、庁舎内関係部局との調整も図りながら、より充実した市町村計画にすべく作業を進めてまいりたいと考えております。

なお、現在、幕別町内で取り組んでおられるグリーンツーリズム関係施設としては、農家レストラン、直売所、観光農園などがありますが、ファームインを運営しているところはありません。また、農村景観保全対策につきましては、先の坂本議員にご答弁を申し上げた内容でご理解いただきたいというふうに考えております。

次に、生産物の付加価値化の促進についてであります。

この課題につきましては、昨今、食品偽装表示問題などを契機に安全で安心な農作物を求める消費者の意識がますます顕著になっており、そういう意味でもクリーン農業、ブランド化あるいは商品化率の向上というものが重要な要素になってきているものと思われまます。

本町におきましては、国の補助事業も導入しながら高付加価値化に向けた取り組みを実施しておりますが、例えば平成 15 年度に整備された札内農協の長いも洗浄選別機も付加価値を高めるための設備であり、ブランドニッポン農産物供給体制確立事業という補助事業の一つを受けているわけであります。

さらに、ブランド化という意味におきましては、J A 幕別町が平成 12 年に国庫補助を受けて導入した野菜真空予冷施設がありますが、この施設の活用により、野菜類、中でも特に長いもなどは関西方面や沖縄、さらには台湾へも出荷をしているということでありまして、食の安全・安心がますます求められる状況において、徐々にではあります、幕別産の農作物が北海道内のみならず、他の都府県や海外まで出荷されておりますことは大変喜ばしいものと考えているところであります。

また、3 農協や農業改良普及センター、ノーサイなどと組織している「ゆとりみらい 21 推進協議会」においても、従前より農産物の付加価値を高めるための調査・研究をしているところでありますが、今後は、グリーンツーリズムにかかわる市町村計画などの環境整備を図ることや試験圃における実証試験などを通して、付加価値を高めるための手法について、さらに検討する必要があるものと思っております。

今後、さらに良品で安定的な生産量を確保できる農業施策と併せて、これら作物の付加価値を高める手法について関係機関と十分研究してまいりたいというふうに考えております。

以上で、古川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 古川議員。

○13 番（古川 稔） 非常に細かい部分まで説明いただきまして、ありがとうございます。

しかし、その中で畑総の集団、あるいは小規模の土地改良等につきましては別にされておりますけれども、畑総の集団等から漏れた地域は土地改良としてはないのか、そこら辺を再度聞きたいと思いき、短期間の貸地等におきましては、土地改良しなければならない土地でありながら、借りてももちろんするほどの年数もないというような状況の中で、長期間の方であれば、10 年も借りるのであれば、土地改良も自分でやってということもあろうけれども、今の時代で不在地主という怒られるのですけれども、不在地主化されたところもあるだろうし、そういった部分のその土地改良というのがこれから求められるのでないかなというふうにも思いますが、そこら辺の対策等ありましたら、お聞きしたいと思いき。

それから、食の安全という中で、トレーサビリティが昨年からは開始されておりますけれども、たまたま道内にも悪い町議がございましたけれども、クリーン農業につながる中で、今幕別ではふるさとづくり事業という関係の中で、堆肥の購入ないし切替し等に、土地基盤といいますか、土地の肥沃に力を入れていただいているわけですが、ここら辺の継続ということをひとつお願いしたいというふうに思いますが、そこら辺の見通しについてお伺いしたいと思いき。

それから、農業生産法人の育成につきましては、非常に労働力分散とか、あるいはそういったことで非常に有効な手段の一つというふうにも自分も考えておりますが、なかなか人対人の関係があって、非常に育成が難しいというのも現況かと思えます。

そういった中で、今もアカデミー等で講習をしながら進めているということでございますけれども、今後においてどれぐらいの法人数ができる見通しがあるのか。そこら辺をちょっとお伺いしたいと思います。

それから、3番目のグリーンツーリズムにつきましては、本年度中にある程度組織化されるということでもありますけれども、特にファームインにつきましては、農村地域の一つのしきたりといいますか、非常に難しい部分とすると、家庭の解放を中心にした中でともに生活する、他人さんと生活する。あるいは食事のことなど、非常にとりつきが非常に難しい部分があるかと思えます。

そういったことで、講習会あるいは見学会とか、そういった部分の情報をもっとつくってはどうかかなというふうにも考えます。

そんなことで、ぜひともこれを成功させるように力を続けてもらいたいわけでもありますけれども、そこら辺について何かまた変わった意見がありましたらお聞かせいただきたいと思えます。

それから、農村景観の保全につきましては、先ほど同僚の坂本議員も質問の中でありましたように、非常に古い農機具あるいは廃車等の自動車も最近は見当たらなくなってきたという中で、ただ、建物あるいは施設等が散見されるというようなこともありますので、ひとつそこら辺も強力な体制でもって進めていただきたいというふうに考えております。

4番目の、生産物の付加価値につきましては、町長答弁にもありましたように、札内の長いも、あるいは幕別農協の長いもレタス等につきましては、本当に沖縄まで1週間かかる着荷状況が非常に良いということで喜ばれているわけですが、そういったことで、非常に強力なてこ入れをしていただいで喜んでくれるわけですが、現実として、まだまだ付加価値を高めるという姿には、当分遠いのではないかなというふうに考えます。

そんな中で、特に、最近も幕別産の大豆を使って豆腐をつくるとか、あるいは幕別産そば粉が販売されているというようなこともございますし、あるいは産直でもって直接冷蔵庫施設ができましたので、豆の通年販売ということの中で、本州の大福等の会社とも直接販売しているということで、有利にはなっておりますけれども、まだまだお互いに考える部分といいますか、町としてリードしていくアイデアが出せる場といいますか、そういう組織をつくっていただきなというふうに考えておりますが、そこら辺についてもお答えいただきたいと思えます。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 何点かご質問をいただいたわけでもありますけれども、まず土地改良の事業に係って、畑総などの事業についての集団的な漏れはないかということではありますが、基本的には予定された集団については実施をしている、いわゆる漏れはないというふうに押さえております。

それから、貸地の場合に土地改良事業どうするのか。これは短期的に借りている人の場合は、おおむね所有者の方が申請をして基盤整備をやる。長期的になってきますと、それはお互い同士の契約の内容にもよるのでしょうけれども、借地を受けている方が申請者となって事業をやっているケースも現実にはあるように思っております。

そういった意味では、あくまでも地権者の方、そしてそれを借りて耕作をされている、その辺の契約なりお話し合いの中で、申請業務もなされているのかなというふうに思っております。

それから、法人の見込み数ですけれども、本年度については今のところ予定はない、新たな設立の予定はないというふうに聞いております。

これも全道的にいけますと、ちょっとメモをいただいたのですが、日高が486、その次が十勝で316、そしてしかも農家の法人の多いのはやっぱり畜産関係の法人化が多いのだというような話もちよっと伺っています。

ただ、畑作農業の場合、法人化することによってのメリットがどこにあるのかというところから当然

スタートをしていくのだろうというふうに思いますけども、なかなかその辺メリットもあればデメリットもあって、十分進まない部分もある。私どももこれは本当に法人化を勧めることだけがいいのかどうかということにも疑問もあって、今の段階では、先ほど申しあげましたように、情報を提供しながら、法人化すればこういうようなメリットがある、しかし、一方こういうデメリットもあるというような、いわゆる情報提供を主として行っているのが実態かなというふうにも、実は思っているところであります。

それから、ファームインについては、先ほど言いましたように、グリーンツーリズムの中では計画は今のところはありません。ただ、お話ありましたようにファームイン、人を泊めて食事を提供するということになる大変なこともあるのだろうと思います。

いずれにしても、グリーンツーリズムについては、今、計画策定に向けての作業、さらにこれがある程度固まってくると、ゆとりみらい 21 推進協議会の中でもさらに検討を加えていただくというようなことでありますので、今、いただきましたご意見なども十分その中で反映できるように話をさせていただきたい。農村景観についても、同じように進めてまいりたいというふうに思っております。

それから、付加価値の問題ですけれども、これはいつも話題としては出ても、なかなかそれが実現となると難しいというのは現実なのだろうというふうに思います。そばの問題、豆腐の問題も確かにそうでありまして、いろんな方が考えられていいアイデアを出し合う中で、そういう工夫を重ねながらいろいろ検討協議は進められるのでしょけれども、具現化するということになかなか難しい面があるのだろうというふうに思います。

私どもも、職員あるいは農協をはじめとする関係者の方々、いろんなところとの相談もしながら、知恵を絞りながら、また考えさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

○議長（本保証喜） 以上で、古川稔議員の質問を終わります。

次に、豊島善江議員の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番（豊島善江） 通告にしたがいまして、2点の質問をいたします。

1番目は、ごみ収集の改善についてです。

家庭ごみの有料化が始まり、2カ月が経過をいたしました。

この間、多くの町民から収集に対する意見が寄せられました。

改善を求めるものです。

先ほどの千葉議員への答弁で、町の改善の方向が出されました。理解できる部分とより一層頑張ってもらいたいものがありますので、質問をいたします。

1番のごみ袋の問題は理解できました。1日も早い実施を期待したいと思います。

2番目の庭木のことで。庭木などは今の対応は、有料の袋に入れて可燃ごみのときに出すというふうになっていますが、これでは非常に処分をしづらいという意見が寄せられています。紐と使ったの対応もできるように求めますがいかがでしょうか。

それから、3番目、4番目、紙おむつの問題です。

先ほど、答弁の中でスタートしたばかりだということと、また、福祉行政全般で判断をしたという、そういう答弁がありました。

これは、私はもっと町には当事者の声をしっかりと聞いてほしいと思います。どれだけその介護に当たっている家庭のことや、また、子育てをしているそういう世代の方のそういう実情をどれだけ聞いているのか、そのことが、私は非常に聞われていると思います。

ある新聞のごみの有料化の特集、この中に若い人の声が出ていました。自分のところでは、ごみは有料化されて、そういう資源策は何もない。他のところではやっているのにどうしてないのか。ほかの町に引っ越していきたい、そんな気持ちにもなっている。こういうようなこともある新聞には書かれていました。

私は、町が子育て支援などで随分さまざまな施策をもって努力しているのはわかりますが、そういう経済的な負担、それに対する支援も私はきちんと考えるべきだと思います。

それから、4番目も同じです。ぜひ、早期の改善を求めたいと思います。

それから、2番目、平和憲法を守る姿勢についてです。

憲法は日本国民とアジアの人々におびただしい惨禍と犠牲を強いた侵略戦争への痛苦の教訓にたつてつくられました。主権在民、恒久平和、基本的人権、国権の最高機関としての国会の地位、地方自治など民主政治の柱となる平和的、民主的な条項を定めています。

とりわけ武力行使の永久放棄や戦力不保持を明記する9条は、世界に誇るべき平和の原則です。

ところが小泉首相は、この憲法を改定するために、自民党の憲法改正新案を2005年11月までにまとめるよう指示し、これを受けて、自民党は改憲の手続きとなる国民投票法案を計画しています。

現職の首相が期日を設けて改憲案の取りまとめを指示したのは、歴史上初めてのことです。時代に合わない古くなったなど言われていますが、中心点は憲法の平和原則9条を変えることにあるのは明らかです。

この2年間、有事法制、イラク特措法など相次ぎ強行し、憲法9条を蹂躪し続けてきました。その上、アメリカ1国の利益を世界の平和の上におき、国連をも無視して攻撃をするブッシュ政権の日本に対する軍事要求や、財界の志向と結びついて、明文改憲に乗り出したものとして極めて重大だと思います。

今、日本がすべきことは、先駆的な憲法の平和原則を日本と世界の平和に役立てることだと思います。

平和憲法を変えようとするのは、国際紛争は武力ではなく平和的に解決をするという国連憲章に基づく平和の秩序を求める世界の流れに逆らうものでもあります。

とりわけ、憲法9条は2000年の国連ミレニアムフォーラムの報告書で、日本の憲法9条のような戦争放棄の規定を世界各国の憲法にも取り入れるべきだと言われたように、国際的に光が当てられる誇るべき条項です。

国民のそういう憲法改正の動きに対して、国民の二度と戦争をすべきではないとの思いは強く、世論調査でも憲法9条を支持する人々は多数を占めています。

また、外務省が行った調査で、日本の平和と安全は何によって守られていると思うかという設問に、平和憲法と答えた方が64%で第1位でした。

また、安全保障にとって最も大事なことは何か。これに対しては、第1位が各国との対話と交流、こういう答えでした。

日本国民の憲法に対する、とりわけ9条や前文で謳われている平和原則への熱い思いが込められていると思います。

非核平和宣言の町の町長として、改めて憲法9条はもとより、憲法擁護の姿勢を明確にすべきです。

また、憲法を生かしたまちづくりに対する町長の姿勢を伺うものです。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 豊島議員のご質問にお答えいたします。

ごみ収集の改善をということでもあります。

はじめに、ごみ袋の大きさや材質等の考え方につきましては、先の千葉議員のご質問にお答えさせていただいたところでありますが、総合的に判断し、10リットル袋を早期に製作し販売できる体制を整えてまいります。

また、材質につきましても納入業者に各種試験を行わせ、根本的な改善を行うべく指示しておりますので、ご理解を願いたいというふうに思います。

次に、庭木などを紐の対応もとのことでもありますけれども、剪定木などの排出方法につきましては、細かく切っていただき、燃やせるごみとして排出していただく方法と、最大径20センチメートル未満で長さ2メートル以内に縛る等の処理をしていただき、大型ごみとして排出する二通りの方法があります。

他の市町村においては、本町が実施している方法以外での排出方法、今、お話ありました紐を活用し

ているというようなことも事例としてあるようでありますので、ごみ有料化全体の検証をする中で、これらについても総合的に判断してまいりたいというふうに思っております。

次に、子育て支援の立場で紙おむつの軽減策、介護用おむつへの軽減策については、これは先ほども述べさせていただきましたように、当初、条例制定、有料化されるについては、清掃ボランティアや災害時などの他には減免の規定はしないということでスタートさせていただきました。

減免につきましては、福祉行政全般のなかで判断をしてまいりたいというふうに思っておりますので、しばし現行制度の中でご理解をいただきたいというふうに思います。

次に、平和憲法を守る姿勢をとのご質問であります。

お話がありましたけれども、本町におきましては、昭和60年の12月に議員の皆さんの提案によって「幕別町平和非核宣言」の議決を行いました。核兵器の全面禁止、非核三原則の遵守、さらには恒久の平和を願い、平和な未来を子どもたちに引き継ぐことを我々の責任として、義務として今日まで至っているわけでありまして、幕別町平和非核宣言を自ら提案し、その宣言の願いを今日まで守り引き継がれてきた多くの先輩諸氏に敬意を表するものでありますし、また、その願いを次代を担う子どもたちに引き継いでいくことが、私どもの責務であろうというふうに考えております。

ただ、ご質問ありましたような、いわゆる憲法改正の是非については、当然のことながら、国会など多くの国民の声が反映されるような十分な論議を踏まえた中で、その方向性が決められていくべきものというふうに思っております。私の立場でこれらについての意見を申し上げることは差し控えたいというふうに思っております。

また、憲法を生かしたまちづくりをとのことでありますが、これまでも、図書館での平和図書コーナーの設置やパネル展の実施などの取り組みをしてまいりましたが、これらを引き続き実施するとともに、「幕別町平和非核宣言20周年」を迎え、今後、どのようなことができるのか、調査研究をしてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

以上で、豊島議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） ごみのことですが、1番目はわかりました。

2番目の庭木のことなのですが、ちょうど有料化の実施が10月だったということもあって、非常に庭木の整理をする時期にも重なって、私のところにも結構電話がきたのですよね。その中で言われたのが、やはり大型ごみに出すのは非常にやりづらい。例えば、紐で縛って大型ごみというふうに出せるのですが、それだと大型ごみの回数というのは毎月ではないですね、見ますと年に確か4回だと思ったのですが、連絡をして日程調整をして取りに来てもらうということですから、非常にこれは回数が限られてしまって不便だということが出されました。

それで、今までと同じように、1メートル以内に切って紐で縛ってシールか何か貼って、燃えるごみというふうな形で、可燃ごみということで有料扱いで出せないのかという。それはすぐ私はできると思うのですね。

そういうこともやはり早期に検討すべきではないかなというふうに思います。

それから、3番目、4番目、これは先ほどと同じ答弁で、福祉行政全般で判断ということでした。

ただ、私が質問したのは、どれだけ実態を見ているのかという、当事者の介護されている方だとか子育てしている方の声をどれだけ汲み取ったのかということ、私は再度お聞きします。先ほどお聞きしましたが答えていませんでした。ここをお聞きしたいと思います。

実際に、介護をされている方の声を聞きますと、特に大人の方の場合は大きいですね、おむつも。だから量も非常に多くなるし、20リットル週に2回というわけにはいかないというのも聞いています。

40リットルになるということも聞いていますし、溜めておくこともできないし、これは必ず出さなくてはいけないし、それと併せて、介護されている方は心身ともに苦勞をしているし、お金の面でも苦勞しているという二重にやはり苦勞をされていると思うのですよね。そういう中で、やはりそういう人たちを支える手立てを私はとるべきだと思うのですが、そのところはいかががでしょうか。

それから、平和憲法を守る姿勢をとということで質問をしました。

この中で、町長が、憲法のもとで、また、幕別の平和非核宣言のもとできちんと引き継ぐ責務があるということでご答弁がありました。

私はこれは大事なことでありますし、引き続きしっかりとやっていただきたいと思います。

そして、もう一つですが、憲法の改正の是非に対しては答えられないということでした。私はぜひというよりも、今の憲法をしっかりと守っていただきたいという、この姿勢を私は問いたいわけです。

憲法は、ここに私新しい憲法の話というのを、多分町長もご欄になったことがあると思うのですが、憲法が制定されて、その後中学1年生向けに文部省がつくったという本なのですね。

非常にわかりやすく、教科書なのです。非常にわかりやすく、憲法がなぜ変えられたのか、これは憲法というのは何かというのが書いてあるのですね。この中に、国の治め方、国の仕事のやり方を決めた規則である、一つは。

二つは、国民の一番大事な権利、これを決めた規則である。

3番目に、戦争を決していないという大切なことが決められているというふうに、憲法の骨子が最初に説明してあるのですよね。中には、なぜこの憲法がつくられたかということ、二度と戦争しないためにつくったということだとか、国家が権力をもって謝った道にいかないように、そのために制定をしたということにも触れられています。

そして、何よりも私が大事だと思うことは、それとともに大事だと思うのが、この新しい憲法では、地方自治ということ謳われているのですよね。

これは先ほども他の議員の方からありましたが、92条から95条の中で、地方自治ということがこの憲法の中にもはっきりと条項として明記をされた。これはこの前の憲法と大きく変わったところだと思うのですよね。その立場にたって、この憲法をしっかりと守らなければいけないということは、国会議員やあるいは公務員にも、これは憲法を守る義務があるということが、この中にもかかれています。

そういう意味でも、私は、しっかりと今の憲法を守る立場で行政も行うということが、私は非常に求められていることかなと思うのです。

とりわけ、今、この憲法で定められていることが非常にないがしろにされてきている、そういう時代でもありますし、なおさら私は町長自身が町民のきちっと利益を守るためにも、今の憲法をしっかりと守っていくことが大事だと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目のごみの問題でありますけども、庭木の問題。

これはきっとほかの町村、紐で縛って出す、有料化ですから、恐らくどこかで紐を買ってくるのだらうというふうに思いますけども、それは別にこれからやるのが否定するものではありませんので、先ほども言いましたように、実態等を十分見定めながら、我々も対応できるものは対応していきたいと思えます。

ただ、今すぐ来年からやるということをごここでは言明はできませんけども、そういう手法があることも十分調査していかなければならないというふうには思っております。

それから、紙おむつの関係、これは先ほども言いましたように、確かに条例を制定するとき、住民の説明会へ行ったとき、あるいは議会の委員会の中でもご意見をいただいたり、ご質疑をいただいたと思えます。

そんな中で、できることならそれは福祉全体の中でそういう政策を考えることであって、ごみの有料化についてはできる限り例外をなくさない中で進めたいということで、ご理解をいただいたつもりでスタートしたわけでありませう。

例えば、先ほどもちょっと言いましたように、紙おむつも高齢者の場合は、かつては社会福祉協議会が直接無料で支給したという経緯もあります。

さらに、赤ちゃんのおむつについては、私のところはちゃんと布のおむつを使って毎回洗って何回も使っていますよという意見も聞いたりもしました。

そうした中で、なんとか例外のない中で進めていきたいと。

そして、他町村の事例も前回の千葉議員のときもありましたけども、例えば、生活保護世帯にだけは支給するとか、あるいは年に何枚だけは支給するとか。これは所得はどうなるのだという、どこも所得というのは出ていない。それでは、寝たきり老人は、赤ちゃんは全部が困窮の世帯だけなのかという、決して私はそうでもないだろうと。本当に今のこの社会情勢の中で、高額な所得ある人たちもみんなすべて無料にすること自体が本当にいいのかどうかということも、これ疑問であるわけでありまして、ごみであるからこれは全然差別はないのだと言われればそれまでかもしれませんが、しかし逆を言えば、みんな同じようにごみを出すのだから、同じように負担していただくこともということも一つなのだろうと。

いろんな考え方はあるのだろうと思いますけども、先ほど言いまいたように、今、スタートしたばかりでありますから、十分情勢を見た中で、これからも対応していかなければならないのだろうというふうに思っていますけど、今すぐにこれを改正して、新年度から無料化にするということは考えてはおりませんので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、憲法については、ご質問が長いわりに私の答弁短かったですけれども、私は今の憲法守らないなんていうことは一つも言っておりませんから、今の憲法は当然守っていくことは当たり前だというふうに思っています。

ただ、憲法を改正するについては、いろんな意見がある。お話ありましたように9条だけ改正すればいいのではないかという意見もあるし、9条は今ままでいいからほかは時代に合った憲法にするべきではないかとか。9条を変えない憲法改正は意味がないのではないかとか、いろんな意見がありますから、それは私個人がどうこう言う立場でなくて、大勢の国民の意見が反映される中で、国会の場などで審議をされて、その方向性が決まっていくべきであらうと。新しくできた憲法は、当然我々はまた守っていかなければならないわけですし、今ある憲法を守っていくのは、これは私も職員も当然であるというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 豊島議員。

○1番（豊島善江） ごみの問題だけ質問します。

2番目の対応はできるだけ早くしていただきたいと思います。

それから、3番目、4番目に関しては、町によってはいろいろな対応があるというのは私もわかりません、これは。だからこそ、やはり私は検討課題にきちんと入れていただきたいと思います。

そういういろいろな対応も含めてです。検討課題に入れていただきたいと思います。

それから、最後になのですが、このごみの問題に関しては、これまでも私何回も質問してきましたけども、やはり新しい施策が変わるときは、十分丁寧な町民との接し方というのですか、対応が私は必要だと思うのです。

とりわけ、今回、こういうふうの有料化になって、これほどの意見が出されるということは、私は新しい施策が始まって、こんなことはないと思うのですよね。

ところが、たくさん意見が出されていました。

それは、やはり私はこのやり方が、例えば、試行期間にしても、本当の数カ月、約1カ月ですよ。1カ月だけの試行期間で住民の声を聞くといいながら、なかなか改善に至らないというそういうような、住民との声を聞くということが不十分だった結果の表れだと思うのですね。

それで、これからの町政にも関係するのですけども、やはり新しい施策などを行うときは、十分町民との接点を持つ、対話をもつ、それから声を聞くという姿勢を私はきちんと持っていただきたい。そういうふうに思いますがいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 住民の声を聞くということ、そのこと自体はもちろん否定するものもありませんし、これからも大事にしていかなければならないものだと思います。

ただ、このごみの問題、例えば、試行期間も2カ月あったわけでありまして、なかなか現実に有

料化になって、いざ自分のごみを捨ててみて、はじめて 20 リットルが大きくて 10 リットルが必要だったという声が急激に高まってきたわけでありまして、説明責任としては私は十分住民の皆さんに、これだけの種類でこういうふうに 10 月からスタートしますから 2 カ月間の試行期間がありますよ。これは話もさせていただいたし、住民の皆さんから意見も聞きました。

その段階では、そう今言うように、10 リットルなり 5 リットルなり小さい袋が絶対必要だという、そう強い声はあまりなかったわけでありまして。

しかし、現実が始まってみますと、もっと小さいやつでないとしても自分の家では保管できない。

そして、最初の我々が 20 リットル、30 リットルと言った中には、先ほどの千葉議員の質問の中にもあったように、やがて少しでも収集回数が短縮できるのであれば、理解をいただく中で週 1 回になるようなことができるのであれば、それも経費節減にはなお有効的でないかというようなことも、実はあったものですから、そういうスタートになったわけでありましてけれども、これは責任が回避するわけではありませぬけれども、やはり住民の皆さんもいざ実際に有料化が始まって、出すようになって、やはり必要性が増したといったらちょっと言葉があれかもしれませんけれども、私はやっぱりやってみなければわからない部分もたくさんこれはあったのだらうというふうに思っております。

ですから、私も先ほど言いましたように、一度決めたものはこれは絶対変わるということでは決してありませんので、改善できるものはこれは改善していくというのは、手法はこれからもとっていかなければなりませんので、十分これからも意見を聞きながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 以上で、豊島善江議員の質問を終わります。

[延 会]

○議長（本保証喜） この際、お諮りいたします。

本日の会議はこの程度に留め、延会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本日の会議は、これをもって延会することに決定いたしました。

なお、明日の会議は午前 10 時から開会いたします。

（15：56 延会）

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第4回幕別町議会定例会
(平成16年12月15日 10時00分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条, 第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹
- 日程第2 一般質問（3名）
3 野原恵子 2 中橋友子 5 前川敏春
- 日程第3 議案第60号 幕別町手数料条例の一部を改正する条例
日程第4 議案第61号 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例
日程第5 議案第62号 十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更の協議について
- 日程第6 議案第63号 町道の路線認定及び変更について
日程第7 議案第64号 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第8 議案第65号 損害賠償の額の決定及び和解について
日程第9 議案第66号 平成16年度幕別町一般会計補正予算（第3号）
日程第10 議案第67号 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
日程第11 議案第68号 平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第3号）
日程第12 議案第69号 平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第2号）
日程第13 議案第70号 平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第2号）
日程第14 議案第71号 平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第2号）
日程第15 議案第72号 平成16年度幕別町水道事業会計補正予算（第2号）

会 議 録

平成16年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年12月15日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月15日 10時00分宣告
4. 出席議員 全議員
5. 出席議員 (22名)

議長 本保証喜

副議長 瀬瀬太郎

- | | | | | |
|---------|----------|---------|---------|---------|
| 1 豊島善江 | 2 中橋友子 | 3 野原恵子 | 4 牧野茂敏 | 5 前川敏春 |
| 6 助川順一 | 7 堀川貴庸 | 8 乾 邦広 | 9 小田良一 | 10 前川雅志 |
| 11 杉山晴夫 | 12 佐々木芳男 | 13 古川 稔 | 14 坂本 偉 | 15 芳滝 仁 |
| 16 中野敏勝 | 17 永井繁樹 | 18 伊東昭雄 | 19 千葉幹雄 | 20 大野和政 |

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫	農業委員会会長 上田健治
総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司	民生部長 石原尉敬
経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖	教育部長 藤内和三
札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘	企画参事 羽磨知成
企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則	税務課長 久保雅昭
保健福祉センター所長 佐藤昌親	農林課長 増子一馬	商工観光課長 本保 武
土木課長 田中光夫	土地改良課長 角田和彦	施設課長 小野典昭
水道課長 前川満博	都市計画課長 高橋政雄	糠内出張所長 横山義嗣
会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男	経済部参事 古川耕一
学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁	監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 町提出議案

- | | |
|--------|--|
| 議案第60号 | 幕別町手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第61号 | 幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例 |
| 議案第62号 | 十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更の協議について |
| 議案第63号 | 町道の路線認定及び変更について |
| 議案第64号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 議案第65号 | 損害賠償の額の決定及び和解について |
| 議案第66号 | 平成16年度幕別町一般会計補正予算(第3号) |
| 議案第67号 | 平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第68号 | 平成16年度幕別町老人保健特別会計補正予算(第3号) |
| 議案第69号 | 平成16年度幕別町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第70号 | 平成16年度幕別町簡易水道特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第71号 | 平成16年度幕別町公共下水道特別会計補正予算(第2号) |
| 議案第72号 | 平成16年度幕別町水道事業会計補正予算(第2号) |

9. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

10. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

15番 芳滝 仁 16番 中野敏勝 17番 永井繁樹

議 事 の 経 過

(平成16年12月15日 10:00 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより、本日の会議を開きます。

「議事日程の報告」

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布の通りであります。

「会議録署名議員の指名」

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、15番芳滝議員、16番中野議員、17番永井議員を指名いたします。

「一般質問」

○議長（本保証喜） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

野原恵子議員の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 発言通告にしたがいまして、次の点を質問いたします。

1、男女平等参画社会推進条例の制定について。

男女平等参画社会基本法は、1975年の国際婦人年以來の男女平等を求める世界と日本の運動の中で、1999年に制定されました。

この基本法は、男女が社会のあらゆる分野の活動に参加する機会の拡大を目的にしたものです。

女性に対する差別のない社会、女性が固定的な性役割に縛られることなく主体的に生きることができ
る社会は男性や障がいを持つ人など、誰にとっても個性が尊重される暮らしやすい社会になります。

女性に対する身体的暴力、言葉による精神的暴力やセクシャルハラスメントなどの人件侵害、社会観
衆の上での性別による役割分担意識の問題が、社会のあらゆる分野において、依然として存在していま
す。

道では2001年4月から基本法に基づき条例が施行されていますが、制定過程では、道内女性団体に男
女共同参画社会の形成の促進に関する有識者のアンケートの実施や、道条例づくりに向け、道主催の意
見を聞く会が開かれています。

こうした中で、名称は「男女共同参画推進条例」ではなく、「男女平等参画推進条例」と決められて
います。

その促進には、幕別の特性に応じた施策を講ずることが必要と考え、次の点について伺います。

1. 男女平等参画の啓発の推進をどう進めていくのか。

2. 女性への暴力根絶についての認識の浸透についてはどう進めていくのか。

3. 改正DV防止法では市町村の協力も定められているが、どのように対処するのか。

4. 幕別町男女平等参画社会推進条例の制定を。

次に、学校施設の整備について伺います。

児童生徒が安全で安心して学校生活を過ごすには、教育環境の整備が必要です。

幕別には、現在13の小中学校がありますが、学校施設については、建築年数の古い校舎での傷みが多
くなってきています。

中でも、痛みの激しいトイレを使用している学校では、低学年の児童が暗くて行きたがらない状況も
あり、保護者からも簡易性にしてほしいという要望も出されています。

人間は栄養をとったら排泄物を出します。これがきちんと行われてこそ健康を維持できるわけですから、成長期の子どもにとって、トイレは大切な施設です。

学校施設の整備については、整備計画をもって改修を進めていると思います。

したがって、次の点について伺います。

1. 学校施設の整備計画と進捗状況は。
2. 特に要望の強いトイレの改修については、各階に洋式トイレの設置を。床・ドアの改修を。屋外トイレの水洗化を
3. 網戸の設置について。
4. 古い水道管の改修について。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 最初に、私の方から野原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

男女平等参画社会推進条例の制定をについてであります。

男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして、その方向性を示し、将来に向かって、国・地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取り組みを総合的かつ計画的に推進するため、国は、平成 11 年 6 月に男女共同参画社会基本法を制定し、併せて、男女共同参画基本計画を策定、各種施策を実施してきております。

なお、ご質問の要旨にもありますように、北海道は平成 13 年 4 月に北海道男女平等参画推進条例を施行し、平成 14 年 3 月には北海道男女平等参画基本計画を策定したところであります。

まず、ご質問の 1 点目にあります男女平等参画の啓発の推進をどう進めていくのかということですが、第 4 期総合計画の中で、男女共同参画社会の実現に向けての取り組むことの必要性を強く認識し、新たに男女共同参画社会という項目を節立てをいたしまして、町としての取り組む基本方針を定めたところであります。

町といたしましては、これまでも町民大学で男女共同参画をテーマに講座を開催し、法の目指すものや取り組み等について広く町民の皆さんに学習の機会を提供するなど取り組みをしてきた経緯があります。これからも、いろいろなご意見等をいただく中、いろいろな場面において啓発に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の 2 点目、女性への暴力根絶についての認識の浸透についてであります。十勝支庁の発表によりますと、女性への暴力に対する相談件数は、平成 15 年度で 70 件、平成 16 年度、今の段階では上半期になりますけれども 36 件となるなど増加傾向を示しております。このことは全道的あるいは全国的にも同様な状況にあるとされております。

このように相談件数が増加している背景には、配偶者からの暴力が増えていることが最初にあげられると思いますが、このほか平成 13 年 10 月から施行された「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」いわゆる「DV防止法」の施行、さらに本年 12 月 2 日に改正され施行された「改正DV防止法」が新聞などでたびたび報道されたことにより、今まで配偶者からの暴力に我慢せざるを得ない状況にあった方が関係機関に相談することにより、何らかの解決が期待できるという意識が高まったものではないかというふうにも考えております。

配偶者からの暴力については、十勝支庁が平成 15 年 9 月に配偶者暴力相談支援センターを設置し、広報紙、ホームページ、パンフレットなどで周知するとともに、各種相談や援助、情報提供などに対応してきているところであります。これまでも管内市町村や警察、裁判所、医療機関等との意見交換や相互連携を図っているところであります。

本町においても、民生委員をはじめ各関係機関との連携により、本制度の周知はもとより、出前講座や広報紙への掲載等により、今後も人権の尊重と男女平等の実現に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。

次に、ご質問の 3 点目、改正DV防止法と市町村の協力についてであります。本年 12 月に改正され施行された改正DV防止法においては、被害者の適切な保護のために、配偶者暴力相談支援センター、

都道府県警察、都道府県又は市町村の関係機関を始め、多くの機関が相互に連携を図りながら協力するよう規定をされたところでもあります。このことは自立支援を含む被害者の保護のためには、住民に一番身近な市町村も他の関係機関と連携協力していくことが重要であるという認識であります。

本町においても、これまでも町民の皆さんからの相談を受け、情報の提供や関係機関との調整を行ってきているところではありますが、今後とも、さらに町民の皆さんがより一層、安心して相談しやすい体制をつくることを目指してまいりたいというふうに考えております。

次に、幕別町男女平等参画社会推進条例の制定をとのことでありますが、ご承知のとおり管内芽室町において今年3月に、また、現在、道内では五つの市・町で推進条例を設置したとの先進事例を承知いたしているところではありますが、国・道において基本法や推進条例が制定され、併せて基本計画も整備され、総合的に施策が推進されている状況を踏まえ、町独自に条例を定めることについての必要性については、今、申しあげました先進事例も含めながら、今後、調査検討してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

以上で、野原議員のご質問に対する私からの答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 野原議員のご質問にお答えをさせていただきます。

1点目の学校施設の整備計画と進捗状況についてであります。学校施設の整備につきましては、大型予算を要する維持補修や改修は、3ヶ年実施計画に位置づけながら計画的に進めているところでもありますけれども、お話がありましたように、建設されて30年前後経過した施設もありますことから、今後、それらの施設の耐用年数や老朽状況、こういったものを総体的に勘案しながら大規模改修、あるいは補修・改修など長期的計画の中で検討していかなければならないものと考えております。

しかしながら、その一方で児童・生徒の教育的環境に支障を及ぼすような状況、いわば緊急を要する場合には、直ちに補修・改修を実施するなど対応しておりますし、また、学校からの要望等に伴う整備につきましては、予算の範囲内で、その必要性、緊急性を見極めながら順次整備に努めているところがあります。

2点目の特に要望の強いトイレの改修についてであります。平成13年に児童・生徒を対象とした学校トイレに関するアンケート調査をもとに、照明器具の増設による照度のアップ、あるいは給排水用施設改修や換気扇の改修、さらに薬品使用により脱臭を図るなど、トイレの改修に努めてきておりますが、ご質問の各階に洋式トイレの改修につきましては、それぞれの学校のトイレは水洗化されており、数に違いがあるものの洋式トイレも設置はされておりますけれども、お話のあった各階の必要される数量、これに達しているかどうか。これにつきましては、さらに学校現場あるいは児童生徒の要望、意見等を踏まえながら整備してまいりたいというふうに考えております。

このように、日ごろから学校のトイレ環境が快適な生活空間の一部になるよう努めているところでもありますけれども、老朽化等の原因により一部の学校につきましては大規模なトイレ改修を要する。こういったこともあることから、文教施設整備事業の補助制度を活用するなどして、今後、改修にむけて検討していかなければならないと考えているところでもあります。

次に 2点目の床・ドアの改修でありますけれども、緊急を要する軽微な補修や修繕などにつきましてはその都度対応しており、今後も同様に対応してまいりたいと思います。

三つ目の屋外トイレの水洗化、これにつきましては、現在設置されております屋外トイレの位置から下水道本管までの距離的な関係や改修経費など多額な費用を要すること、あるいは老朽化によって建替えを要するトイレも出てきていることから、総合計画の中に位置付けをし、今後、計画的に順次整備していかなければと考えているところでもあります。

3点目の網戸の設置でありますけれども、現在は家庭科室、図書室などの特別教室や保健室、トイレ等に順次設置してきておりますが、衛生的な観点もありますことから、普通教室や職員室を含めまして、今後も予算の範囲内で徐々にではありますけれども、引き続き整備をしてまいりたいと考えております。

最後に、古い水道管の改修についてでありますけれども、給水施設機器の関係や水道管の老朽化等の原

因による水道水の汚れなどにつきましては、児童・生徒の学校生活や授業に支障、あるいは衛生上の観点から緊急を要する改修工事につきましては、その都度実施するなど対応しておりますけれども、今後におきましても同様に対応してまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、児童・生徒が安全で支障なく学校生活が過ごせる学校環境の整備・改修につきましては、学校の要望等を踏まえまして、今後も引き続き意を用いてまいりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上で、野原議員の質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 第1の男女平等参画条例推進の件について、その1番の啓発の推進は、さまざまな場で、啓発ですとか学習だとか努めているというお答えでした。ですが、まだまだこの点については、町民に知らされていない部分が多々あるのではないかと思います。

また、その中で、この役場庁舎の中でしっかりとそういう基本法に基づいたことを職場で活かしているのか。そういうことも1点お聞きしたいと思います。庁舎の中で女子職員に基本法をしっかりと活かした、そういう対応をして実現していくことによりまして、町内の職場ですとか、それから町民への啓発がさらに進むのではないかと思います。

その点につきましては、1点お聞きしたいと思います。まだまだこの男女平等参画のその精神というのは、まだまだ町民に知らされておられませんし、決定もされておられません。そのことを、1点お聞きしたいと思います。

あと、暴力根絶についての認識の浸透もさまざまなところで学習を深めているということも報告されておりますが、この道条例が制定されてからこの間にさまざまな相談があり、町長の答弁の中でも十勝では70件、DVの相談があったという答弁がありました。81件の同条例に基づいた相談件数、81件の中でのDVが70件ということですから、圧倒的にこのDVの相談が多いということで、この認識がまだ家庭の中で徹底されていないという表れではないかと思います。

その点も、いろいろな形で、家庭の中での啓発がまだまだ必要ではないかと考えております。

それと、市町村との協力、どのように対処するかということなのですが、この中では、やはり民生委員ですとか出前講座で取り組んでいるということでしたけれども、実際にDVにあった被害者がどういふところに相談していったらいいのかということでは、役場に相談にくると思うのですが、その窓口を明らかにするというのも大事ではないかと思います。

私が1件相談した方なのですが、そのシェルターの場所を夫に知られないところに住みたいということで自宅を提供したことがあるのですけれども、それは同じ町内の中ですとすぐ居場所がわかってしまうのです。そういう点では、広域の連携をとって、幕別の人でしたら違うところ、またはちょっと離れたところに公営住宅を開放をするですとか、そういう具体的な施策が必要ではないかというふうに考えます。

そういう点では、市町村の窓口を明らかにするというのと、広域的な連携をとって相談にのるということも必要だというふうに私は思います。

また、幕別町の条例をつくっていくことは検討していくということでした。そういう点では、道の条例をつくるときの経過をみましても、さまざまな女性団体から意見を聞き、そして男女共同から男女平等にというふうに、名称もしっかりと、どうしてそういうふうに男女平等にしていくかということでは、女性の代表ですとか、それから職場ですとか、教職員ですとか、そういう現場からの声も聞きまして平等というふうに制定しています。

そういう中では、幕別町でも具体的な町のあった条例をつくっていくことが、この男女平等の内容がしっかりと町民に位置付けられていくのではないかというふうに考えますので、検討していきたいということでしたけれども、その調査検討もなるだけ早い時期に進めていくことが必要ではないかと考えます。

次に学校施設の件ですけれども、3カ年計画で老朽化している施設のところは予算の範囲内で進めて

いきたいというお答えでした。

この中で、急を要するトイレということでは、その洋式トイレを各階にとというのは、これはどうしてかといいますと、例えば、怪我などをした場合にはどうしても和式では無理な場合があるのですね。それで、洋式トイレで各階にあるということは、子供たちが安心して使えるのではないかということで、各階に洋式トイレをつくってほしい、そういう要望が出されております。

また、老朽の激しいトイレということでは、総務文教常任委員会で学校調査を行いました。その中で私も各学校のトイレをみて歩いたのですけれども、特にひどい学校の中では、大人の私でもちょっと足を引いてしまうような、非常に痛んでいるトイレがありました。

そういうところでは、緊急の整備が必要ではないかと思っておりますので、そういうところの調査もして、早急に改修することが必要ではないかと思っております。

それと、網戸の設置なのですが、これも予算の範囲内だと、家庭科教室ですとか、保健室ですとか、網戸設置されているということですが、やはり外のトイレが水洗ではないので、ハエの発生などがありまして、給食のときや何か非常に不衛生だということもありまして、この網戸も緊急に設置してほしいという要望を出されておりますので、これもなるだけ手前に引き寄せて、網戸をつくっていくことが必要ではないかと思えます。

また、水道管の錆びなのですが、これも古い学校なのですよね。そうすると何時間も水を出してから使用しなければ、理科の実験ですとかそれから調理のときなんか使えないという、そういう要望も出されておりますので、そういうところ、やはり優先して早めに改修していくことが必要だと思いますので、できれば、いつぐらいにどのようにしていきたいということも、併せてお答えいただければと思います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の男女平等参画社会推進条例にかかわっての再質問でありますけれども、まず1点目の啓発の推進、これは一般的な町民の方々に対する啓発の推進、それからご質問ありましたように、庁舎の中のいわゆる町職員、女性職員に対する啓発、あるいは女性職員がそれぞれがどのような認識をもって対応しているかということだと思いますけれども、私の方から特別女性職員を集めて、このことについての説明をしたり、あるいは懇談をしたという時代は今のところありません。

ですから、女性職員の内部だけで、例えば、職場研修をもって検討したとか、あるいは組織の中で検討したとか、そういったことについてはちょっと私も掌握しておりませんので、機会あれば聞いてみたいというふうに思いますし、私どもの立場でどのようなことが女性職員に対してできるのか、啓発ができるのか、それもちょうと検討はさせていただきたいと言うふうに思いますけれども、今の段階では、特に私どもがどうこうしたと、勉強会をしたと、そういうような検証をしたという経緯はありません。

それからDVの相談、家庭に対する啓発ですけれども、これもなかなか現場を把握するといえますか、現状を把握するというのは、行政の中でもなかなか難しいのだろうと。一番いいのは、やはり現状を相談に来ていただけるということがまずは始まりなのかな。あるいは、保健福祉の活動、民生委員の活動、いろんな活動の中からそういう状況が見られるというようなことで、いわゆる報告をしていただくとか現況を担当の方に話していただいて、その担当が現況を調査する。

そういったことが今の段階での取り組みなのだろうというふうに思っております。

もちろん広報の周知ですとか、いろんな新聞報道の周知ということはもちろんでありますけれども、ただ、具体的に家庭にどう入っていくかとなりますと、やはりまずは相談業務から入っていくことが一番いいのかなというふうにも思っております。

これはなかなか難しい問題になりまして、町の窓口としては保健福祉センターにしておりますので、広報を通じての周知もしておりますし、あるいは当然のことながら相談を受けた内容によっては、先ほどお話ありましたように、十勝支庁あるいは関係機関との連携を密にしながら、対応をしているというのが実態でありますけれども、これらについては、先ほど言いましたように、新たな法改正によって、より一層私ども市町村に求められる範囲も増えてきたのだろうというふうに思っておりますので、配偶

者暴力相談支援センターですか、先ほど申し上げたような関係機関との連携をさらに密にしていかなければならないし、現にそういう方も、今、いらっしゃるといふふうにも実は聞いてはおりますけども、それらについても町としての適切な対応をとということで、担当の方では進めているようであります。

それから、条例制定についてでありますけれども、先ほど言いましたように、全道的には5町村、管内では、今、芽室町がすでに制定され、帯広市が、今、検討に入ったということでありまして、私どもとしてもそれらを見ながら検討しなければならないということになりますけども、ただ、これちょっと芽室町の条例の内容を見せていただいたのですけども、この中身は、例えば、各種審議会や委員会に女性の方を登用するというようなことが出ています。

ただ、これは自慢するわけではないですけど、私どもの町は早くに住民参加まちづくり条例等を制定いたしまして、この中で女性の委員会への登用、比率を高めようというようなことは、すでに実施しているようなものもあります。

そのほかには、女性サミットを開催するとか、あるいは子育て支援とか、いろんなことが条例の中で言われているわけでありまして、まずは条例制定、そしてそれが計画から実行に移されていって、はじめて参画条例の意義が、成果が出てくるのだろうというふうに思っております。

先ほど、お話をいただきましたように、私どもそういった他町村の先進事例も十分見ながら対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） 今のお話ありました洋式トイレ、それからトイレの改修、それから網戸、水道管、まさに議員がおっしゃるとおり、非常に必要性、これは私どもが一番わかっております。

わかっておりますとえはるのではなくて、承知はしているのですけども、それがなかなか進んでいかない。このことにつきましては、施設整備、学校がやっぱり先ほども言いましたように30年、古くなってくるといろいろな部分で、いろいろな形の中で弊害が出てきているという形の中で、追いつかない。

そんな形の中で、計画的に大きなものもやっておりますし、小さなものは、それなりに対応をしているわけでありまして、それがなかなか皆さん方に理解もされないし、子どもたちもやっぱり要望としてはそういうものも挙がってきている。これも現状であります。

したがって、教育委員会といたしましても、これから以降も最大限努力をしながらやっていきたいというふうに思っています。

したがって、年次をというお話がありましたけども、今の段階で、これをここという形のものなかなか示しきれない、こういったものもありますので、これから以降もやっぱり必要性、それから優先度、こういったものを十分に見極めながら、その学校にあったような形、いわゆる現場の声をよく聞きながら実施をしていきたいというふうに考えているところであります。

○議長（本保証喜） 野原議員。

○3番（野原恵子） 今、庁舎の中で女性の意識というか、そういうものを把握したことはないとか、学習やなんかしたことがないというお答えでしたけれども、このことは、女性の意識というよりも男性の意識がどうなのか。両方の意識がやはり一致した場合が、共同のいい職場づくりができるということですので、私がお聞きしたいのは、男性の職員のそういう基本法に対する考え方、それから啓発、どのようにしていくことがいいのか。そこが大事だというふうにおもうのですね。

圧倒的に男性職員が多いわけですから、そういう中で、働きやすい職場をどうつくっていくかということでは、男性の意識、啓発をどうするかということが、私ひとつ大事ではないかというふうに考えております。

それから、相談窓口は保健福祉センターにありますということでしたけれども、その窓口をもって明らかに町民に知らせていくということが大事だと思うのですよね。DVというのは、児童虐待と裏腹にあるということがありまして、児童虐待の部分と家庭の中での暴力、そういうところも明らかにされていくことが相談件数も増えていくのではないかと思うのですが、そういう窓口をしっかりと町民に知らせ啓発していくということがひとつ必要ではないかというふうに考えます。

あと、条例のことなのですけれども、町村合併の幕別・忠類合併協議会の中で、新町まちづくり計画の中でも男女共同参画社会づくりの推進ということも挙げられております。このことからみても、先送りというか、きっちりと年次計画、どのように進めていくかということをも明らかにしていくことが必要ではないかというふうに考えます。

あと、学校施設の件なのですが、今、トイレの件で、古いところを年次計画の中でということも答弁されたのですけれども、特に子供ですとか、それから保護者から要望の出されているそういう学校は、意見も聞きまして、早急に改修をしていくことが大事ではないかと思いのです、その点だけお聞きしたいと思います。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず1点目の職場における男女それぞれが共同参画社会推進に向けての意識を持つべきだというお話であります。

先ほど申しあげましたように、私自身としては職場の長として、その正職員に対しても、あるいは女性職員に対しても、今までそういう話をした経緯はないわけでありまして、今のお話あったことが、今この場で、どのような場でどのような形で話することがいいのかちょっと思いがつかないのですが、相談をさせていただきたいと思っております。

ただ、これを先ほどの2番目の窓口のこともそうですけれども、今の法律が改正になったのが、つい先日12月2日にできた改正法ですから、そこではじめて市町村の役割が位置付けられたということですから、まだまだ周知の期間といいますか、そういったことについては、これからはなっていく部分が多いのだろうというふうに思います。

それから、児童虐待の話もありましたけれども、これも支庁あたり行きますと児童虐待の担当とDVの方、これは上へいくとちょっと違っていくのですね。そういう意味では、幕別としては、私の町としては保健福祉センターに一本化して対応をしていきたいというようなことで、今、話を進めているところですけども。

そういったこともあって、住民の皆さんに周知をするということは必要なだろうというふうに思いますし、もう一つは先ほど言いましたように、日ごろの活動の中で、保健師の活動なり民生委員さんの活動なりの中で、そうした部分を早期に発見していくことの必要性もあるのだろうというふうに思っております。

それから、年次計画をたてて推進計画の策定でありますけれども、今の段階でもちろん何年に策定するというところまでは言えないわけでありまして、先ほども言いましたように、その条例策定する、もちろんそれも必要なことなのかもしれないけれども、その後、現実には実行できるようなものは、条例があろうかならうが、まずは進めていくことも大切なことなのだろうというふうに思っております。

帯広市なんか今この話でいきますと、条例は後になるかもしれないけれども、推進計画を策定して取り組んでいきたいというようなことであります。

ですから、私も先ほど言いましたように、芽室町の条例にあるようなことの一つ二つは現に進めているわけでありまして、条例の制定をもちろん否定するものでもありませんし、早期に検討していかなければならないと思っておりますけれども、実行性という意味では、条例云々でなく、まずはやれることから手をつけていくことも必要なだろうというふうに思っております。

○議長（本保証喜） 沢田教育長。

○教育長（沢田治夫） トイレの改修計画につきましてはお話のとおりでありますので、やっぱり子どもたちが1日の大半を過ごす学校でありトイレ、こういった場所でもありますので、児童生徒が利用しやすいような形、これは3カ年の中でしっかりと位置付けしながら、計画的に早期にできるよう努力してまいりたいというふうに考えます。

○議長（本保証喜） 以上で、野原恵子議員の質問を終わります。

次に、中橋友子議員の発言を許します。

中橋友子議員。

○2番(中橋友子) 通告にしたがいまして、4点について質問を行わせていただきます。

まず、1点目は合併問題であります。

忠類村と幕別町の合併の協議が、11月の27日より開始されています。

本来であれば、それまでの中央合併協議会の枠組みが正式に崩れた時点で、11月2日ではありますが、十分な総括を行って、住民に対して説明を行うべきものであったと考えております。

しかし、平成17年3月の現行の合併特例法の期限内の成立を急ぐ考えから、合併特例債を受けることを優先させ、説明がないまま進められているのが現状です。

住民の中には「なぜ三つの町での枠組みが崩れてしまったのか」、「どこに問題があったのか」未だ疑問の残したまま置き去りにされています。

また、新たな忠類との協議に、「両町の役場間だけでも40キロも離れており、交通整備や施設整備などに新たな投資が必要となるのではないか」、「財政の保障は本当にあるのか」などなど、協議の結果を広報で知らせるだけでは十分承知されない、その現状が浮き彫りになってきています。

町長は7日の行政報告で、協議にかかわって、1月末までに終え、2月中旬に住民説明会、そして2月下旬には合併協定書の調印を行うと報告されました。

この期間では住民の意見の反映や合意を得る時間的な保障は全くないものと考えます。

住民との対応はもっともっと丁寧に行うべきではないでしょうか。

今年の6月国会で合併新法が成立し、新たな5年間の猶予と、さらに5年間の経過措置がとられています。将来にわたっての自治の形を決める重要性を認識された上、性急な判断を行わず、住民合意に徹することが必要だと考えます。

申すまでもなく、まちづくりの主権者は住民であります。将来の構想も含めて、住民に十分な説明を行った上で、最終的な合併の是非は、これまでも繰り返し求めてまいりましたが、住民投票で決めることが地方自治の必然的な方向ではないでしょうか。

その考え方、次の3点について伺います。

一つは、合併による新たに必要となる投資的経費なども含めた財政シミュレーションの提示を行うべきと思います。

二つ目は、住民説明会と、また、住民の意見を反映する手立てをとるべきだと考えます。

最後に、住民投票の実施についてであります。

次、2点目の質問は、三位一体改革と地方交付税についてであります。

三位一体改革について、政府は11月26日、国庫補助金負担金は平成17年及び18年の予算で3兆円程度の廃止、縮減をすると示しました。その上、地方交付税は、平成17年及び18年に一般財源分を確保すること。また、財源移譲については、所得税から個人住民税への移譲を行い、フラット化する方向を示しました。

この点で、昨日も質問があり、町長はお答えされていたところではありますが、全体ではまだまだ不透明であることは、行政報告の中でも示されたとおりに思います。

今回、地方財政計画と今回の7.8兆円の削減の主な理由は、地方の財政計画と決算との乖離がある。これを是正するという理由でありました。

交付税削減額は、一部の報道で止まっていますが、これを実際に十勝、そして幕別町に置き換えると、十勝全体では37%の減額、幕別町では33.2%、実に16億8,000万円の減額となってしまいます。

北海道の自治体の全体の予算の交付税の占める割合は、42.8%であり、このような削減が実施されたなら、自治体の予算編成そのものが成り立たなくなってしまいます。

地方交付税は、地方交付税法第1条によって、この法律は地方自治体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政執行をする権能を損なわずに、その財源の均衡化を図り、地方自治の本旨を実現することに資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とすると謳われています。

法を遵守すべき国が、自治法を否定するような交付税の削減は許されることではないと考えます。

まさに、自治権の侵害とも言えます。

12月2日、町長も参加されたと思いますが、全国町村長大会では、確実な財源措置をの特別決議がなされて、国に対して求めています。

この姿勢を貫かれるよう求め、次の3点について伺います。

一つ、地方交付税による確実な財源措置を国に求めていくこと。

二つ、財源措置、財源保障の機能を堅持するよう求めること。

三つ目、人口規模にかかわらず、すべての市町村を基礎自治体と位置づけるよう求めていくこと。

3点目は、防災対策の強化について伺います。

10月23日夕方に発生した新潟中越地震は、マグニチュード6.8の激震であり、一つの村が全部移動しなければならぬ。また、命も奪われてしまうというような甚大な被害をもたらしました。

今なお、救済措置が続いておりますが、今年は大きな台風の被害も発生し、また、全国で地震も頻繁に発生しています。

日本列島は地震の活動期に入っていると研究者から発表されています。

また、異常気象の影響は永く続き、今日、これらの備えての自治体による危機管理体制の強化は益々必要と考えます。

幕別町では防災計画に基づいて、大規模な町民参加の防災訓練をこれまでに実施し、また、去年は防災のしおりの発行などを行ってきました。今回の中越地震の教訓なども生かして、計画も見直しも含めて充実させ、さらなる危機管理に対する体制の強化を求めるものです。

そこで、1点目、避難所の耐震調査の実施について。

2点目、避難所数にあわせた備品の設備、発電機や暖房機、毛布などの整備についてであります。

3点目、人口密度の高い地域での避難所の拡充を図っていくこと。

4点目、住民に対する危機管理に対する指導を行っていくこと。

最後の質問は、季節労働者対策についてであります。

長期不況の中で住民の生活は大変厳しくなっていますが、中でも季節労働者の実態は、公共事業者住宅着工の落ち込みで大変不安定になっています。

帯広財務事務所の11月の十勝経済状況報告によりますと、公共事業は、今年の5月から10月までの6カ月間のうち、前年比を上回る発注があったのは10月の1カ月のみで、残りの5カ月はいずれも下回り、7月と8月は21.3%から24.3%の前年比の減となっています。

また、住宅の着工も、4月、5月、8月で24%から41.9%の落ち込みとなっています。

季節労働者には夏場が働きどきであります。このように仕事が減少しては、仕事そのものも失い、また、直接収入減収となり生活苦につながっています。

加えて、今年度より長く続いてきた冬期援護制度が改定され、講習受講者の給付金が大幅に下げられてしまいました。これまで受講者11万7,000円支給されていたものが、委託講習修了試験合格者で8万8,000円、また一般受講者は7万円とされています。さらに深刻なのは、65歳以上の方は初めからその制度の対象外とされてしまいました。

町内には、多くの季節労働者の方たちがいらっしゃいます。対策を求める切実な声があり、これに対する対応を伺います。

1点目は、季節労働者の実態と雇用の促進、除雪なども含めて実施について伺います。

二つ目は、国に対して冬季援護制度を元に戻すよう求めていくことについて、お尋ねいたします。以上です。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 中橋議員のご質問にお答えいたします。

最初に、合併問題についてであります。

1点目の合併により新たに必要となる投資的経費も含めた財政シミュレーションの提示をというご質問ですが、財政シミュレーションにつきましては、合併特例法で作成を義務付けられております新町建設計画を構成する財政計画の裏づけとなる資料といたしまして、先月29日に開催されました

第 13 回幕別町・忠類村合併協議会に提出されたものであります。

財政シミュレーションにおける投資的経費の見積もり方につきましては、現在、2 町村で策定しております総合計画の実施計画に位置付けされている事業、あるいは、今後位置付けを行う予定の事業をベースにいたしまして、これに、合併に伴い必要となる経費として、電算システムの統合・ネットワーク整備などのハード事業、さらには、看板・印刷物の更新などソフト事業に要する経費を加えて投資的経費としたものであり、作成時において見込める最大限の経費を盛り込んだものであります。

次に、「住民説明会と意見反映の手立て」についてであります。先の第 13 回合併協議会で決定された事業計画におきましては、1 月末を目処に合併協定項目の協議を終え、2 月中旬に住民説明会を開催することとしておりますので、その際に、合併の是非に関するご意見をいただき、これを踏まえうえで、廃置分合等合併関連議案の提出をさせていただくことになろうかと思っております。

なお、忠類村との協議継続につきましては、既に議決をいただいたところでありますが、これは、財源確保が年々厳しさを増すことが予想される中、現行制度上、将来のまちづくりの上で、あるいは住民サービス・負担を維持していく上で、最大の財政メリットがある現行特例法の期限内での協議を行い、この結果を町民の皆さんにお示しすることは、行政を預かる者の使命であること、そうした場合には、これまでの協議結果を生かして、特例法の期限内での協議が可能な唯一の相手が忠類村でありますことから、議会の調査特別委員会や町民検討会議、さらには地区別公区長会議でのご意見を踏まえ、協議会変更の提案をさせていただいたところであります。

次に、住民投票の実施についてのご質問であります。これまでの一般質問に対する答弁や先の答弁とも重複しますが、私といたしましては、住民説明会や出前講座、さらには、各種団体との意見交換などを通して、できる限り多くの住民の皆さんのご意見を伺ったうえで、議会とも相談させていただきながら、廃置分合等合併関連議案の提出をさせていただくことになろうかと思っておりますので、現段階におきましては、住民投票を実施する考えは持っておりません。

次に、三位一体改革と地方交付税についてお答えをいたします。

国と地方の税財政のあり方を見直す三位一体改革について、お話ありましたように、11 月 26 日にその全体像が示されました。このことは先の千葉議員のご質問にお答えをいたしておりますので、重複する部分については省かせていただきますが、その内容は非常に厳しいものであると受け止めているところであります。

1 点目の地方交付税による確実な財源措置を求めると、及び 2 点目の財源措置、財源保障の機能を堅持するよう求めることについてであります。地方交付税は地方財源保障制度の主体であり、これまでも、北海道町村会及び全国町村会一丸となって、国に対し地方交付税の財源調整機能と財源保障機能を強化すること、交付税は地方固有の財源であり、地方財政計画の作成は地方公共団体の意見を反映させる場で協議することなどを強く求めてきたところであります。

また、3 点目の人口規模に係わらず、すべての市町村を基礎自治体と位置付けするよう求めることについてであります。これは本年 4 月の北海道町村会の総会、さらに、先ほどお話ありました今回の全国の町村長大会におきましても、決議としてなされているところでありまして、これらのことを踏まえ、私どもとしては、今後とも北海道町村会並びに全国町村会の一員として行動を共にしてまいりながら、これらの実現に向けて力を合わせて進めてまいりたいというふうに思っております。

次に、防災対策についてであります。本町におきましては、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、幕別町防災計画を策定しているところであります。

この防災計画につきましては、平成 11 年に各計画を全項目にわたり見直し、修正具体化したものであります。現在の計画において、なお不都合な事項が発生した場合には必要な見直しをしてまいりたいというふうに考えております。

1 点目の避難所の耐震調査であります。平成 7 年 1 月 17 日に発生しました阪神・淡路大震災において、昭和 56 年 6 月施行の耐震基準以前に建築された建築物に被害が多く見られたことから、平成 7 年 12 月に耐震改修促進法が施行され、昭和 56 年 5 月以前に建築確認を受けたものの内、3 階以上かつ

床面積の合計が1,000㎡以上の建築物については耐震診断や耐震改修に努めることが求められたところ
であります。

現在本町での避難場所としては、30カ所を指定いたしておりますが、この耐震診断の対象となる施設
は1カ所、札内中学校でありまして、これらについては既に耐震診断を実施しているところであります。

また、耐震診断の対象にはなっておりませんが、昭和56年6月施行の耐震基準以前の建物が学校で
五つ、近隣センターで八つ、合計13カ所ありますことから、今後、簡易診断ではあります年次計画
に基づき実施していかなければならないものと考えております。

また、2点目の避難所数にあわせた発電機、暖房機、毛布などの整備についてであります。本町で
の備蓄は、国、北海道等の救援活動が本格化するまでの、おおむね2日ないし3日を目標として備蓄を
しているものであります。

保管場所については、被災者への提供を迅速、円滑に進めるために、幕別、札内、糠内地区の3カ所
に分散して備蓄しており、備蓄量については、おおむね1,000人程度を想定し準備しているところで
あります。

現在の災害用備蓄用品につきましては、備蓄計画に基づいて、発電機17台、暖房器具22台、毛布1,900
枚、アルファ米6,000食、飲料水700リットルなどを保有しているところであります。

次に、3点目の人口密度の高い地域の避難所の拡大についてであります。地震などの災害時におけ
る避難場所については、学校、コミセン、近隣センターなど大規模な公共施設を避難場所として定めて
おり、住民の皆さんの避難する場所については、それぞれの公区を単位に定めているところであります。

避難する場所については、災害の規模、状況、場所、さらには災害が発生した時にどこにいるのかに
よっても異なるものと思っております。

これら避難場所については、一定の目安でありますので、その時々状況によって適時判断をしなが
ら対処していただくことが必要であろうと考えております。

また、避難場所の拡大であります。公共施設等が新たに設置され場合など、必要に応じ避難所とし
ての指定について検討し、内容の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

次に、4点目の住民に対する危機管理の指導についてであります。防災の基本は「自らの身の安全
は自らが守る」ということで、住民はその自覚を持ち、災害時には自主的に行動することが重要とされ
ております。

本町においては、平成7年に地域住民が的確な災害対策を実施できるよう、防災体制の強化と防災知
識の高揚を図ることを目的に、幕別町防災モデル地区助成金交付要綱を制定し、現在までに6公区にお
いて本制度を利用され、事業を実施してきたところであります。

今後、この要綱のあり方については、地域の実情と時代に即応したかたちにすべく、今年度設置され
た協働のまちづくり検討委員会の中で公区の多くの課題とともに内容についてご協議をいただいでい
るところでもあり、これらご意見を参考とし、より充実した危機管理体制の確立を目指してまいりたい
というふうに思っております。

次に、季節労働者の実態と除雪等の雇用対策の実施についてであります。本町の季節労働者に関し
ます実態につきましては、詳細に把握したものはございませんが、雇用保険の短期特例受給資格者数、
これはハローワーク提供の資料であります。これらを見ますと、公共事業費の削減等の影響もあって、
15年度末現在で、季節労働者を多く雇用してきた建設業を中心に、前年956人に比べ45人の減少とな
っております。これは、毎年、高齢者の引退などにより相当数の季節労働者が減少していることを勘
案しても、就労を希望する季節労働者のうち、就労の場が確保されていない方が相当いるものというふ
うに受け止めているところであります。

また、除雪等の雇用対策につきましては、独自の事業として冬期間における歩道・交差点の除雪や春
先の街路の清掃作業を実施しておりますことはご承知のとおりであります。ご指摘のように、労働者の
生活向上につながります冬期技能講習受講給付金が16年度から大幅に減額され、65歳以上の方が対象
外となりましたことは誠に残念なことだというふうに思っております。

このため、現行の除雪事業等を対象外の方に配慮しながら引き続き実施し雇用の確保に努めてまいりたいというふうに考えております。

先般、高齢者就労センターに対しまして、今申し上げましたような65歳以上の季節労働者の方に除雪等の働く場を提供してくださるよう要請をし、ご配慮いただけることになりましたことから、63名の方に会員登録をしていただくようご案内を申し上げましたところ、12月6日現在で既に10名の方が登録を済ませているとのことでもあります。

次に、冬期援護制度についてであります。気象条件の厳しい積雪寒冷地において、循環雇用を繰り返す季節労働者の方々は雇用保険の特例一時金や冬期技能講習受講給付金制度を活用して生活の安定を図っているものと推察いたしております。

本制度は、平成15年度をもって終了の予定でありましたが、関係機関・団体のご努力により、減額はされましたが16年度から18年度までの3年間延長されたところであります。

また、本町におきましても、平成15年の第4回町議会定例会におきまして、季節労働者冬期援護制度に関する陳情について採択され、意見書の議決をいただいたところでもあります。この冬期技能講習受講給付金を含め、冬期援護制度は季節労働者の冬期間の生活を守り、地域経済にとりましても重要な制度でありますことから、今後とも私どもとしては、町村会を通じ、国・道に対し働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。

以上で、中橋議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 質問の途中でありますけれども、この際、11時15分まで休憩をいたします。

(11:02 休憩)

(11:15 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中橋議員。

○2番（中橋友子） 再質問をさせていただきます。

1番目の合併問題についてであります。1番目の1、新たな必要となる投資的経費を含めた財政シミュレーションの提示ということをお求めたわけですが、町長のお答えでは、先日、特別委員会にわたされました、まだ非公式といいながら公式であったと思うのですが、出された財政シミュレーションのことを指されていると思います。

このことについては、おっしゃられるように、ソフト的な情報網の整備であるとか、そういうことについてきちっと盛り込まれて算出されたということは私も見せていただいて理解をするところなのですが、1番住民が知りたいことは、そういった実務的なものももちろん大事なのですが、全体のまちづくりが、幕別町と忠類と新たに一緒になった町ができたときに、ここに具体的に書きましたように、交通機関の整備であるとか公共施設の整備であるとか、いろんなことが出てくるだろうと。当然、それは町ができてから相談されることもたくさんあるのだとは思いますが、今の時点で、明確に必要性のあるものについては、こういったところに反映することが本物の経済の姿を見せていくことだと、財政の姿を見せていくことだと思うのですよね。そういう点では、もうちょっと具体的にいえば、例えば、提示されたときに、火葬場の問題なども出ておりました。実際に建設をすると数億のお金が必要となる。

しかし、こういうシミュレーションでは出てこない。自分たちが判断するときには、もっとももっときちっと事実を推計にしかすぎませんが、きちっと掌握をした上で認識を深めていきたいと、こう思うわけですね。

さらに、住民の、議会に提出されたことが、住民に対する提出というふうになっているのだとは思いますが、このことすら新しいまちづくりの中には載せられていることではありませんので、そういう意味で提示を求めたわけですね。

それから、住民説明会の意見の反映と手立てについてであります。今年の8月、前回の法定協議会の中で住民説明会が取り組まれました。確かそのときには7会場設置されたと思います。

分担と申しますか、回られたと思うのですが、そのときの総参加者は146人と報告を受けました。

これは町民全体にとって0.6%の参加ということでもあります。

私は、これは過ぎてしまったことといえば過ぎてしまったことなのですが、例えば、今回の新しい枠組みに入るときに、相手方の忠類村は3カ所の住民説明会を行なわれて進められています。

私は、こういう機会は数多く、そして一人でも多くの町民の方というのが大原則だと思うのですよね。でも、従来どおりのやり方であれば、本当に数パーセントの住民周知の中で進まざるを得ない状況が生まれてしまう。ここで町の体系が決まるわけですから、非常にそれは住民参加のまちづくりという点では、繰り返し、これも前から指摘させていただいたことですが、問題を残すというふうに踏まえまして、今回は2週間ですか、期限は。その中でどのようにきちっと周知を図るのか、再度お尋ねしたいと思います。

また、住民投票はやるお考えはないということ、今回もきっとそうやって答えられるだろうなと思いつつ書きました。私は、この間、全国、特に北海道全体の合併の取り組みの状況を見ていますと、やはり住民投票に委ねるところが増えてきているというふうに思います。

それは、例えば、新聞報道ですけれども、11月末に北海道全体の状況が報道されていましたが、この時点では、全道で35の合併協議会の枠組みがありまして、そのうち既に住民投票7カ所で実施することが伝えられています。こんなふうにどんどん増えてきている。それは、やはり単に議会の議決だけで済まないというのは、逆に言えば、住民投票が望ましいという観点から取り組まれています。

根拠とするのは、こういった住民投票はどちらかという、よく首長さんのリコール問題ですとか、いろんな特定の地域にかかわるということで多いのですけれども、住民投票をすべきだという基準を何カ所かで出している事例があるのですが、私たちが、町村議員がそれを辞典としてみている町村議員必携の中においても、町村合併などについては住民投票が望ましい。その上で判断をすべきだということが明確に書かれています。

また、地方制度審議会などでは、もう既に今から約30年前1976年の審議会の中でも既に位置付けられて、それがずっと今日まで脈々ときている。それがやっぱり、今、全道でも取り組まれている要因になっていると思います。本当に一人ひとりの町民の住む町の枠組みが決まることですから、そして、そこには文化もあり伝統もありというものが変わっていくわけですから、この点では、私は逆算方式も含めて、新しい新法の活用も含めて考えていけば十分可能なことだと思います。

それから、三位一体のことにつきましては、先ほど、町長のご答弁いただいた国に対する取り組みを理解したいと思います。

あえてもう一つ申し上げるならば、こういったことが、国に対する地方財政の確保という点では、これまででも地方6団体、公共6団体を中心にして、随分頑張ってきたと思うのですよね。でも繰り返し繰り返しこういうことが出てくる。しかも、今回などは全く地方が頑張ってきた政策に対して、財政計画と決算が乖離するからということで7兆8,000億円もの減額を出してくるということ自体に本当には私は憤りを感じるのですよね。

そして、今回の一連の動きも逆に言えばまた反映されてきているという面もありますから、より強化していただきたいのですが、私はこういう総務省だとか財務省の通しての判断になってくるのですけれども、やっぱり地方がどれだけ行政改革を本当の意味で取り組んできているのか。それだけ言うのだったら国は逆に行政改革に取り組んでいるのかということまで示していく必要があるのではないかとこのように思うのですよね。今までいろいろあっても、削減された財政の範囲の中で、それぞれの自治体が、うちの町も含めて行政執行行ってきた。行政のスリム化、私はあまり好きではないですけども、行政改革第2次大綱にも取り組んできた。そういうふうにも乖離だ、まだまだ削れということですから、これは際限がないということになってしまうと思うのですよね。

一方では、削る側の方は全く、いろんな公共事業一つ見ても、あるいは官庁ですか、いろいろ社会保険庁の問題ですとか、道路公団の問題とかたくさんありますけれども、全く解決されないで、地方にこれでもかこれでもかかるところをやっぱり転換させていく以外にないと思うのですよね。

私は、随分地方が頑張ってきたという点では、北海道だけで見ましても、この間、北海道の町村会の

会長さんが新聞で述べられていましたけれども、国こそ行政改革すべきだと、これ以上地方を引っ張るなということで、北海道では、具体的なこと随分進めてきたのだと書いていました。

例えば、今、職員を削減するということがどんどんやられてきていますけれども、もう一つは、町長・助役・収入役という三役を置いている町が、今、町長がいない、首長がいないというところはありませんけれども、道内178町村の中で、ここを置かないでやってきているところが113にのぼっている。ここまでやっぱりきているという。議員の数も、私たちのことですが、定数からいえば、今、509人、マイナスしてスリム化ですよ。そんな努力をしているにもかかわらず、7兆8,000億円、幕別に置き換えれば16億円も削減をすることが当たり前というような、そういう姿勢というのは本当に許されないというふうに思います。

こういう点で、やっぱり頑張っていたきたいに尽きます、そういうことに尽きますね。

それと、防災対策の強化についてであります。

防災マップの中では、避難場所29カ所だったのですが、町長のお答えは30カ所、その後、1カ所増えたのではないかと思うのです。それで、まず避難所の耐震調査の実施についていろいろ取り組まれている説明は理解をいたしました。

札内中学校が残っている、あるいはこれからの調査の次の手立てという問題も生まれてこようかと思えます。その点では、現実的に町民が危険に遭遇しないように、努力を続けていただきたいというふうに思います。

それから、避難所数に合わせた備品の設置であります。発電機が17、暖房機22、これは実は決算のときにもお答えがあったところなのですけれども、実際には避難所そのものの数が30カ所あって、いろいろやりくりするにしても、その数も満たないという点では、やっぱり強化する必要があるのではないかというふうに思うのですよ。

全地域一斉にというようなことは起こり得ないとは思いますが、しかし、今回の中越地震なんかをみますと、非常に広範囲にわたっていますし、最低避難所に合わせた発電機であるとか、暖房機であるとか、そういう備えというのは、なかなか流用がきかないと思いますから必要ではないでしょうか。

それから、3番目の人口密度の高い地域の避難所の拡大ということで、必要性に応じて変えられていくということですから、ぜひ進めていただきたいと思うのですが、昨年配られました防災しおりの中で、例えば、札内の北小学校などは、一応、避難場所になっていまして、屋内の面積は3,578平米、ここに4,402人の収容というふうになっているのですよ。これが現実的なものなのかどうかというふうになれば、無理があるというふうに率直に思います。

今回、中越地震の教訓とすべきことは、直接地震で亡くなったという方もいらっしゃるのですけれども、その後、避難生活を続けている中で、中に入れなくて、外で車の中で暮らしていてエコノミー症候群で亡くなったとかということになると、やっぱり最初から十分なスペースが補償されていて、そういうところで命の安全を守ってもらうということが大前提だと思うのですよ。

ところが、これは極端なところで、後は随分ゆるい状況もあるのですが、特に北小学校。これは機械的ではありませんが、人員一人当たりの面積というのは0.8平米しかない。南小学校で1.39、白人で1.23というようなそんなスペースしかやっぱりないのですよ。

だから、計画をもっと段階で、全員収容ということは現実的にはあり得ないのだろうとは思いますが、やはり危機管理でありますから、そういう点では改善は必要ではないでしょうか。どうでしょうか。

それと、季節労働者対策につきましては、65歳以上の方についての手立てが既にとられてきたことでもありますので、これはさらに指導なども徹底していただきまして、全体に生活難に陥らないように努力を重ねていただきたい。併せまして、65歳以外の方も、町長がおっしゃられるように、最初からここに盛り込まれないで、仕事に就けなくて、こぼれてしまっている状況もたくさんあると思います。そういう点で、窓口を広げながら雇用対策も強化していただきたいと思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） まず合併問題に係っての財政シミュレーションでありますけれども、先ほども申し上げましたように、今回、提示させていただきました財政シミュレーションの中には、幕別・忠類それぞれが持っております総合計画の実施計画の事業がこの中に入っております。

一つひとつの、何年に何をというようなことをそのシミュレーションの中に謳ってはおりませんが、例えば、私どもが今計画している、何年度には札内の北の保育所を建てたい、そういうようなものについては、それらをシミュレーションの投資的経費の中に入れていくという段階でありますので、ちょっと葬祭場の話もありましたけれども、忠類の方は、極めて財政面でいう投資的事業というのは、今少ないわけありますから、ほとんどの分が幕別町に係る投資的経費をそのシミュレーションの中に入っているというふうな状況であります。

これは当然のことながら、合併あるいはその後によってローリングということには進んでいくわけありますけれども、今は新町建設計画の中の財政シミュレーションということになりますから、今、計画しているものについては、投資的経費についても、そのシミュレーションの中に含まれているということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、説明会については、2月の説明会についても、大体今までやってきたコミセン単位ぐらいの説明会をさせていただきたいというふうに思っております。

これはどこも悩みがあるのでしょうか、帯広市なんかでも開催してもせいぜい20人か40人しか集まらないというのは実態なわけでありまして、何と云うのですか、興味がないとか、関係ないから説明会に出ないという考えもあるのかもしれませんが、ある意味では、合併もうやむなしで進んでいるのだから、我々が改めて出ていってそこで物言うこともないのではないかと、これはあきらめなのか、ぜひ推進だとか、あるいは今、ちょっと声が挙がったように、これはもう町理事者や議会にお任せしているのだから進めてほしいというような、そういったいろいろなことがあって、今の参加者の実態なのだろうというふうに思っております。

ですから、私どもとしては、広報で周知したり、こういうことで説明会がありますから出て下さいということをお願いしながら、それ以上家から引っ張ってくるわけにはなかなかいかないというようなことで、私どもとしては残念だと思いますし、今、中橋議員おっしゃるように、少しでも多くの方に出ていただき、そして意見をいただくことがありがたいことだということには思っておりますけれども、なかなか現状はそういうような状況にあるというのが実態であろうというふうに思っております。

それから、3点目の住民投票でありますけれども、これは住民投票、私は否定するものではありませんけれども、ただ、住民投票を実施している町村、あるいは市も含めてですけども、そういう自治体というのは、住民投票をやらざるを得ないという何らかの事情があって住民投票が行われているのだろうと。現実に、例えば、函館周辺の平成の合併第1号になった4町村は、それでは、住民投票をやった決めたのか、そうではなくて、すんなり合併が成就したと。今、第2号となろうとしている渡島の森町と砂原町でもそんな話は当然なくて、話し合いの中で進められている。

ですから、住民投票を全く否定する意味ではありませんけれども、住民投票やるところは、それなりの事情があってやらざるを得ないようなような場があって、必要があってやられるのであろうというふうに私は思っております。

それが先ほど言いましたように、議会制民主主義の中で、私は議会の皆さん方のご意見、あるいは町民の今の思い、いろいろお聞きしている中で、果たして住民投票の必要性があるかといったら、私は現状やらなくてもご理解いただけるような方向で、今、進んでいるのかなというふうに思っておりますので、先ほど申し上げましたように、住民投票の実施は考えていないということで、なんとかご理解をいただければというふうに思っております。

それから、二番目の三位一体の改革でありますけれども、これは財務省が地方財政計画といわゆる決算との乖離、これは主に言っているのは、地方単独事業のことを言っているわけあります。地方財政計画でこれだけ地方が単独事業をやるといったのに、その経費は人件費にまわっていったり、ほかの福祉

の経費にまわっていったりして、決算になってみると、最初計画しただけで単独事業やっていないのではないか、これを言っているのが乖離ということで。

ただ、我々からすると、それでは人件費も他の福祉施策も教育予算も、万度にそれでは地方財政計画でみていただいているのかと。そうではないだろうと。だから、やむを得ずそちらにも経費をもって最終的なトータルで地方財政を運営しているのではないかと。財務省はその一部の地方単独事業だけをみて、決算と計画で乖離している。そうはならないのではないかとということで、強く我々は反発をしているわけでありませう。

それと、7兆8,000億円という数字は、これはご存知のように、地方交付税は国税5税がルール分にありますから、このルール分と実際に地方に出している差が7兆8,000億円。だから、今、17兆から18兆ぐらいですかね、交付税。本当は国税5税で交付税に充てられるのは、11兆か12兆しかないのですよと。だから、財務省は7兆8,000億円を2年間で削りたい。そうすると、先ほどお話いただいたような数字になっていくということで、これは到底許されるものではありませんし、いくら30億円基金もっていったって、1年か2年で、私にすれば全町村、赤字に転落するのではなかろうかと。そういうことは許されないのはなかろうかというふうに思っております。

ただ、これはちょっと余談になりますけども、今言ったように7兆8,000億円ルール分で交付税の原資が足りない。ところが、今回、さらに3兆円所得税を住民税に回すと3兆円の32%ですから、1兆円また交付税の原資が足りなくなる。そして逆に町村には、住民税が増えるとその75%、財務省は、税源移譲だから100%基準財政収入額でみるという言い方する。

結果的には国からの地方への支出を減らして、地方の負担が増えていくというのが、我々がどうも納得がいかない。これが本当の三位一体の改革になるのだろうか。そしてもう一つは、税源が移譲されても、東京都だとか大都市が潤うけども、小さな市町村はなかなか、もともと所得税納めている人がいないのですから、幾ら税源移譲されたって、これは増えていかないというのが、それで何とか地方交付税だけは確保しなかったら地方財政はやっていけないというのが、我々の願いでもあるし、強い要求でもあるわけでありませう。

それから、防災計画、避難所の30カ所と私言いましたのは、これを見られているのだと思うのですが、上からいくと番号は29番までしかないのですけども24番のところに札内福祉センターと東コミセンと二つ入っていたものですから、30カ所という言い方をさせていただいたのですけども、これらについては、当然のことながら診断をやれば、それで出てきた診断に基づいた対応はしていかなければならないのだろうというふうに思っております。

ただ、北小のお話がありましたけども、これは結局、既設の施設の中でどう割り振りしていくかということなものですから、こういう数値になったのだろうと思います。

先般も、上の1番、2番を見ていただいたらわかるのですけども、旭町1、2、3、4あるのに、何で二つに分かれなければならないのだというようなご指摘も実は受けた。

旭町の1、2は、農業者トレーニングセンターまで来い。3、4はコミセンに行け。おいかしいのではないかと受けたのですけども、先ほど言いましたように、入らないところに避難場所を指定してもどうにもならないものですから、ご指摘ありましたように、改善すべきものは当然改善はしていかなければならないのだろうというふうに思いますけども、現状ではこのような避難先を指定させていただいているということで、ご理解をいただければというふうに思っております。

それから備蓄の関係なのですけども、これも実にさまざまなのですけど、ここに12月7日の北海道新聞で、管内各市町村災害の備えはというのがあるのですけども、町の名前挙げるとちょっとあれなのですけども、毛布160枚、毛布5枚、毛布20枚、毛布300枚、これだけしか備蓄していない町村も管内には相当あるわけですし、非常にばらつきがあるわけでありまして、これはなかなか一律に、人口何万のところはこれだけということにはなかなか得ないわけですから、それぞれの町の考えで進めていかなければならないのでしょし、また、私も備蓄にあたっては、商工会なんかにもいろいろお願いしたり協力をして、いわゆる商工会としても、いざ災害のときのそれなりの対応をしていただけるような手

法もっていただくというようなことも進めております。もちろんこれが絶対大丈夫か、先ほど言いましたように、1,000人ぐらいの規模の避難、そして、道や国の救援を待つ二日、三日の対応というようなことの中での備蓄でありますから、そう大きなことにはならないのだろうとうふうに思いますけれども、なんとか今の中で、他町村の事例も見ながら、また検討していかなければならないだろうとうふうに思っております。

それから、季節労働者の関係でありますけれども、除雪ぐらいしか正直言って冬場の仕事と申しますか、事業を確保するというのはなかなかないわけでありまして、除雪も雪が降って働く人は仕事ができるけれども、我々にとると雪が多いというのはお金の方でまた心配もあって、なかなか矛盾する面もあるので、できるだけそうした方々に仕事場を確保するという意味では、先ほども申し上げましたように、歩道だとか交差点の除雪・排雪のために仕事の確保について努力していきたいとうふうに思っております。

○議長（本保征喜） 中橋議員。

○2番（中橋友子） 財政計画ですが、それぞれの町の予定していた計画に基づいて、その事業を予定しているものについては盛り込まれているということで、その範囲を超えて、私は合併することによって新たに必要となる施設。ソフト面は入っているのだけれども、新たに出るもの。こういうことはどこで判断したらいいのだという。実際に新しい町になった場合に、避けて通れないことって出てくると思うのですよね。そのときの財政のあり方というものも持たなければいけない。それはどうしたらいいのでしょうか。

それと、私、住民説明会について、都市部が非常に参加が少ないということは認識しています。幕別町よりも帯広市がひどい。芽室町とやっているときなんかは燦々たる状況だった。これは住民の認識の現状と申しますか、やっぱり大きい町としての合併の位置付けというのは、小さい町の考え方とは違うというのはあると思うのです。特に今回のように編入ということで出されたら、それは流れとして生まれてくると思うのですが、私はやっぱり、1回町つくってしまうと100年の体系とずっと言ってきましたけれども、そういうことなだけに、何とか浸透させていくという、ここが大事だと思うのですよ。この下の住民投票の実施と絡んでくるのですけれども、結局町長が言われるような背景もそうだと思います。

合併について、住民投票を必要とした。本来の住民投票というのはそういうことではなくて、きちっと是非を問うという、全部オープンにして是非を問うということできたのだけれども、もっと端的に言ってしまうえば、合併をしようということで進んでいるところでは、なかなか住民投票はしないと。しかし、何らかの協議上の問題が出てきたり、合意できないことが出てきたときに、住民投票によって判断を仰いできたという、これも全道の事例としては当然そういうことはあったと認識しています。

ただ、私は、こういうことの中で、住民参加のまちづくりとうふうに位置付けられた場合にいい機会だなとうふうに思ひまして、それで、住民投票をきちっと踏まえるというのが地方自治の流れとして当然のこととうふうにずっと位置付けているものですから、あえて申し上げているところなのです。

それと、三位一体の問題では、国とのこれは完全な矛盾とうふうに押さえています。

いつも言われることは、国も財政が大変だと。八百数十兆の借財があって、国民一人当たり600万円になって、そして、それが地方に対してのいろんな改革という名目で、いずれにしても町長がおっしゃられるような、地方の予算が少なくなる格好にきているのだとうふうに思うのです。

今日、幕別町のバランスシートをいただいたのですけれども、政府のバランスシートというものも、この間総務省が出したのを見せていただいたら、確かに借金はあるのですけど、うちの町と同じように財産だってあるのですよね。トータルで見ると、800兆の借金がありながら100兆を超える余剰金、資産、資産はこれ全部現金ではないですから、現金も400兆ほどありますが、道路であったり橋であったりとうことで、差引きすると100兆を超えるプラス面があるとうような、そういうバランスシートを見ても、私はバランスシートは企業からスタートしているので、必ずしも行政にそのまま運用できるとうふうには思っていないんですが、こういう現状をみたならば、やっぱりもっともっと地方が強くなって主張できる要素はあるとうふうに思います。

それと、防災対策の面で、一つは、私は北海道新聞の記事も読んだのですけれども、びっくりもしました。ただ、町村間の貸し借りだとかいろんなことで運用したいということなのですが、言ってそういうふうにはできるものと、それから、暖房機だとか発電機だとかというのはこれはまたちょっと違ってくるのではないかと思うのですよね。少なくともこの3カ所を設置された場合に、いろいろ地域の背景もあります。できれば避難場所30カ所全部の設置が一番望まれると思いますし、毛布だとか、それからアルファーマなどとはちょっと違って、暖房だとか発電機というのは、もっと施設一つに1個ずつというような形が望ましいのではないかというふうに思います。

それと、避難場所の面積の問題ですが、何とかこの範囲でご理解をということではあったのですが、例えば、北小学校などは、すぐ近くに桜町の近隣センターですとか新しい避難が可能な施設ありますよね。ここではこの地域では北小学校と北コミュニティセンターだけですけれども、その配分を変えることだとか、新しくある近隣センターも組み込んで、計画を練り直すだとか、そういうふうになると、この3,500平米に4,400人という状況は解消できるというふうに思うのですよね。そんな柔軟な対応と見直しというのを求めたいと思うのですが、どうでしょうか。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の合併が成就した新たな町がスタートすることによって、新たな投資的な事業、費用が必要かということですが、今のところは、特にそれはないというふうに押さえております。

例えば、ソフトの部分は先ほど申し上げましたように、電算だとか何かもあります。ただ、庁舎なんかでも、前回の3町村の中央合併協議会でやっていたときは、何十人かが幕別にくる。議会はまだ決まっていますから何とも言えませんが、忠類とうちだけでいくと、職員が恐らく20人か15人かの異動になってくると、庁舎自体は改造するとかということにもない。

かといって、合併したことによって新たに道路をすぐつくらなければならないというようなことも今のところ出ておりません。

例えば、先ほどちょっとお話ありましたように、忠類村には例えば葬祭場がない。今は大樹町の葬祭場を使わせていただいている。こんなのが将来、では幕別と合併したら幕別まで葬祭場にくるのかということになると、またこれはかなりの距離があつて、将来的にはそういったことも考えなければならないのかということもあるかもしれませんけども、今のその合併することによって、即投資的経費で何か必要かということはないというようなことで、先ほど申し上げましたように、お互いの今の実施計画にあるものを積み上げて、シミュレーションを出したということでもあります。

それから、住民説明会については先ほど来申し上げたとおりでありまして、先ほど言いましたように、多くの人に出てもらって意見を聞くということはもちろん大切なことだというふうに思いますけども、その手法についてもいろいろ検討したり、公区長さんをお願いしたりというようなこともやっているわけですが、できる限りのことを、今度ははいよいよ最終的な説明会になるわけですから、できる限り出ていただくように努力をしてみたいというふうに思っております。

それから投票のこともちょっとお話ありましたけども、これも合併が投票でなければ決まらないということには、これはもちろんなつてはいないわけですが、これが先ほど民主主義の話をしましたけども、我々からすれば議会制民主主義だというふうに言いたくもなるわけでありまして、それから住民投票によらなければ住民の意向が把握できない。そこまでなつたときに住民投票だというのが現実でなろうかというふうに思っております。

要するに、住民が投票してみないと賛成なのか反対かの判断がつかないというようなときが、まさに住民投票ということになるのではなからうかと。極めて住民投票というのは、限られた中での必要性、限定されて実施されるべきものでなからうかというふうに思っております。

今まで、先ほど七つぐらいの話もありましたけれども、確かに合併を進めていく中で、いろんな意見が出てくる。これは当然出てくる。そして、その中でもどうしてもこれは合併がだめだ、町の名前がだめだ、役場の庁舎がだめだ。いろんなことがあつて、住民の中から合併反対の動きが大きくなって、例

えば議会も半分に分かれて收拾がつかないというようなときに、私は住民投票というようなことがなされて決められていくのでなかろうと。そうでない限り、大きな反対、大きな動きといいますか、混乱がなければ、私は協議を粛々と進め、そして住民の皆さんの意見をいただき、そして最終的には議会の判断を仰ぐという方法がいいのでなかろうかというふうに思っているところであります。

あと、避難場所の関係です。

確かに、北地区には新北町の近隣センター、あるいは場合によっては北保育所もありますし、さらに、今、区画整理が進められております地域にも、保育所なり近隣センターの建替えなんかも計画はされておりますので、それらも含めながら柔軟な対応に意を用いていきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 以上で、中橋友子議員の質問を終わります。

この際、13時まで休憩をいたします。

(11:54 休憩)

(13:00 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前川敏春議員の発言を許します。

前川敏春議員。

○5番（前川敏春） それでは、通告に基づきまして、大きく3点について質問をさせていただきます。

まずはじめに、幕大線糠内中里間の拡幅整備についてでありますけれども、幕大線、糠内中里間は木々などが道路に覆いかぶり、冬期間の凍結路面での通行には、非常に危険な所として危惧しているところでございます。

今、拡幅整備が進められているところですが、今の現状では、何年先になるか見通しのつかない状況であると思います。今、幕別、忠類との合併協議が進められている中で、幕別と忠類を結ぶ主要幹線として位置付けられるというように思うわけであります。

このようなことから、早く拡幅整備が行われることを望んでいるところでございますけれども、町として強力に要請をしていただきたいと思いますところでありまして。

これに対して、町の考えをお伺いするところでございます。

次に、糠内コミセン駐車場の防犯灯設置についてであります。コミセン周辺駐車場等において、夜間の使用は本当に暗くて危険であるように日頃感じているところでございます。

そんな中で、町としての防犯灯設置の考えについて、お聞きをしたいというふうに思います。

次に、農業担い手支援センターと農業委員会についてであります。

農業担い手支援センターも2年余りが経ち、着実に業務が遂行されているというふうに思います。農業者にとっても農業施設の一つの拠点となるところであります。

そういう中で、総合的な観点から一体性が望まれるところでありますけれども、農業委員会の事務所移転などは将来的にどのように考えておられるのか、お伺いをするものであります。以上であります。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 前川敏春議員のご質問にお答えいたします。

最初に道道幕別大樹線の拡幅整備についてであります。

主要道道幕別大樹線につきましては、本町と忠類そして広尾十勝港を結ぶ主要幹線として、幕別町のみではなく十勝全体としても大変利用度が高い、重要度が高い路線であると位置付けされております。

このため、本町といたしましては主要な懸案として事業主体であります北海道に対し、早期整備を強く要請いたしているところであります。

北海道帯広土木現業所より、整備については鋭意努力をいたしてはいるが、残っている約2.5キロメートルについては隣接地が細かく分割されており、また、本州地権者のため用地買収が非常に困難な状況にあり、改修整備については時間がかかるというふうにお聞きをしているところであります。ご質問にありますように、支障木あるいは路面状況などの維持管理も含めまして、さらに強く要請活動を続けてまいりたいというふうに考えております。

次に、糠内コミセン駐車場の防犯灯設置についてであります。糠内コミセンの駐車場につきましては、これまでも、パークゴルフ場利用者の利便性を目的に保育所西側に駐車場を拡張し、また、南幕別老人交流館東側にも駐車場を整備してきたところであります。

ご質問にありますように、駐車場が暗く危険であるのご指摘ですが、本年、地元住民の皆さんのご協力をいただき、コミセン正面入り口側と老人交流館側に照明灯を2基、設置をさせていただいたところであります。

今後、コミセンの利用実態等も含め、さらに調査検討を進めていく中で、地域住民の皆さんとも協議をしまいたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に農業担い手支援センターと農業委員会とのかかわりについてであります。

農業担い手支援センターは、農業者の高齢化、担い手不足に伴う農地の流動化に的確に対処し、将来にわたって、効率的かつ安定的な農業経営を育成していくための中核施設として設置されたものであります。

農業担い手支援センターには、担い手の育成確保、農地流動化及び農業情報の提供の三つの機能を配し、その業務にあたっては、平成14年6月に設立されました幕別町農業振興公社が、町、農業委員会、あるいは幕別、札内、帯広大正農協などの関係機関と一体となって公社事業を進めているところであります。

これまでの担い手対策や農地流動化対策等につきましては、町をはじめ、農業委員会、農協がそれぞれの役割をもって進めてきたところでありますが、これからは、農業担い手支援センターを農業担い手の拠点施設として位置付けて、各関係機関と相互に連携を図りながら事業を推進することとなるものであります。

特に、農業振興公社の事業の柱の一つであります農地流動化対策につきましても、農地に関する相談、斡旋、調整の窓口を公社に一元化し、農業者などの相談から利用調整までの役割を公社が担い、農業委員会が許認可事務を行うなど、役割も明確にしながら進めているところであります。

公社といたしましても、農地の流動化を進めるにあたっては、担い手や新規参入など、農地の受け手にいかに利用集積させるかが大きな課題であり、農業委員会と密接な連携を保ちながら、一体となって推進していくことは必要なことであろうと考えております。

ただ、担い手支援センターは、平成14年度に国の補助であります経営構造対策事業の補助を受けた施設であること、また、担い手支援センターが設置され、農業振興公社が設立されてから、まだ2年余りでありまして、相談窓口を一元化し、担い手や農業者が気軽に相談できるよう務めているところであり、その推移を見守ることからも、農業委員会の事務所を担い手支援センターに移転させることは、現状、難しいものと考えており、現在の事務所においても機能が損なわれないよう、また、農業者の立場を十分尊重し、利便性を確保しながら進めてまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

以上で、前川議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○5番（前川敏春） 今、幕大線について、いろいろお答えをいただいたわけなのですが、確かに地権者がたくさんいて、点在している地権者にそれぞれそういう中で大変ご苦労されているというのは十分理解しております。

また、これに対しても、日頃本当に努力されていることを本当に理解できるところでございます。

ただ、その中で、この10日の日ですか、夜中に雨が降ったのですよね。そんな中で、この中にもその次の日通られた方もいるかもしれませんが、あの状態というのは本当に危険なんじゃないかなというふうに考えております。

要するに、太陽が当たらない。だから日中になっても溶けない状態なのですよね。そんな中で、どうかこのことからも、そういう拡張整備がなかなか進まなければ、ただまわりの木々だけでも、先に何とか伐採やなにかを進めていただく方法はないかなというふうに考えております。

そんなところ、町長のそういう面に対しての方法とかお答えがあれば、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

それと、次、コミセン駐車場の防犯灯のことなのですけれども、これに対しては町長もそういう施策の中で年間100灯前後ですか、防犯灯を設置がされて、今、こういうふうに進んできているわけですけれども、農村地域にいたしましたも、これによりまして、本当に幹線道路、環境も本当に整ってきております。

そんな中で、安全・安心である道路、そしてまた、生活道路として意義あるものになっております。

そのことに対しまして、心から評価を高くするところでございますけれども、ただ、私が、ちょっとコミセン周辺というのは、何か町の方でこの程度でいいのではないかなという、あまりにもお粗末すぎるので、私も早くから気にはなっていたのですけれども、たまたま今年いろいろ地域の、横山所長をはじめ、地元の公区長さんがいろいろ試行錯誤しながら工夫をして、照明機器を設置されたというふうに聞いております。

それによって、かなり改善はされているというふうに理解はしているわけですけれども、ただ、コミセンの中には、自然の家ですか、それとか老人交流館、そしてまた隣には大事な生活用水の水源地もあるわけなのですよね。

そんな中で、どうか、なかなか今の状況というのは大変な財源的なこともあるのでしょうかけれども、やはりそういう中で、やっぱりこれからの時代に、これからにおいて、高齢者のためにはやはり優しいという環境、ましてや安心・安全な施設づくりというか施設を利用していただくことがやっぱり望まれてくるのだろうというふうに考えております。

そんな中で、どうか町長もいつも協働のまちづくりを提唱されているわけですけれども、これに対して、地区の人たちも一生懸命いろんな面で協力というのは惜しまないで普段も行っているというふうに私も本当に思っているわけですけれども、やはり地区の人たちが最大限できる範囲、それをやっぱり町がいかにサポートできるかということが一つの大きな大事なことでないかなというふうに考えております。

そんな中で、防犯灯につきましても、地域から本当に要望・要請があれば十分実情を見て応えていく必要があるのではないかなというふうに、私は思っております。

このことについて、再度お答えをいただきたいというふうに思います。

それと、農業担い手支援センターなのですけれども、これについてはようやく2年が経ち、軌道に乗ってきたところだというふうに思っております。

しかし、農業委員会と十分お話をされながら、また、農協組織、そして農業者からもいろんなご意見をいただきながら、それを参考にさせていただいて、農業者にとって最良の拠点といいますか、そういうところになっていただきたいという考えなどからお聞きをしたわけですけれども、十分その辺将来的に、それぞれの機関、いろんな農業者からのご意見をいただきながら、いい方向に進んでもらえることをお期待をしているところであります。

これについては、お答えはよろしいのですけれども、最初に2点について、町長のお考えをお聞かせいただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 岡田町長。

○町長（岡田和夫） 1点目の幕大線の拡幅整備についてでありますけれども、前段お話し申し上げましたように、いわゆる原野商法によって、周辺が道外、今もちょっとお聞きしますと、14件ほどが道外の方で道路拡幅用地をもっておられる。

そういった中で、中には不明者といいますか、連絡のつかない方もおられるし、逆に連絡がついても、今言う価格の面というのですか、そういった面でなかなかご理解をいただけない方だとか、そういったことで土木現業所の方も大変苦慮しているのが実情だというふうに思っております。

そうした中で、私どもは何とか1日も早いそれら地権者対応と、もう一つは、今、前川議員も言われましたように、非常に木々などが道路に覆い被さるような状況で、夏場も暗いし、今言う凍結の問題も

ある。

ただ、この木を伐採するのも当然のことながら、地権者の了解がないと木を切れない。あるいは河川敷側の方は土木現業所の方からかもしれませんけども、そういったことも含め、たまたま去年は道路状態ということでは、オーバーレイなんかは土木現業所の方でやっていただいたという経緯もあるのですが、何とか私どもは1日も早い完成、残りわずか2.5キロメートルですから、これが完了することを何よりも臨んでいるわけでありまして、引き続き、今、お話いただきました木の伐採、あるいは道路状況のより安全な管理、さらに拡幅整備に向けて、土木現業所をお願いをし、要請をし、ともに強力もしてまいりたいというふうに思っております。

それから、防犯灯の関係、コミセンの照明の関係ですけども、今、お話ありましたように、地域の方の大変なご尽力をいただいて、元の野球場でしたでしょうか、そこにあった照明灯を駐車場に移設してつけていただいたと、そんなお話をお聞きしました。

引き続き、今、お話がありましたように、なお暗いあるいは不安になるということでもありますれば、再度、地域の皆さんのご意見をいただきながら、ご相談をさせていただきながら対応してまいりたいというふうに思っておりますので、引き続きご協力のほど、またお願いを申し上げたいというふうな思っております。

最後、答弁が不要ということでしたけども、担い手センター、農業委員会事務局の移設についても、今後、また十分検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（本保証喜） 前川敏春議員。

○5番（前川敏春） どうしても私も固執するわけではないのですけれども、防犯灯の件なのですけれども、どうか本当に地域の人たちのやっぱりそういう要望・要請に対しては、真摯な気持ちで、ぜひ対応していただくことが最大の効果といいますか、これからの時代、まさにその施設、今、そういう高齢の方が増えているわけですから、どうかその辺の対応をスムーズに、すぐそういう要望に対しての配慮をしていただくことを期待をします。以上で質問を終わらせていただきます。

○議長（本保証喜） 以上で、前川敏春議員の質問を終わります。

これで、一般質問を終結いたします。

「付託省略」

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

日程第3、議案第60号から、日程第15、議案第72号までの13議案については、会議規則第39条第2項の規定によって、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって日程第3、議案第60号から、日程第15、議案第72号までの13議案については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

「議案審議」

○議長（本保証喜） 日程第3、議案第60号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第60号、幕別町手数料条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

建築基準法の規定に基づく建築確認申請事務につきましては、北海道から権限委譲を受けまして、限

定特定行政庁としてその事務を行っているところでございますが、この事務手数料につきましては、北海道においては4年ごとに見直しを行っておりまして、前回の改定から4年が経過しましたことから、社会経済情勢の変化に応じ、過去の改定経過を踏まえた上で、コストに応じた対価の徴収原則、住民間の公平・均等の確保に向けた適切な公費負担と受益者負担の原則を使用料及び手数料に反映させるため、見直し案が平成16年第1回定例道議会で提案可決され、本年7月から施行されたところでございます。

また、道内特定・限定特定行政庁48の市・町におきましても、すでに改正をいたしたところ、あるいは、来年4月の施行を予定している市・町村が半数を超えるような状況となっているところであります。

これらの状況を踏まえ、本町といたしましても北海道の改正内容と同様に確認申請手数料の改正を行おうとするものであります。

以下、条文に沿いましてご説明を申し上げます。

別表第7号、建築確認申請手数料につきましては、床面積30平方メートル以下のときは「5,000円」とありますものを「8,000円」に、以下面積に応じまして「9,000円」を「13,000円」に、「14,000円」を「19,000円」に、「19,000円」を「25,000円」に、「34,000円」を「41,000円」に改めるものであります。

2ページをご覧いただきたいと思いますが、第8号、工作物確認申請手数料につきましては、「8,000円」を「13,000円」に、「4,000円」を「8,000円」に改めるものでございます。

次に、第9号、建築物完了検査申請手数料につきましては、床面積の合計が30平方メートル以下のときは、「10,000円」を「13,000円」に、次のページになりますが、以下面積に応じまして「12,000円」を「16,000円」に、「16,000円」を「20,000円」に、「22,000円」を「26,000円」に、「36,000円」を「41,000円」に改めるものであります。

第10号、工作物完了検査申請手数料につきましては、「9,000円」を「12,000円」に改め、同号の次に、第10号の2として、道路位置指定申請手数料を新たに加え、「37,500円」とするものであります。

次に、第11号、仮設建築物建築許可申請手数料につきましては、「120,000円」を「130,000円」に改めるものであります。

4ページになりますけれども、第12号、総合的設計による一団地の建築物の特例認定申請手数料につきましては、建築物の数が2である場合にあっては、「78,000円」を「86,400円」に、3以上にあっては「78,000円」を「86,400円」に、2を超える建築物の数に「28,000円」を「37,500円」に改めるものであります。

次に、第13号、既存建築物を前提とした総合的設計による建築物の特例認定申請手数料につきましては、建築物の数が1つである場合にあっては、「78,000円」を「86,400円」に、2つ以上にあっては「78,000円」を「86,400円」に、1つを超える建築物の数に「28,000円」を「37,500円」に改めるものであります。

次に、第14号、同一敷地内建築以外の建築認定申請手数料につきましては、5ページにありますけれども、建築物の数が1つである場合にあっては、「78,000円」を「86,400円」に、2つ以上にあっては「78,000円」を「86,400円」に、1つを超える建築物の数に「28,000円」を「37,500円」に改めるものであります。

第15号、複数建築物の認定の取消し申請手数料につきましては、「6,400円」を「15,800円」に、「12,000円」を「13,500円」に改めるものであります。

次に、第16号、一団地の住宅施設に関する都市計画に基づく建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合、建築面積の敷地の敷地面積に対する割合、外壁の後退距離又は高さに関する制限の適用除外に係る認定申請手数料につきましては、「27,000円」を「48,500円」に改めるものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

堀川議員。

○7番（堀川貴庸） 今回の手数料条例の改正について、少し質問させていただきます。

提案理由の説明の中では、4年ごとの見直し時期というような、また、ほかに受益者負担とのバランスということで説明をいただきました。

非常にこの確認申請、また、完了検査の中で非常にウエイトを占めるであろうというところでは、例えば、一般的な平屋住宅では、確認・完了合わせますと2万1,000円が2万9,000円に、また、一般的な2階建住宅になりますと、合計3万円が3万9,000円と、8,000円、9,000円といった3割弱ないし3割といった引き上げ額が今回の条例に盛り込まれています。

また、しかしながらその一方で、こういう住宅物件を取得する際に必要とする諸経費としては、各種税制があると思いますけれども、不動産取得税、登録免許税、契約書に貼付する印紙税、また、あるいは市町村が課税をする固定資産税、また、あるいは住宅ローンを利用した方にはある一定の条件のものとは、住宅ローン減税と。こういう住宅物件に関しては、非常に税制の優遇がなされているにもかかわらず、今回、手数料といたしても、非常にこの住宅物件を取得する際の諸経費としてみなすことができれば、いささか逆行するような、非常にパラドックスを感じるわけです。

こういう今回の引き上げ額がどうのこうのということではなくて、そういう住宅物件の取得時の他の税負担とのバランスも考慮に入れた引き上げ時期については、もう少し検討が必要ではないかな、そういうふうに感じますけれども、その辺の考え方についてはいかがでしょうか。

○議長（本保証喜） 施設課長。

○施設課長（小野典昭） 今回の確認申請手数料等の改正につきましては、今、ご説明したとおり、平成12年にこの手数料を制定してございます。

当然、先ほど説明したとおり、4年を経過して、社会情勢等の変化、その中には当然いろんな審査項目、例えば、平成15年でしたか、シックハウスの対策規定とか、さらにはハードビル法の義務化、これは俗に言う高齢者の身体障がい者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の推進に関する法律という、これを通称ハードビルと言っていますが、これらの法義務化、あるいは平成12年からでしたか、規制になっています住宅性能評価の規定など、こういった法的にかかわる審査項目といたしますか、そういったものが大変増加あるいは複雑化をしているところでございます。

そうしたことから、こういった増加に係る費用について、今回いただきたいということでございます。

○議長（本保証喜） 堀川議員。

○7番（堀川貴庸） 今、課長からの説明によりますと、この4年ごとの見直しの間では、シックハウスですとか、ハードビル法ですとか、それぞれ専門的な法律に基づいて、非常に審査項目も増えている。そういうことは非常に私も理解はしておりますけれども、この帯広を含めた音更、芽室、そして我が町においても大規模な造成ですか、宅地開発も行われています。

また、非常に郡部にいっても厳しい状況の中でもいろんな住宅政策、または移住政策、定住政策といろんな政策を打っているわけですね。

そういう政策遂行が円滑に図れるような、額が云々というわけではないのですが、我が町では住宅物件を取得する際の負担、一方では軽減をしているにもかかわらず、こちらでまた手数料が上がるというのは非常にアンバランスを感じますので、先ほども申し上げましたとおり、この政策の遂行が円滑に図れるような手数料体系というものも考え方として持たなくてはいけないと思いますが、その辺について、もう少し説明をもらいたいと思います。

○議長（本保証喜） 西尾助役。

○助役（西尾 治） 提案理由の中で説明させていただきましたように、たまたま特性行政庁との関連がございまして、道内212のうち48の市と町が道からの権限移譲を受けて実施している実態にございます。

管内でいえば、今、お話がございましたように、帯広市、音更、幕別、芽室という形でございますけれども、それ以外の町村につきましては、当然のことながら道が直接確認申請事務をやるということで、管内の20市町村のうち16町村につきましては、既に今年の7月からこの改正された手数料に基づいて確

認手数料を支払っているということもございます。

私どもとしては、今、堀川議員のおっしゃられるようなこともございまして、本来からいうと、今年の7月から道の基準に合わせて改定をさせていただくということも一つの手法として考えられたのですが、今、おっしゃるとおり、管内の情勢いろんなことを含めて、来年の4月からということで、一定期間手数料の引き上げについては猶予をさせていただいたということもございます。

ただ、帯広市も含めて、来年の4月からこのような改定が行われるということもございますので、確かに住宅行政の立場から言えば、手数料を引き上げない、建てやすいような条件整備をしていくということも一方の政策としてあることは十分私ども承知しておりますけれども、道民全体における不公平感、これはやっぱり管内でもこれだけございますので、ある程度その辺は一定の方向に沿った中で進めていくことも、先ほど言いましたように、全体としての不公平感を与えないための施策として必要でないかという観点もございますので、それらを総合的に勘案した形として来年の4月ということで決めさせていただきました。

おっしゃられることも十分理解しておりますので、それらのことについては、これからもこういう改定に当たっては、当然のことながら置かれている状況を十分私どもとしても勘案しながら、改正に当たってはその時期を見誤らないように、さらに十分内部で検討させていただければなというふうに思っております。

○議長（本保証喜） よろしいですか。

ほかにございませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第4、議案第61号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第61号、幕別町都市公園等条例の一部を改正する条例につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案説明資料の7ページをお開きいただきたいと思います。

本年6月に公布されました都市緑地保全法等の一部を改正する法律により、都市公園法が改正されたことに伴いまして、幕別町都市公園等条例の一部を改正する必要性が生じたことからご提案申し上げます。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

はじめに、条例第4条、第6条及び第9条中の「法第5条第2項」を「法第5条第1項」に改正するものでありますが、都市公園法が改正されて項の番号が変更されたことに伴います改正でございます。

8ページをお開きいただきたいと思います。第14条第1項及び同条第2項中の「各号の一」を「各号のいずれか」に改正するものでありますが、都市公園法の用語改正に伴う改正であります。

次に、第14条の2から第14条の7までにつきましては、公園に放置された廃車などの物件の所有者を確認できない場合の保管や売却などの手続を定める条文を加えるものでございます。これらの手続に関する規定につきましては、都市公園法の改正により新たに定められたものでありますが、放置物件等を公園管理者が自ら除去、処分を行うことができるよう明確化されたものであります。

はじめに、第14条の2につきましては、工作物等を保管した場合の公示事項について規定したものでありますが、都市公園法では放置物件を除去した場合、一時的に保管をし、保管をした物件に関する

内容を公示しなければならないとされているものであり、保管した物件名、数量、放置されていた場所及び保管している場所など「公示すべき事項」を定めるものであります。

次に、第 14 条の 3 につきましては、工作物等を保管した場合の公示の方法について規定したものでありますが、第 1 項におきまして、放置物件等の保管の日から 14 日間、役場前の掲示場に公示することとし、特に貴重と認められる物件につきましては、この期限を過ぎても所有者が不明の場合、広報紙や新聞に掲載することと定めるものであります。

第 2 項につきましては、保管物の一覧簿を備え付け、公開することを定めるものであります。

次に、第 14 条の 4 につきましては、工作物等の価格の評価の方法について規定したものでありますが、保管物件を売却処分する場合、取引の実例価格及び使用年数などを勘案するとともに、必要に応じて専門的知識を有する者の意見を聴いて価格評価を行うことを定めるものであります。

9 ページになっておりますけれども、第 14 条の 5 につきましては、保管した工作物等を売却する場合の手続について規定したものでありますが、競争入札又は随意契約により売却することと定めるものであります。

次に、第 14 条の 6 につきましては、前条の規定により競争入札又は随意契約に付そうとするときは、幕別町財務規則によることと定めるものであります。

次に、第 14 条の 7 につきましては、工作物等を返還する場合の手続について規定したものでありますが、保管物件の返還を受ける者が身分を証明するものを提示して、受領書と引き換えに返還することと定めるものであります。

次に、第 15 条につきましては、公園の占用許可などを受けた者に対する原状回復命令などに基づく工事が完了したときの届出義務について規定をしているものであります。

このたびの都市公園法の改正によりまして、建物の屋上や人工地盤の上に都市公園を作る「立体都市公園制度」が新たに創設されたところでありますが、新たに加える第 3 号は、立体都市公園にも同様の届出義務を適用させるため定めるものであります。

改正の内容であります。同条中の「各号の一」を「各号のいずれか」に改正するもので、都市公園法の用語改正に伴う改正であります。

同条第 1 号中「法第 5 条第 2 項」を「法第 5 条第 1 項」に改正することにつきましては、先ほども説明しましたように、都市公園法の改正により項の番号が変わったことに伴う改正であります。

第 3 号中「法第 11 条第 1 項」を「法第 27 条第 1 項」に改正することにつきましては、都市公園法の改正によるものでありまして、同号を 4 号とし、先ほど申し上げましたように、新たに第 3 号として立体都市公園にも同様の届出義務を加えたものであります。

次に、第 4 号を第 5 号に繰り下げるものであります。

10 ページになりますけれども、第 5 号中「前条第 1 項」を「第 14 条第 1 項」に改正することにつきましては、改正前には第 14 条が前条でありましたが、改正後に第 14 条の次に、第 14 条の 2 から第 14 条 7 までの 6 条を加えたため、「第 14 条」と明確に示す必要があるため改正するものでありますとともに、1 号繰り下げて、第 6 号とするものであります。

次に、第 16 条の見出し及び本文中の「公園予定地」を「公園予定区域」に改正することにつきましては、都市公園法の語句改正に伴う改正であります。

また、「法第 23 条第 3 項」を「法第 33 条第 4 項」に改正することにつきましては、都市公園法の改正により条及び項の番号が変わったことに伴う改正であります。

次に、第 17 条中「各号の一」を「各号のいずれか」に改正することにつきましては、都市公園法の用語改正に伴う改正であります。

なお、この条例の施行につきましては、都市緑地保全法等の一部を改正する法律の施行の日からと附則に規定したところがございますが、本年 12 月 17 日の予定とお伺いをしているところでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第62号、十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更の協議についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第62号、十勝環境複合事務組合を組織する市町村数の増加及び十勝環境複合事務組合規約の変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

議案の説明資料の11ページをお開きいただきたいと思います。

現在、14市町村で十勝環境複合事務組合を組織しておりますが、新たに忠類村、大樹町及び広尾町を加え、組合を組織する市町村数の増加を行うものであります。

また、共同処理を行っております、し尿処理施設設置及び管理運営に関する事務につきましても、新たに忠類村、大樹町及び広尾町を加え、現在7市町村で共同処理を行っております、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務につきましても、新たに池田町、浦幌町を加え、それぞれ平成17年4月1日から共同処理を開始する旨、組合議会で合意を得ましたことから、それに伴う事務規約の改正を行うものであります。

以下、条文に沿いましてご説明申し上げます。

第2条につきましては、事務組合を組織する地方公共団体を規定しておりますが、ここに忠類村、大樹町、広尾町を加えるものであります。

第3条につきましては、し尿処理施設の設置及び管理運営に関する事務に、忠類村、大樹町、広尾町を、ごみ処理施設及び最終処分場の設置及び管理運営に関する事務に池田町、浦幌町を加えるものであります。

第5条第1項につきましては、2町1村が加入したことにより組合議会の議員定数を28人から6人増加しまして34人にするものであります。

なお、事務組合構成市町村の数の増減及び事務組合規約の変更につきましては、地方自治法第290条の規定によりまして、関係地方公共団体の議決が必要となりますことから、本議会に提案をするものであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6、議案第63号、町道の路線認定及び変更についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 63 号、町道の路線認定及び変更につきまして、提案の理由をご説明申し上げます。

最初に、議案書の 7 ページをお開きいただきたいと思います。

今回認定を行おうとする路線は 18 路線、変更しようとする路線は 1 路線であります。

認定する路線の総延長 2,974.31m ありますが、変更によります路線延長が 160.57m の減少となりますので、全体では 2,813.74m の延長増となるところであります。

議案説明資料の 12 ページ以降になりますが、議案説明資料のお開きいただきたいと思います。

最初に、認定しようとする路線であります、1 番の北栄西通から 13 番の北栄 23 号までの 13 路線、延長で 2,357.69m につきましては、北栄町における土地区画整理事業にかかる新規認定であります。

13 ページをご覧いただきたいと思いますけれども、14 番の文京 1 号通から 16 番の文京 1 号までの 3 路線、延長 338.30m につきましては、文京町における開発行爲にかかる新規認定であります。

説明資料は 14 ページになりますけれども、17 番の札内鉄南 3 号、延長 98.32m につきましては、札内鉄南地区中央町における道路用地をご寄付いただきましたことに伴う新規認定であります。

次に、15 ページでございますけれども、18 番の相川東団地線、延長 180.00m につきましては、これも札内中央橋同様、道路用地をご寄付いただいたことに伴います新規認定であります。

次に 16、17 ページをご覧いただきたいと思いますけれども、変更しようとする路線でありますけれども、19 番の札内 5 号線につきましては、北栄町の土地区画整理事業に伴い、起点を、17 ページ 20 番のとおり南 4 線に変更することにより、路線延長が 160.57m 減少するものであります。

以上で説明をおわらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 64 号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第 64 号、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、提案の理由をご説明させていただきます。

議案書の 9 ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成 16 年 6 月 6 日午後 6 時ごろ、幕別町札内豊町 15 番地の豊町西公園におきまして、当該公園の管理をお願いしております豊町公区が、公区行事で使用しておりました木柵を数年前より公園内物置の前に積み重ねて置いていたところでありますけれども、公園内で遊んでおりました帯広市在住の児童が、この木柵に右腕を打ちつけ、右上腕骨を骨折する事故が発生したところがございます。過失割合により相殺計算をした額を相手方に対しまして、賠償し、和解するものであります。

損害賠償の相手方でありますけれども、帯広市西 21 条南 4 丁目 32 番地の 8 に住んでおられます、怪我をされましたお子様の親権者角田学氏でございます。

損害賠償及び和解の内容でありますけれども、損害賠償といたしまして角田氏に支払う額は、治療費、看護料、通院費及び慰謝料等の損害認定額 55 万 8,000 円に対しまして、過失割合 30% により相殺計算した額 16 万 7,400 円を相手方に賠償し、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わな

いとするものであります。

なお、賠償金につきましては幕別町が加入しております全国町村会総合賠償保険により支払われるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第65号、損害賠償の額の決定及び和解についてを議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第65号、損害賠償の額の決定及び和解につきまして、提案の理由をご説明させていただきます。

議案書の10ページをお開きいただきたいと思います。

本件につきましては、平成16年10月17日午前9時ごろ、幕別町札内西町93番地の3の西町南公園におきまして、当該公園の管理をお願いしております西町1公区が、当該公園の草刈作業を行っていた際に、刈り払い機によって飛ばされた石が、道路を挟みまして向かい側の自宅敷地内に駐車しておりました自家用貨物車の後部ガラスに当たり、相手方に物的損害が生じたので 相手方に対しまして、その損害を賠償し、和解をするものであります。

損害賠償の相手方でありますけれども、幕別町札内西町97番地の10に住んでおられます、遠藤清継氏であります。

損害賠償及び和解の内容であります。損害賠償といたしまして遠藤氏に支払う額は、車両修復費6万2,528円とし、双方ともこれ以外に今後一切の請求、異議の申立てを行わないとするものであります。

なお、賠償額につきましては幕別町が加入しております総合賠償保険により支払われるものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮り致します。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

この際、14時10分まで休憩をいたします。

(13 : 53 休憩)

(14 : 10 再開)

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第9、議案第66号、平成16年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第66号、平成16年度幕別町一般会計補正予算（第3号）につきまして、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出の総額にそれぞれ1,854万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億8,371万3,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページにございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に、歳出からご説明申し上げます。

9ページをお開きいただきたいと思います。

歳出。2款総務費、1項総務管理費、2目広報公聴費、82万円の追加でございます。印刷製本費でございますけれども、広報ページ数の増に伴います追加補正でございます。

5目一般財産管理費、60万円の追加でございますが、燃料費は単価のアップに伴います追加補正でございます。修繕料については庁舎のガラス等の修繕にかかります追加補正でございます。

7目町用車両管理費、3万6,000円の追加でございます。車検等手数料となっておりますけれども、法改正によりまして、17年の1月1日より、自動車のリサイクルにかかわる料金を車検時に納付しなければならないという法改正がございまして、来年の1月以降3月までの間に車検を行います車に対する自動車リサイクル料にかかります追加補正でございます。

16目諸費、283万4,000円の追加でございます。

次のページになりますが、負担金補助及び交付金、公区会館の建設費補助につきましては、西猿別公区でもっております公区会館を老朽したために新築するものでございまして、面積については69.56平方メートル、補助要綱基準によりまして、新築の場合、平米当たり1万2,000円を補助いたしておりますことから、ただいま申し上げた面積に1万2,000円と掛けた83万4,000円を会館の建設費補助として助成するものでございます。

協働のまちづくり支援事業交付金でございます。お手元に議案第65号、一般会計補正予算の補足説明資料として事業内容をお配りさせていただいておりますから、そちらも参照をいただきたいと思います。

本年の2月に公区活動の活性化策等につきまして、公区長の代表者12名によります協働のまちづくり検討委員会を設置、組織いたしまして、これまで検討を重ねていただいたところでございます。

9月16日検討委員会より住民ニーズの多様化、高度化により、今までにまして住民と行政がともに考え、ともに行動するという協働によるまちづくりが重要であり、それら活動を主体的に行う公区に対して、支援策として、協働のまちづくり支援事業の実施について答申をいただき、これまで事業化に向け検討をまいったところでございます。

このたびの補正予算につきましては、協働のまちづくり支援事業のうち、公区助け合い活動支援事業について行うものでありまして、内容といたしましては、雪の処理に関する公区における助け合い事業でもあります。

事業メニューについては四つの事業細目から構成されておりまして、一つ目といたしまして、老人一人暮らし世帯等の除雪を公区において実施する際、支援する雪かき支援。二つ目として、降雪量の増加から、市街地における雪捨て場の確保が難しくなっておりますことから、公区において空き地等を借り入れる際、その面積により支援する雪堆積場確保。三つ目として、公区内の歩行者の安全確保、あるいは近隣センターの除雪等、公区が行う除雪作業について、その除雪を効率的に実施していただくために導入する機械について支援する地域内除雪機導入。四つ目として、公区内の道路及び交差点の安全を確保するため、公区が行う排雪作業を支援する地域内排雪。この四つからなっているものでございます。

本事業につきましては、公区に住む住民同志の助け合いによりまして、公区内コミュニティの醸成が図られるとともに、その活動の活性化が図られ、地域自治の基礎である公区と行政がパートナーシップ

によりまして、まちづくりが行われるように考え、本事業を実施しようとするものでございます。

次に、2項徴税费、2目賦課徴收费、11万円の追加でございます。委託料の収納管理システム保守点検委託料につきましては、国保会計の補助事業として対応できますことから、国保会計への組換えでございます。

過誤納還付金につきましては、不足する分の追加補正でございます。

次に、3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、357万3,000円の減額補正でございます。

扶助費につきましては、障害者保護措置、障害者の在宅介護費あるいは身体障害者の補装具購入費の増によりまして追加補正でございます。

繰出金の減額につきましては、基盤安定繰入金の額の確定、あるいは給与費の減にとりまいます国保会計への繰出金の減でございます。

5目老人福祉費、331万8,000円の減額補正でございます。老人保健会計あるいは介護保険、人件費、あるいは前年度との財源の関係の相殺等がございます。減額補正をするものでございます。

8目保健福祉センター管理費、50万円の追加でございます。燃料費は重油の単価の高騰によりまして補正でございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費、1,102万4,000円の追加でございます。

児童手当につきましては、受給者の増、身体障害者については申請者の増、障害児の居宅支援費につきましては、利用者の増によりましてそれぞれの追加でございます。

3目常設保育所費、80万円の追加でございます。

さかえ保育所の基本設計委託でございますが、平成17年度国庫補助採択に向けまして、今年度内にさかえ保育所、これには子育て支援センターも含めた基本的な設計を行いまして、18年度実施に向け、補助対策を受けるべく基本設計を行おうとするものでございます。

4款衛生費、1項衛生費、5目環境衛生費15万5,000円の追加でございます。葬祭場備品につきましては、石油暖房機の購入でございます。

6目水道費、202万円の追加でございます。簡易水道会計への繰出金でございます。

次のページになりますが、6款農林業費、1項農業費、2目農業振興費、34万2,000円の追加でございます。

地域就農環境整備促進モデル事業ということでございますが、新規就農者の農業研修、あるいは実践的研修を実施するための体制を整えるための補助でございます。農業振興公社に対する道補助でございます。

2項林業費、1目林業総務費、420万円の追加でございます。

施業計画に基づきます、森林を適正に管理するための補助金でございます。国、道それぞれ4分の2、4分の1、町4分の1の補助でございます。ヘクタール当たり1万円の助成をしております。当初500ヘクタールを予定してございましたけれども、施業計画等を実施することにより、適切に感知する面積はさらに420ヘクタールほど増えましたことから、420万円と追加するものでございます。

8款土木費、2項道路橋梁費、2目道路新設改良費、補正額はゼロでございます。

札内駅の南北線の工事負担金、千住11号線の関係の補助事業で公有財産購入費の執行残をそれぞれ負担金、あるいは補償補填及び賠償金の方へ組替えをするものでございます。

3項都市計画費、1目都市計画総務費、329万円の追加でございます。委託料札内西地区公園事業効果調査委託でございますけれども、北栄地区の土地区画整理事業に係りまして、公園緑地5カ所を整備する予定をいたしております。

これら5カ所整備補助を要望してまいりたいと考えてございますけれども、緑化重点地区整備事業として指定を受けるためには、緑地を持っている効果そのものを、いわゆるどういう事業効果があるのだという測定をした上でなければ、現在はなかなか本採択にならないということから、事前にこれらの作業を進めようとするものでございます。

15目工事請負費、公共サイン補修項工事でございますが、札内10号に設置しておりました公共施設の

案内板でございますけれども、車両がその案内板に運転を誤りまして、この公共サインを破損してしまつたと、完全に折ってしまったというような状況でございます。290万円については、相手方から全額保険として町に歳入をいただくものでございまして、これら事故に伴います補修工事を行おうとするものでございます。

次のページになりますが、3目街路事業費、ここも補正額はゼロでございます。これは北栄土地区画整理事業にかかわりまして、北栄大通りほか1街路事業の補助事業として実施する計画をしてございました。最初、予定をしておりました道路用地買収でございますが、買収の相手方との交渉が整わないという状況から、今年度については事業箇所を変更いたしまして、先に道路整備箇所を変更することにより、設計委託さらには物件移転補償費の方へ組替えをしようとするものでございます。

4項住宅費、3目公営住宅建設事業費、21万6,000円の追加でございます。設計住宅の性能評価申請手数料、これは3棟分でございますが、公営住宅の整備につきましては、公営住宅の整備基準に沿った整備が必要となっております。平成13年度に一部改正され、平成14年度以降、新規に設計を行う住棟につきましては、住宅性能評価を受けることが義務付けられておりますことから、この義務付けによりまして申請手数料を追加補正するものでございます。

9款の消防費、1項消防費、1日常備消防費、389万7,000円の減額補正でございます。東十勝消防事務組合の共通経費あるいは幕別署費分でございますが、主に人件費の減額補正に伴います分担金の減額補正でございます。

次のページになりますが、10款教育費、1項教育総務費、3目教育財産費、507万1,000円の追加でございます。需用費の修繕料につきましては、給排水設備あるいは外壁等の修理にかかわります小学校、中学校、あるいは教員住宅にかかわる修繕料でございます。

工事請負費につきましては、主に札内東中学校のトイレの修繕工事。一般質問でもございましたように、障害児対応として、東中学校のトイレを改修する計画をしてございます。それに関する補正予算でございます。

4目スクールバス管理費、7万8,000円の追加でございます。これも車検等手数料となっておりますが、先ほど説明しましたように、リサイクル料に係ります新たな手数料に対応すべく追加をさせていただくものでございます。

6目の学校給食センター管理費、41万2,000円の追加でございます。燃料費の高騰によります追加補正でございます。

2項小学校費、1目学校管理費、207万9,000円の追加でございます。本目につきましても、重油、灯油の燃料の引き上げによります追加補正でございます。

3項中学校費、1目学校管理費、169万6,000円の追加でございます。本目も燃料単価の改定によります追加補正でございます。

4項幼稚園費、2目教育振興費、59万9,000円の追加でございます。負担金補助及び交付金については減額補正でございますが、次のページに入りまして扶助費、就園奨励費の扶助でございます。いわゆる所得の伸びが見られないということで、低所得者世帯層の増が主な追加の要因でございまして、逆にこちらが増加しますと、負担金補助及び交付金の方が減額になるというような仕組みになってございますので、対象者が増えたことによります追加補正でございます。

5項社会教育費、2目公民館費、4万7,000円の追加でございます。灯油の燃料単価の改定によります追加補正でございます。

3目保健体育費、461万円の追加でございます。全道・全国大会の参加奨励金でございます。これから冬期に向けての分について、追加をさせていただくものでございます。

4目青少年対策費、79万6,000円の追加でございます。学童保育所の指導員賃金でございますが、学童保育所に障害児の入所があったことによりまして、1名それらの対応のために増員をした関係から追加をさせていただくものでございます。

5目町民会館費、24万1,000円の追加でございますが、本目も燃料費の追加でございます。

6目郷土館費、9万1,000円の追加でございますが、本目も燃料費の追加補正でございます。

8目スポーツセンター管理費、93万2,000円の追加でございます。燃料費、さらには修繕料であります。ランニングマシン等機械器具類等の修繕に要する費用の追加でございます。

次のページになりますが、12款職員費、1項職員給与費、1目職員給与費、1,426万9,000円の減額補正でございます。一般職給料740万3,000円の減額補正でございますが、育児休業として6人の方が育児休業をとられたことから、それに伴うもの、あるいは人事異動に伴う減額補正でございます。

職員手当につきましては、主に寒冷地手当の減額が主な内容となっております。

4節の共済費でございますけれども、細節の12番、一般職の退手組合への負担金につきましては、率の改定がございましたので追加をさせていただくものでございます。

以上で、歳出の説明を終わります。

歳入でございますが、4ページをお開きいただきたいと思っております。

歳入。11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、84万円の追加でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費負担金、272万5,000円の追加でございます。先ほど申し上げました障害者あるいは児童手当等にかかわります負担金の増でございます。

2項国庫補助金、2目民生費補助金、531万2,000円の追加でございます。障害者のホームヘルプサービスあるいは居宅支援にかかわります国庫補助金の増でございます。

次のページになりますが、16款道支出金、1項道負担金、1目民生費負担金、61万7,000円の追加でございます。国費同様、児童手当等にかかわります追加補正でございます。

2項道補助金、2目民生費補助金、265万6,000円の追加でございます。国同様、ホームヘルプサービスあるいは障害児の居宅支援にかかわります追加でございます。

4目の農林業費補助金、349万2,000円の追加でございますが、主に森林整備にかかわります活動交付金の増額補正でございます。

次のページになりますが、21款諸収入、5項雑入、4目雑入、290万円の追加でございます。先ほどご説明しましたように、自動車の事故により相手方からの自動車保険に係ります収入でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「一括議題」

○議長（本保証喜） 日程第10、議案第67号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算から、日程第15、議案第72号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算までの6議案を一括議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第67号、平成16年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ169万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億7,102万7,000円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、2 ページ、3 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出でございますが、10 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、108 万 9,000 円の減額補正でございます。一般職の給料につきましては、職員の異動に伴う減額補正でございます。職員の関係につきましても、異動等に伴う減額補正が主な内容となっております。

次のページ、13 節の委託料でございますが、国保事務の共同電算処理委託料については、件数の増に伴う増額補正でございます。

2 項徴税费、1 目賦課徴収費、39 万円の追加でございます。収納管理システムの保守点検委託料、先ほど一般会計の方で減額補正をさせていただきましたが、国保会計の補助事業としてこれら費用が充当できるということから、こちらに組替えたものでございます。

次のページになりますが、3 款老人保健拠出金、1 項老人保健拠出金、1 目老人保健医療費拠出金、345 万 4,000 円の追加でございます。拠出額の確定に伴います追加補正でございます。

2 目老人保健事務費拠出金、5,000 円の追加でございますが、本目も額の確定に伴います追加補正でございます。

4 款介護納付金、1 項介護納付金、1 目介護納付金、106 万 5,000 円の減額補正でございます。介護納付金につきましても、額の確定に伴います減額補正でございます。

続いて、歳入でございますが、4 ページにお戻りいただきたいと思います。

歳入。1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、1 目一般被保険者国民健康保険税、770 万円の減額補正でございます。

2 目の退職被保険者等国民健康保険税、776 万 5,000 円の減額補正でございますが、所得額の確定によります国保税の額が確定したことに伴います減額補正でございます。

2 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目療養給付費等負担金、138 万 2,000 円の追加でございます。拠出額の確定等によりまして、国の負担分の追加するものでございます。

2 項国庫補助金、1 目財政調整交付金、305 万円の追加でございます。その他特別事情として交付されるものでございますが、主の収納率の向上対策として交付される額でございます。

次のページになりますが、3 款療養給付費等交付金、1 項療養給付費等交付金、1 目療養給付費等交付金、47 万 5,000 円の追加でございますが、老人保健の拠出金の確定に伴います追加補正でございます。

6 款財産収入、2 項財産売却収入、1 目出資債権売却収入、46 万 1,000 円の補正でございます。診療報酬支払基金出資金の返還金ということでございますが、過去に診療報酬が支払えないということで、全道的に基金を設置し、それらを補填した経過がございますけれども、既にそういった状況、役割が終了したということで、平成 16 年度で診療報酬支払基金が廃止されますことから、本町が出資している分について、新たに町に戻されるということから、歳入として計上するものでございます。

次のページになりますが、7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、907 万 3,000 円の減額補正でございます。人件費等の精査によります繰入金の減額補正でございます。主には繰越金でこの分の対応をするということになるかと思えます。

8 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、2,086 万 5,000 円の追加でございます。

以上で、国保会計の説明を終わらせていただきます。

19 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 68 号、平成 16 年度幕別町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2 万 9,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26 億 4,366 万 5,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、20 ページ、21 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

25 ページをお開きいただきたいと思います。

最初に、歳出でございます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、2 万 9,000 円の減額補正でございます。人件費に係ります減額でございます。主に寒冷地手当の減額が主な内容でございます。

歳入でございますが、22 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款支払基金交付金、1 項支払基金交付金、1 目医療費交付金、144 万 4,000 円の追加でございます。過年度分の歳入増に伴います追加でございます。

3 款の道支出金、1 項道負担金、1 目医療費負担金、179 万 4,000 円の追加でございます。過年度分にかかります精算により、道補助金の追加補正でございます。

次のページになりますが、4 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、326 万 7,000 円の減額補正でございます。

以上で、老人保健特別会計の説明を終わらせていただきます。

30 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 69 号、平成 16 年度幕別町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 5 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 2,817 万 2,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、31 ページ、32 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に歳出でございますが、34 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、5 万 6,000 円の減額補正でございます。主に寒冷地手当にかかります減額でございます。

3 項介護認定審査会費、1 目東十勝介護認定審査会費、5,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、共済費、退手組合の負担金率の改定に伴います追加が主な内容となっております。

続いて、歳入でございますが、33 ページをお開きいただきたいと思います。

8 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、5 万 1,000 円の減額補正でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

41 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 70 号、平成 16 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 198 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 1,490 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、42 ページ、43 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

地方債の補正でございますが、44 ページをお開きいただきたいと思います。

第 2 表地方債の補正、廃止でございます。配水管の布設替事業でございますけれども、当初、共栄町にかかります橋梁添架として事業実施する予定でございましたけれども、道営事業の事業が延期されたことによりまして、事業が中止になったことを受け廃止をするものでございます。

変更でございますが、配水管の布設事業費の増に伴いまして、310 万円ほど増額するものでございます。

最初に、歳出でございますが、49 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道費、1 項水道事業費、1 目一般管理費、198 万円の追加でございます。給料手当等が増加しておりますけれども、人事異動によりまして増額補正でございます。

次のページ、50 ページになりますが、需用費につきましては、燃料費、電気料、さらには水道施設の

修繕料として追加をさせていただくものでございます。

工事請負費につきましては、先ほど起債の変更の中でもお話ししましたように、一部河川改修工事の延期に伴いまして、協栄橋の架替工事が中止になったようなこともございまして、減額補正をさせていただくものでございます。

歳入でございますが、45 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款分担金及び負担金、1 項負担金、1 目負担金、636 万 5,000 円の減額でございます。これは道からの工事負担金の減に伴う減額補正でございます。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、202 万円の追加でございます。

4 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、526 万 5,000 円の追加でございます。

次のページになりますが、6 款町債、1 項町債、1 目水道事業債、290 万円の減額補正でございます。

以上で、簡易水道会計の説明を終わらせていただきます。

55 ページをお開きいただきたいと思います。

議案第 71 号、平成 16 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 181 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 21 億 7,194 万 3,000 円と定めるものでございます。

補正後の款項等の区分につきましては、56 ページ、57 ページにございます第 1 表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

最初に 59 ページ、歳出の方からご説明申し上げます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、171 万 7,000 円の追加でございます。職員手当、時間外あるいは児童手当等の追加に伴う増額補正でございます。

次のページになりますが、公課費、消費税でございます。支払額の増に伴います追加補正でございます。

次のページになりますが、2 款事業費、1 項下水道施設費、1 目下水道建設費、249 万 8,000 円の減額補正でございます。人事異動に伴います給料手当等の減額が主な内容でございます。

次のページになりますが、2 項下水道管理費、1 目浄化センター管理費、100 万円の追加でございます。修繕料でございますが、汚水ポンプ用の仕切弁の取替え修繕でございます。

3 目環境維持管理費、160 万円の追加でございます。汚水管の取り付け補修、これらに係ります追加でございます。

58 ページ、歳入でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金、181 万 9,000 円の追加でございます。

以上で、下水道特別会計の説明を終わらせていただきます。

68 ページをお開きいただきと思います。

議案第 72 号、平成 16 年度幕別町水道事業会計補正予算（第 2 号）について、ご説明申し上げます。

第 2 条の方、3 条予算にかかわります収益的収入支出の関係でございます。

第 1 款水道事業費用、既決予定額 6 億 3,813 万 5,000 円より 69 万 5,000 円減額し、6 億 3,744 万円と定めるものでございます。

次には、4 条予算、資本的支出の関係でございます。

第 1 款資本的支出、既決予定額 5 億 5,802 万 4,000 円に、147 万 5,000 円を追加し、5 億 5,949 万 9,000 円と定めるものでございます。

第 4 条につきましては、流用できない費用の関係でございますが、職員給与費 4,547 万 4,000 円を 4,459 万 4,000 円に改めるものでございます。

第 5 条につきましては、予算第 8 条、いわゆる棚卸資産の購入限度額でございますけれども、602 万 1,000 円を 616 万円に改めるものでございます。

次のページをお開きいただきたいと思います。

1 款水道事業費用、1 項営業費用、1 目原水及び浄水費、11 万 4,000 円の追加でございます。主に重油の単価の改定に伴います追加でございます。

2 目排水及び給水費、40 万 9,000 円の追加でございます。時間外手当、さらには燃料費としてガソリン代の改定に伴います追加補正でございます。

5 目総係費、121 万 8,000 円の減額補正でございます。人事異動に伴います給与、一部時間外の追加でございますが、それらに伴う共済費等の減額補正でございます。

次に、資本的支出でございますが、73 ページをお開きいただきたいと思います。

1 款資本的支出、1 項建設改良費、2 目営業設備費、150 万円の追加でございます。浄水場の取水ポンプ水位計の取替工事に係ります追加補正でございます。

20 目第三次拡張事業費、2 万 5,000 円の減額補正でございますが、寒冷地手当等の減額に伴うものがございます。

歳入につきましては、前段ご説明しましたように、当該年度の損益勘定留保資金で対応するという内容でございます。

以上、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、6 議案について一括質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

議案第 67 号、平成 16 年度幕別町国民健康保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 68 号、平成 16 年度幕別町老人保健特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 69 号、平成 16 年度幕別町介護保険特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 70 号、平成 16 年度幕別町簡易水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第 71 号、平成 16 年度幕別町公共下水道特別会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、お諮りいたします。

議案第72号、平成16年度幕別町水道事業会計補正予算は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

「休 会」

○議長(本保証喜) お諮りいたします。

議事の都合により、明16日から20日までの五日間は、休会いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって、12月16日から12月20日までの五日間は、休会することに決定いたしました。

「散 会」

○議長(本保証喜) 以上で、本日の日程は、全部終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会再開は12月21日、午後2時からであります。

(14:47 散会)

第4回幕別町議会定例会

議事日程

平成16年第4回幕別町議会定例会
(平成16年12月21日 13時58分 開会・開議)

- 開会・開議宣告（会議規則第8条、第11条）
議事日程の報告（会議規則第21条）
- 日程第1 会議録署名議員の指名
18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄 20番 大野和政
- 日程第2 議案第73号 平成16年度幕別町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第3 発議第11号 北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等に関する要望意見書
- 日程第4 発議第12号 介護福祉士試験の見直しに関する意見書
- 日程第5 発議第13号 B S E（牛海綿状脳症）発生時における疑似患者の対応見直しを求める意見書
- 日程第6 発議第14号 陸上自衛隊駐屯地等廃止・削減反対に関する要望意見書
- 日程第7 発議第15号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書
- 日程第8 請願第2号 「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願（民生常任委員会報告）
- 日程第8の2 発議第16号 利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書
- 日程第9 認定第1号 平成15年度幕別町一般会計決算認定について
- 日程第10 認定第2号 平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
- 日程第11 認定第3号 平成15年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
- 日程第12 認定第4号 平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
- 日程第13 認定第5号 平成15年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
- 日程第14 認定第6号 平成15年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
- 日程第15 認定第7号 平成15年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
- 日程第16 認定第8号 平成15年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
- 日程第17 認定第9号 平成15年度幕別町水道事業会計決算認定について
(以上決算審査特別委員会報告)
- 日程第18 市町村合併調査特別委員会調査報告（中間）
(市町村合併調査特別委員会報告)
- 日程第19 議員派遣報告
- 日程第20 常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
- 日程第21 閉会中の継続調査の申出
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

会 議 録

平成16年第4回幕別町議会定例会

1. 開催年月日 平成16年12月21日
2. 招集の場所 幕別町役場5階議事堂
3. 開会・開議 12月21日 13時58分宣告
4. 応集議員 全議員
5. 出席議員 (22名)
議長 本保証喜
副議長 瀬瀬太郎
1 豊島善江 2 中橋友子 3 野原恵子 4 牧野茂敏 5 前川敏春
6 助川順一 7 堀川貴庸 8 乾 邦広 9 小田良一 10 前川雅志
11 杉山晴夫 12 佐々木芳男 13 古川 稔 14 坂本 偉 15 芳滝 仁
16 中野敏勝 17 永井繁樹 18 伊東昭雄 19 千葉幹雄 20 大野和政

6. 地方自治法第121条の規定による説明員

町 長 岡田和夫	助 役 西尾 治	収 入 役 小野成義
代表監査 市川富美男	教育委員長 辺見政孝	教 育 長 沢田治夫
農業委員会会長 上田健治	総務部長 新屋敷清志	企画室長 金子隆司
民生部長 石原尉敬	経済部長 中村忠行	建設部長 三井 巖
教育部長 藤内和三	札内支所長 瀬瀬良征	総務課長 菅 好弘
企画参事 羽磨知成	企画参事 飯田晴義	町民課長 熊谷直則
税務課長 久保雅昭	保健福祉センター所長 佐藤昌親	農林課長 増子一馬
商工観光課長 本保 武	土木課長 田中光夫	土地改良課長 角田和彦
施設課長 小野典昭	水道課長 前川満博	都市計画課長 高橋政雄
糠内出張所長 横山義嗣	会計課長 堂前芳昭	車両センター所長 橋本孝男
経済部参事 古川耕一	学校教育課長 飛田 栄	生涯学習課長 長谷 繁
図書館館長 平野利夫	給食センター所長 加藤光人	監査事務局長 森 広幸
農業委員会事務局長 長屋忠弘		

7. 職務のため出席した議会事務局職員

局長 高橋平明 課長 平田正一 係長 澤部紀博

8. 議会提出議案

- 発議第11号 北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等に関する要望意見書
- 発議第12号 介護福祉士試験の見直しに関する意見書
- 発議第13号 B S E (牛海綿状脳症) 発生時における疑似患畜の対応見直しを求める意見書
- 発議第14号 陸上自衛隊駐屯地等廃止・削減反対に関する要望意見書
- 発議第15号 平成17年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書
- 請願第2号 「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願 (民生常任委員会報告)
- 発議第16号 利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書
市町村合併調査特別委員会調査報告 (中間) (市町村合併調査特別委員会報告)
議員派遣報告
常任委員会所管事務調査報告
(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)
閉会中の継続調査の申出

(総務文教常任委員会、民生常任委員会、産業建設常任委員会)

9. 町提出議案

議案第73号	平成16年度幕別町一般会計補正予算(第4号)
認定第1号	平成15年度幕別町一般会計決算認定について
認定第2号	平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について
認定第3号	平成15年度幕別町老人保健特別会計決算認定について
認定第4号	平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定について
認定第5号	平成15年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について
認定第6号	平成15年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について
認定第7号	平成15年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について
認定第8号	平成15年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について
認定第9号	平成15年度幕別町水道事業会計決算認定について

(以上決算審査特別委員会報告)

10. 議事日程

議長は議事日程を別紙のとおり報告した。

11. 会議録署名議員の指名

議長は会議録署名議員に次の3名を指名した。

18番 伊東昭雄 19番 千葉幹雄 20番 大野和政

議 事 の 経 過

(平成16年12月21日 13:58 開会・開議)

[開会・開議宣告]

○議長（本保証喜） これより本日の会議を開きます。

[議事日程]

○議長（本保証喜） 本日の議事日程につきましては、お手元に配布のとおりであります。

[会議録署名議員の指名]

○議長（本保証喜） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、18番伊東議員、19番千葉議員、20番大野議員を指名いたします。

[議案第73号]

日程第2、議案第73号、平成16年度幕別町一般会計補正予算を議題といたします。

説明を求めます。

西尾助役。

○助役（西尾 治） 議案第73号、平成16年度幕別町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。

今回の補正予算につきましては、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ124億3,371万3,000円と定めるものであります。

補正後の款項等の区分につきましては、2ページ、3ページでございます第1表歳入歳出予算補正を参照いただきたいと思います。

歳出でございますが、5ページをお開きいただきたいと思います。

歳出。8款土木費、1項土木管理費、3目道路管理費、5,000万円の追加でございます。

除雪のための機械の借上料を追加するものでございます。

今年につきましては、12月5日に最初の降雪ございまして、その後、除雪出動する機会が4回ほど降雪がございます。

幕別町では、既に降雪量114センチ、帯広市では幕別より若干多くて、今日の新聞報道でも135センチということで報道されておりますが、いずれにいたしましても、観測史上50年代以来はじめて12月における大量の降雪量を記録している状況でございます。

当初、予算でみておりました除雪機械の借上料につきましても、4回の降雪で5回一斉出動をいたしておりますことから、既に予算については支消をしている状況ございまして、今回、5,000万円を補正をさせていただきまして、今後、3回程度の降雪に対応する借上料、さらには、一斉に排雪をしなければならないということもございますので、1回分の排雪量を見て、今回、補正をさせていただくものでございます。

続きまして、歳入でございますが、前ページ、11款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税、5,000万円の追加でございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

中橋議員。

○2番(中橋友子) 12月としては異例の大雪で、一番最初に降った雪から大量で、除雪車の出動となっているわけですが、初日の、一番最初に降ったときの除雪の入り方が、最初にたくさん降ったということもありまして、かなり団地内でも時間の格差があったように聞いております。

町では業者に地域割りをしまして、出動に対する指導をされて、それぞれ出かけられていると思うのですが、今回、そういうズレもあったということから、改めてその中身を確認させていただきたいと思います。

○議長(本保証喜) 車両センター所長。

○車両センター所長(橋本孝男) ただいま、町の方で朝方一斉出動をかけましたところ、その後、入るのが若干遅れたと。

うちの方では、全車に同じ時間に一斉出動かけたわけでありましてけれども、なかなか降り続けている状況等がございます、その後、除雪出動後についても降り続けている状況がありました。

朝方1時に二度目の出動をしたところでありまして、最初に入ったところについては、どうしても作業がはかどらなかった。日中の作業ということがございまして、相当日中の作業になりますと、住民の方が出てきてなかなか先へ進まないというような状況がありまして、遅れる結果を招いてしまいました。以上です。

○議長(本保証喜) 中橋議員。

○2番(中橋友子) 住宅なども団地も増えていますし、今、実際何社で何台で対応されているのか。

それと、状況よくわかります。前回の1回目のときには、確か遅れている団地は午後の3時、4時になっていたと思うのですよね。

ですから、その辺の対応は朝の部分がさらに積みあがっていくような状況もありまして、きちっと除雪されなかったという実態になったのだと思うのですが、今後も予測されることから、それらに対してもう少し早い対応について、どんなふうの手立てをとられる予定でいらっしゃるのか伺います。

○議長(本保証喜) 車両センター所長。

○車両センター所長(橋本孝男) まず除雪の業者でありますけれども、車両センターの方で委託しておりますのが14社。町有車両の10台を入れまして54台体制で、今、除雪体制をとっております。

なお、遅れた原因ということでありまして、どうしても降り続けている状況等がございます、できるだけ迷惑をかけないように、なるべく早く住民の皆さんの生活路線空けることを第一に進めているわけでありまして、なお、できる範囲の中で最大限努力をさせていただきます。

○議長(本保証喜) ほかにございません。

(なしの声あり)

○議長(本保証喜) 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本案は、原案のとおり可決されました。

[発議第11号]

日程第3、発議第11号、北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川稔議員。

○13番(古川 稔) 発議第11号。平成16年12月21日。幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員古川稔。賛成者、同じく幕別町議会議員乾邦広。

北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

北方領土の早期復帰の実現及び竹島の領土権保全等に関する要望意見書。

歯舞群島、色丹島、国後島、択捉島からなる北方四島及び島根県隠岐郡五箇村に属する竹島は、我が国固有の領土である。

しかしながら、北方四島及び竹島領有権に係る問題は、長年にわたる交渉にもかかわらず、未だ解決されていない。

よって、国においては、これらの問題解決のため、下記事項につき精力的に外交交渉を行うよう強く要望する。

記。 1、北方領土の早期復帰の実現。

北方領土の早期返還は、国民の多年にわたる念願であり、国は、日ロ両国首脳の合意である「日ロ関係に関する東京宣言」等を踏まえ、今後も引き続き、北方四島の早期復帰実現のため、粘り強く外交交渉を続けるとともに、国民世論の啓発及び国際世論の喚起に積極的に努めること。

2、竹島の領土権保全等。

竹島問題については、竹島の領土権を確立し、周辺漁場における安全操業の確保等が速やかに実現できるよう、さらに強力な外交交渉を行うとともに、国民世論の喚起を図ること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 16 年 12 月 21 日。北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣。以上であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書は、原案のとおり決定いたしました。

[発議第 12 号]

日程第 4、発議第 12 号、「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

永井繁樹議員。

○17 番（永井繁樹） 発議第 12 号。平成 16 年 12 月 21 日。幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員永井繁樹。賛成者、同じく助川順一議員。

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

「介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書」に係る資格取得方法の見直しをすることを求める意見書。

平成 16 年 6 月 2 日、厚生労働省社会・援護局福祉基盤課福祉人材確保対策室から介護福祉士試験の在り方等介護福祉士の質の向上に関する検討会報告書が出されました。

これからの社会福祉は、個人が人としての尊厳を持って、その人らしく生活していけるよう、利用者個々のニーズに対応したサービスを提供し、その自立を支援する必要があることから、介護福祉士のさ

らなる質の向上を目指して検討された内容となっております。

この報告書によりますと、特に「介護福祉士の資格取得方法について、指定養成施設の卒業者が受験資格を取得する方法に統一することを検討する」となっていますが、このことについて強く再考をお願いいたします。

本報告書によりますと、「高等学校福祉科の卒業生については、国家資格合格率は平均より高くなってきている一方、介護を必要とする者は生活歴が長く、高校生等の人生経験だけでは生活支援に対応できないなどの側面がある」と述べられていますが、専門学校の卒業生と人生経験にどれだけ差があると判断できるか疑問であります。本報告書の受験資格になると、高等学校福祉科の生徒が介護福祉士の資格を得る機会を失うこととなります。

高校生は、報告書の中に指摘されているように生活経験は未熟です。しかし、福祉科に入学してくる生徒は、将来は福祉に関する仕事に就きたいという目的意識の高い生徒がほとんどです。高校3年間で受験資格を得られることで頑張っています。

また、学校においても、介護福祉士の試験に合格するとともに豊かな人間性を身につける教育を行っています。卒業後は就職する生徒もいますが、福祉科で学んだことを機会に介護福祉士の資格も得て、より専門性を深めるために介護や保育等の上級学校へ進学し、幅広い知識・教養を身につけようとする生徒も増えております。

さらに、就職した生徒については、職場での仕事ぶりは真面目であり、高齢者の方に誠意を持って当たると職場から高い評価を得ております。

就職先は、ほとんどの生徒が就学校の地域を中心に親元にある施設を選び、高齢化した地域の若い人材として地域社会に貢献する存在となっております。

以上のことから、これまでどおり高校生にも介護福祉士の受験資格を与えることが必要であると考えます。

よって、次の事項の実現を図られるよう強く要望いたします。

介護福祉士の受験資格を指定養成施設の卒業生に統一しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年12月21日。北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣。以上であります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書は、原案のとおり決定いたしました。

[発議第13号]

○議長（本保証喜） 日程第5、発議第13号、BSE（牛海綿状脳症）発生時における疑似患者の対応見直しを求める意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

千葉幹雄議員。

○19番（千葉幹雄） 発議第13号、朗読をさせていただきたいと思っております。

平成16年12月21日。幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員千葉幹雄。賛成者、同じく幕別町議会議員前川敏春。

BSE（牛海綿状脳症）発生時における疑似患畜の対応見直しを求める意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第14条の規定により提出いたします。

BSE（牛海綿状脳症）発生時における疑似患畜の対応見直しを求める意見書。

平成13年9月に国内初のBSE患畜が確認されて以来、発生原因の究明が今なお行われている。そのような中で本年10月に国内での14頭目が確認された。

現在まで、と畜場における食肉処理牛及び死亡牛の全頭検査体制の徹底と特定危険部位の除去等安全に配慮した対応により大きな混乱は生じていない。今後も、全頭検査の継続を強く求めたい。

しかしながらBSEがひとたび発生すれば、生産農場を含め自治体等における経済的、精神的打撃は大きいものがある。現行制度下にあっては全て殺処分され、その後のBSE検査の結果の如何にかかわらず焼却されている。

過去の14件の発生において疑似患畜とされた総数は710頭に及ぶ。50頭以上の件数が7件で、うち2件が100頭以上であった。また、発生当初は平成8年前後の出生牛が中心であったが、昨年には21～23カ月齢牛からも患畜が確認された。

本年10月には、48カ月齢と働き盛りの牛が患畜と確認され、疑似患畜とされたのも同年齢の牛59頭で、全て殺処分された。発生が経営に与える影響は大きく、その被害額も相当額に上る。また、経営復興に向けた国・道・市町村等から多額の各種支援が行われている。

全頭検査が徹底されている状況にあっても、疑似患畜の全てが殺処分されている現状にある。食の安全に配慮しながら対応を見直すことにより、発生による当該農場の経営的打撃を最小限に止め、なおかつ自治体などの財政的負担軽減が図れるものと思われる。

記。1、疑似患畜であっても監視を強化した上で通常の飼養を可能にし、出荷にあたっては消費者の信頼を裏切ることなく、従前通り食肉処理牛及び死亡牛の特定危険部位の除去と全頭検査の徹底継続と強化により、食の安全を確保しながら発生農家等の経済的負担軽減が図られるよう、見直しを求める。

2、平成13年9月に第1号が発生確認されて以来、BSE（牛海綿状脳症）の発生原因の解明が一向に進んでいない。早急な原因の究明と対策の確立を求める。

3、現在行われている全頭検査の徹底継続を求めるとともに生体検査技術の早期確立を求める。

4、米国産牛肉の輸入再開は、日本国内並の検査基準を満たすものでなければ認めないという強い姿勢を貫くことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成16年12月21日。北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣。以上でございます。

よろしくご審議を賜りたいと思います。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書は、原案のとおり決定いたしました。

[発議第14号]

日程第6、発議第14号、陸上自衛隊駐屯地等廃止・削減反対に関する要望意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川稔議員。

○13 番（古川 稔） 発議第 14 号。

平成 16 年 12 月 21 日。幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員古川稔。賛成者、幕別町議会議員乾邦広議員。

陸上自衛隊駐屯地等廃止・削減反対に関する要望意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

陸上自衛隊駐屯地等廃止・削減反対に関する要望意見書。

陸上自衛隊は、我が国の平和と安全を守るという使命を担い、災害時における救援復興活動、国際平和協力活動などさまざまな活動を通じて、今日の平和な日本社会を支える重要な役割を果たしております。道東十勝におきましても、陸上自衛隊第 5 旅団により道東地域の防衛をはじめ災害・救援活動等地域住民の期待は極めて大きいものがありますが、最近北海道内の隊員及び駐屯地の削減・廃止が叫ばれております。

これが推進されますと、高い防衛意識を抱く地域住民の心に不信感と失望を生じさせ、その影響は甚大なものがあります。

地域住民との固い絆と深い信頼関係により活発な町づくりを進めてきた自衛隊が駐屯する各市町村にとって、まちづくりの根底が覆されるという地域にとっては切実な問題が生ずるものであります。

従いまして、陸上自衛隊駐屯地の廃止・削減に反対するとともに「防衛計画の大綱」見直しに伴う影響に最大限の配慮がなされますよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 16 年 12 月 21 日。北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、外務大臣、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、防衛庁長官、国家公安委員長、陸上幕僚監部幕僚長。以上であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がございませんので、起立採決をいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本意見書は、原案のとおり可決されました。

[発議第 15 号]

日程第 7、発議第 15 号、平成 17 年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

古川稔議員。

○13 番（古川 稔） 発議第 15 号。

平成 16 年 12 月 21 日。幕別町議会議長本保証喜様。

提出者、幕別町議会議員古川稔。賛成者、幕別町議会議員乾邦広議員。

平成 17 年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書。

上記議案を別紙のとおり、会議規則第 14 条の規定により提出いたします。

平成 17 年度地方交付税所要総額の確保に関する意見書。

三位一体の改革は、真の地方分権の確立に向けた改革であり、地方公共団体が自主的・自立的な財政

運営を行えるようにするための改革である。

三位一体の改革に係る政府・与党合意は、地方交付税の改革として、「平成 17 年度、平成 18 年度は、地域において必要な行政課題については、適切に財源措置を行うなど、『基本方針 2004』を遵守することとし、地方団体の安定的な財政運営に必要な地方交付税、地方税などの一般財源の総額を確保する」と明記している。

また、基本方針 2004 は、「財政力の弱い団体においては、税源移譲額が国庫補助負担金の廃止、縮減に伴い財源措置すべき額に満たない場合があることから、実態を踏まえつつ、地方交付税の算定などを通じて適切に対応する」と明記しているところである。これは平成 16 年度の地方交付税について理不尽にも大幅な削減が行なわれ、我々の国に対する信頼関係を損ねたことの反省に立って、明記させたものと理解している。

よって、平成 17 年度の地方交付税は、平成 16 年度の轍を踏まぬよう、国と地方の信頼関係の構築に努め、少なくとも平成 16 年度以上の総額を絶対確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出いたします。

平成 16 年 12 月 21 日。北海道中川郡幕別町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済財政政策担当大臣、自由民主党幹事長、自由民主党政務調査会長、自由民主党総務会長、公明党代表、公明党幹事長、公明党政務調査会長。以上であります。

よろしくご審議のほど、お願い申し上げます。

○議長（本保証喜） 説明が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

本意見書は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書は、原案のとおり決定いたしました。

[請願第 2 号]

日程第 8、請願第 2 号、「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願を議題といたします。

民生常任委員長の報告を求めます。

委員長永井繁樹議員。

○民生常任委員長（永井繁樹） 平成 16 年 12 月 21 日。

幕別町議会議長本保証喜様。

民生常任委員長永井繁樹。

民生常任委員会報告。

平成 16 年 12 月 7 日、本委員会に付託された事件を審査した結果、下記のとおり決定したので、会議規則第 94 条第 1 項の規定により報告いたします。

委員会開催日。

平成 16 年 12 月 7 日、13 日（2 日間）。

審査事件。

請願第 2 号、「利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書」の提出を求める請願。

請願の趣旨。

小泉内閣は、介護保険法の改定を 2005 年の通常国会で行おうとしています。

その内容は、利用料を1割から2割～3割に引き上げる、入所施設についてはホテルコストと称して部屋代・食事代をすべて利用者負担にする、介護度の低い人の利用を制限する、障害者支援費制度と統合し20歳からの保険料徴収を行うなど、今まで以上に利用者の負担を増やし利用を困難にするものとなっています。

介護保険は、要介護認定を受けながらサービスを全く利用していない人が80万人もいるなど「負担が重くて利用できない」ことが実体化しています。特養の待機者も全国で23万人以上といわれています。また、在宅サービスの担い手であるヘルパーの8割が非常勤であるなど、貧困な制度のもと施設で働く人たちの労働条件も厳しいものがあります。

不況と失業が深刻化する中で、国庫負担は1兆2,000億円で全体の25%にしか過ぎません。一方、介護を支えている家計負担は既に2兆2,000億円、全体の41%に達しております。

誰もが費用負担の心配をすることなく安心して介護が受けられるよう、国庫負担を増やし、利用料負担の引き上げを中止すること等を求める意見書を関係機関に提出していただきたい。

請願項目。

1. 2割～3割への利用料引き上げを止めること。
2. 住民税非課税者の利用料を3%にすること。
3. 介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないこと。
4. 保険料の引き上げや20歳からの徴収を止めること。
5. 要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないこと。
6. 施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任ですすめること。
7. 障害者支援費制度との統合をやめること。

審査の経過。

審査に当っては、請願の趣旨について紹介議員より説明を受け、慎重に審査がなされました。

請願の各項目については、次のとおり結論を見ました。

1. 2割～3割への利用料引き上げを止めることについては採択。
2. 住民税非課税者の利用料を3%にすることについては採択。
3. 介護保険施設の部屋代、食費などの利用者負担を増やさないことについては不採択。
4. 保険料の引き上げや20歳からの徴収を止めることについては採択。
5. 要支援、介護度1のヘルパー利用を制限しないことについては採択。
6. 施設や居宅サービスの整備を国と自治体の責任ですすめることについては採択。
7. 障害者支援費制度との統合をやめることについては採択。

審査の結果。

一部採択すべきものと決しました。以上であります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、質疑を許します。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

請願第2号、利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書の提出を求める請願は、委員長の報告は一部採択であります。

本件は、委員長報告のとおり、決することに、ご異議ありませんか。

（異議ありの声あり）

○議長（本保証喜） 異議がありますので、起立採決をいたします。

本件は、委員長報告のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって、本件は委員長報告のとおり、一部採択とすることに決定いたしました。

[追加日程表配付]

○議長（本保証喜） 追加日程表配付のため暫時休憩いたします。

（14：38 休憩）

（追加日程表配付）

（14：40 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま、お手元に配布いたしました追加日程のとおり、意見書案が提出されました。

この際、これを日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議いたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって意見書案を日程に追加し、委員会付託を省略し本会議で審議することに決定いたしました。

[発議第 16 号]

日程第 8 の 2、発議第 16 号、利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書を議題といたします。

お諮りいたします。

本件は、先に報告のありました民生常任委員会報告の請願の要旨と同じような内容でありますので、提出者の説明、質疑、討論を省略し、ただちに採決いたしたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって提出者の説明、質疑、討論を省略しただちに、採決いたします。

お諮りいたします。

発議第 16 号、利用者負担の大幅増等の介護保険利用負担引き上げの中止を求める意見書案は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本意見書案は、原案のとおり決定いたしました。

この際、15 時まで休憩いたします。

（14：42 休憩）

（14：58 再開）

○議長（本保証喜） 休憩前に引き続き会議を開きます。

[認定第 1 号～認定第 9 号]

○議長（本保証喜） 日程第 9、認定第 1 号、平成 15 年度幕別町一般会計決算認定についてから、日程第 17、認定第 9 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計決算認定についてまでの 9 議件を一括議題といたします。

決算審査特別委員長の報告を求めます。

委員長乾邦議員。

○決算審査特別委員長（乾 邦広） 平成 16 年 12 月 21 日。幕別町議会議長本保証喜様。

決算審査特別委員長乾邦広。

決算審査特別委員会報告書。

平成 16 年 9 月 14 日日本委員会に付託された事件を審査した結果、下記の通り決定したので会議規則第 77 条の規定により報告をいたします。

記。1、審査事件。

認定第 1 号、平成 15 年度幕別町一般会計決算認定について。

認定第 2 号、平成 15 年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について

認定第 3 号、平成 15 年度幕別町老人保健特別会計決算認定について。

認定第 4 号、平成 15 年度幕別町介護保険特別会計決算認定について。

認定第 5 号、平成 15 年度幕別町簡易水道特別会計決算認定について。

認定第 6 号、平成 15 年度幕別町公共下水道特別会計決算認定について。

認定第 7 号、平成 15 年度幕別町公共用地取得特別会計決算認定について。

認定第 8 号、平成 15 年度幕別町個別排水処理特別会計決算認定について。

認定第 9 号、平成 15 年度幕別町水道事業会計決算認定について。

2、委員会開催日。平成 16 年 10 月 26 日・27 日・28 日（3 日間）。

3、審査の結果。全会計を「認定」すべきものと決した。

○議長（本保証喜） 報告が終わりましたので、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略いたしましたと思いますが、これにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員長の報告に対する質疑を省略することに決定いたしました。

[討 論]

○議長（本保証喜） 次に、討論を行います。

認定第 1 号、平成 15 年度幕別町一般会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

中橋友子議員。

○2 番（中橋友子） 認定第 1 号、平成 15 年度幕別町一般会計決算に対する反対討論を行います。

平成 15 年度一般会計決算は、歳入総額 131 億 9,422 万 8,000 円、前年比マイナス 2.4%、歳出総額は 130 億 6,441 万 5,000 円、前年比マイナス 1.9% の減少となり、厳しい執行結果となりました。

岡田町政 2 期目の初年度であった 15 年度の政策的事業は、協働のまちづくりの具体化を目指す第一歩と位置付け、省エネビジョン策定事業、乳幼児医療費扶助事業の通院費の 6 歳まで 2 分の 1 の助成、中小企業の融資限度額の引き上げなど、住民要望に応える事業を行いました。

しかし、一方では、国の地方合理化、リストラ策ともいえる市町村合併政策に沿い、中央合併協議会を立ち上げ、幕別町の歴史と町民の将来にとっての重大な問題であるにもかかわらず、全町民に対する意向調査もされず、行政サイド中心で進められ、協働のまちづくりとはかけ離れた進め方になってきたことは重大であります。

以下、かかわって何点かについて申し上げます。

まず、財政計画のあり方についてです。

平成 15 年度の歳入は、長引く経済不況のため町税が伸び悩み、また、地方交付税は前年比 3 億 5,190 万円の減少で、2 年連続の 3 億円代の減額となりました。

一方の借金である地方債は、204 億 2,176 万、償還額は実に 25 億円を超え、交際費比率は 24.6% と上昇を続け、硬直化が続いています。

1 年間の予算の 2 倍近くの借金があり、その返済額が年間予算の 5 分の 1 も充てられる異常な事態となっています。

この主な要因は、繰り返し申し上げてきましたが、国の単独事業の奨励、つまり借金の枠を広げ、その分、後の交付税で措置をするという政策にのり、平成 8 年前後、交付税措置の有利とされた地方拠点

都市事業などで大型建設事業を一度に実施したものの、国のとおりの交付税措置はされず、本来であれば返済に合わせて交付税は増え、返済のピークを迎えるここ1、2年が一番多く措置されるべきところではありますが、逆に平成12年、62億円のピークに、平成13年度、60億円、平成14年は56億円、そして15年度は53億円と減額の一途をたどった結果生じたものです。

三位一体の改革の方向を見れば、さらに減額となるでしょう。

国の政策の変更が原因だったとはいえ、そもそもどこの自治体にも公平に措置されるべき交付税が、国の意向に沿った事業を実施したところにだけ、手厚く措置するということ自体ゆがんだ政策であり、続くはずがありません。

財政計画の見通しの甘さが15年度の決算を通して浮き彫りになっています。

過去の政策を改めてここで問題にするのは、今、進められている市町村合併の特例債や有利な交付税措置というのも財政的な裏づけはなく、自治法の定める、どこに住んでいても公平なサービスを提供するという交付税の原則に反するものであり、過去の誤った政策の第2段とも言えるものだからです。

一時の国の優遇策にのり、結局、後々の住民の大きな負担、借金を被せるようでは住民の利益に反します。

過去の教訓を活かし、現実的な財政計画をもつことが責任ある対応であり、国の横暴を正すことにもつながるのではないのでしょうか。

財政の硬直化のしわ寄せは、結局のところ町職員や町民に被っています。第2次行革の計画を先行させ、職員定数を8人も減らしてきましたが、多い残業も基本的には解決されず、中途退職者が出ていることも重く受け止め、職場の民主化も含め改善すべきことです。

メスを入れるべきところはまだまだ一般価格より高い公共事業の単価や、各種設計委託料、そして毎年3,000万円近くのにのぼる高い学校のパソコン、備品や物品の購入費などなどあります。

また、町職員の管理職や管理職にあった教職員が定年退職後に町が補助をする団体や第3セクターに再就職していることなども、経済不況で町民の失業が広がっているときだけに、大きな批判が出ています。

地方政治が財政問題で大きな困難にたたされていること、また、その解決の手立てとして、住民とともに考え、住民参加の協働のまちづくりを進めることは大いに理解できることであり、大切なことだと思います。

その協働のまちづくりが住民との信頼関係をもとに、真の住民が主人公のまちづくりになるよう、そしてまた、長引く経済不況の中で、困難の中にある町民が希望をもって安心して暮らせるよう、施策を転換することを求め、反対討論といたします。

○議長（本保証喜）

次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

永井繁樹議員。

○17番（永井繁樹） 認定第1号、平成15年度幕別町一般会計決算認定について、賛成の立場で討論を行います。

平成15年度一般会計決算は、歳入総額131億9,422万8,000円、歳出総額130億6,441万5,000円で、前年度と比較しますと、歳入において3億2,803万5,000円の減、伸び率マイナス2.4%、歳出において2億5,969万9,000円の減、伸び率にしましてマイナス1.9%の結果となりました。

本決算は10カ年計画である第4期総合計画の実現に向けた岡田町政2期目の協働のまちづくりに向けての第一歩を踏み出した年でもありました。

総合計画の中では、本町の将来像を、「めぐみのに人が輝き、笑顔ふれあうまち幕別」とし、基本姿勢として町民福祉の向上を最優先に、自然と調和した快適なまちづくりとしています。

地方自治体を取り巻く環境は、地方分権の進展や少子高齢化などにより、行政需要が拡大しつつある一方で、地方交付税の大幅な削減に伴い、未曾有の厳しい財政状況におかれている中で予算執行でありました。

基本計画に基づき、生活環境施策では、「自然と調和した快適で住みよい町」を基本目標に、道路新設改良事業、簡易水道整備事業、雨水幹線新設工事、下水道事業認可区域変更事業、上水道事業認可区域変更事業、公園整備事業、公営住宅建替事業、地域省エネルギービジョン策定事業、千住墓地の水道施設整備事業などを実施されております。

産業施策では、「地域の特性を活かした活力ある町」を基本目標に、農業生産総合対策事業、耕畜連携資源循環総合対策事業、土地改良事業、中小企業融資保証料補助事業などを実施されております。

また、福祉・保険・防災施策では、「地域の特性を活かした活力ある町」を基本目標に、住民基本台帳ネットワークシステム整備事業、外出支援サービス事業、乳幼児医療費扶助事業などを実施されております。

教育・文化・スポーツの施策では、「心豊かな文化を育む町」を基本目標に、外部指導者招聘事業、社会参画推進体制整備事業、いわゆるサタデースクールの充実、郷土館整備事業、トレーニング機器整備事業などを実施されております。

コミュニティ・交流施策では、「人と人が触れ合う町」を基本目標に、近隣センター整備事業、パークゴルフ発祥20周年記念事業など、それぞれが実施されました。

これら事業における適切な予算執行を評価するものであります。

当初、予算での財源不足4億2,000万円については、財政調整基金2億2,000万円、減債基金2億円の基金取り崩しで充当を予定していましたが、歳入では自主財源の町税や財産収入がそれぞれ上回ったほか、地方交付税、道支出金、国庫支出金、地方消費税交付金、地方譲与税、地方特別交付金、ゴルフ場利用交付金等の収入増がありました。

このように、税収の伸びや地方交付税が当初予想よりも減額にならなかったことにより、財源町政のための基金取り崩し予定額全額を積み戻すことができました。

また、歳入では、委託業務で競争入札制を順次拡大して、執行率の軽減を進めたほか、旅費、消耗品等経費の節減にも努めたことが見受けられました。

こうした結果、1億2,728万1,000円の実質収支額については、財政調整基金7,000万円の積み立てをし、残り5,782万1,000円の繰り越しができたことは、翌年度以降の財源確保という観点からも評価できるものであります。

収納率は前年度より上昇していることは評価されますが、町税ではいまだに90%を割り、89.4%となっていることについては、今後の努力に期待するところであります。

一方、滞納金削減対策として、収納率向上推進本部を平成13年度末に立ち上げ、全町を挙げて対応した結果、町税や税外の収入未済額の当年度末合計残高は2億9,841万7,545円となり、当年度増減額マイナス240万3,137円で、前年度増減額1,204万6,390円から大きく減少させたことは評価されるものであります。

しかし、財政運営の健全性においては、経常収支比率83.2、財政力指数0.299、起債制限比率13.3、公債比率24.6などからみた財政状況は、硬直化が顕著に表れています。健全な財政の弾力性をできるだけ早く回復することが望まれます。

10月の決算審査特別委員会の中では、各委員より慎重審議がなされ、たくさんの意見が出されました。

これらの意見が次年度以降の予算に十分反映されることを強く期待するものであります。

また、町民の皆さん一人ひとりの声を大切にしながら、今後の町政の執行に全力で取り組まれることを強く要望するものでもあります。

以上、議員の皆さんの賛同を求めまして、私の賛成討論に代えます。

○議長（本保証喜） ほかに討論はありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

認定第1号、平成15年度幕別町一般会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討 論]

○議長（本保証喜） 次に、討論を行います。

認定第2号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

野原恵子議員。

○3番（野原恵子） 認定第2号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算認定について、反対の討論を行います。

国民健康保険は、長引く不況の中、中小企業の経営難、リストラ、高齢者世帯の増加などで、国保世帯が年々増加しています。

幕別では、平成15年度決算では、4,795世帯、全世帯の48.9%が国保世帯となっています。

国民健康保険制度は、1958年に制定されました。

国保法第1条は、その目的を、社会保障及び国民保険の向上に寄与するとし、第4条では、国及び都道府県の義務が定められ、その実施によってすべての国民が医療保険制度の対象となる国民皆保険制度が確立されました。

国保は国民皆保険制度を支える重要な役割を担っています。

一方、その負担と給付の実態をみると、政府管掌保険、組合健保、公務員共済などと比較して、保険料負担が1.4倍から2倍と極めて高く、傷病手当もなく、病気による給与補償もないなど、負担は重く給付は薄い実態があります。

さらに、国保加入者の多くが低所得者にもかかわらず、所得の有無にかかわらず、一律にかかる応益割保険料があり、1980年代後半から政府が保険料の応益割部分を引き上げる平準化政策を進めてきました。

1984年には、国保への国庫負担を45%から38.5%に大幅に削減された結果、国保税が引き上げられ、住民の負担が重くなりました。

また、2000年から国保に上乗せされて介護保険料が負担を一層重くしています。

幕別町の平成15年度国保会計決算報告についても、所得が100万円以下世帯の滞納は、滞納全体の56.9%、100万円から200万円までの滞納世帯は26.4%と、所得の低い世帯ほど負担が重いことが明らかであり、担税能力を超えていると言わざるを得ません。

この改善には、国に対して、国庫負担率を元に戻すことを強く求めていくこと、低所得者に対する国保税の引き下げや申請減免を納付困難な加入者救済に活用できるようにしていくことです。

次に、資格証明書についてです。

資格証明書を発行された人は、医療機関での患者負担が10割となり、申請することにより7割が戻ってくる仕組みです。

生活に困窮し、国保税を滞納している人にとって、窓口での10割負担は事実上病院にかかれないのが現状です。

資格証明書交付の対象にしない特別の事情について、各市町村地方自治体が判断するとなっています。

滞納者の特別な事情を十分に考慮し、町民の立場に沿った対応が求められ、基本的には国保証は全員に交付すべきと考えます。

国保は国の制度であります、町として、町民の安全・健康を守るため一層の努力が必要であり、反対討論とします。

○議長（本保証喜） 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

古川稔議員。

○13番（古川 稔） 私は、認定第2号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算の認定に対して、賛成の立場で討論を行います。

我が国におきましては、国民健康保険制度は国民皆保険体制の中核として、これまで極めて重要な役割を果たしてまいりました。

しかしながら、少子高齢社会の進展と低迷する経済状況などの影響に加え、担税能力の低い所得層の加入割合が高いなどといった制度が抱える構造的な問題と、老人医療費の動向などによって、その財政運営は極めて逼迫した状況に直面しております。

こうした中、国におきましては、国民健康保険の財政基盤の充実と長期的安定を図るため、数々の支援策が講じられ、加えて、医療保険制度の一本化や新しい高齢者医療制度の創設など、これからの制度設計に向けた論議が、現在なされているところであります。

幕別町国民健康保険特別会計におきましては、平成13年度に初の赤字決算に陥り、平成14年度には医療分の税制改正を実施し、税収の増額を図ったわけではありますが、老人医療にかかわる負担が大幅に増えたことなどからにより、引き続き3,900万円の赤字決算となり、平成15年度を迎えたところであります。

平成15年度は、被保険者の数が国保税調停額の増に連動せず、厳しい状況の中にあって、収納率の大幅な改善により、減収額を小幅に止めたこと。加えて、制度改正による国保財政基盤の支援策の後押しを受けたことなどにより、約2,100万円の決算剰余金を生じたところであります。

国民健康保険財政を健全に維持するためには、国保税の適性な賦課と徴収、並びに医療費の適正化など、収支両面にわたる経営努力が必要であり、中でも国保税の収納率を高めることは、負担の公平性を確保するという観点からも大変重要なことでありますが、昨今の社会経済情勢の中にあって、収納率を大きく向上させ、赤字決算から脱却できたことは高く評価できるものと考えてところであります。

今後も国民健康保険財政を安定的に運営するため、加えて、被保険者間の負担と給付の公平性を確保する観点からも、さらなる収納率の確保・向上に期待を寄せるところであります。

したがって、平成15年度国民健康保険特別会計決算の認定に際して、私はこれまでの経営努力を高く評価し、委員長の報告を可とするものとして討論を終わります。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

認定第2号、平成15年度幕別町国民健康保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定すること賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第3号、平成15年度幕別町老人保健特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[討 論]

○議長(本保証喜) 次に、討論を行います。

認定第4号、平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定についての討論を行います。

最初に、委員長報告に反対者の発言を許します。

豊島善江議員。

○1番(豊島善江) 共産党議員団を代表いたしまして、認定第4号、平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定に対する反対討論を行います。

介護保険制度は、必要な人が必要な介護を受けられることが基本です。

しかし、実際には、必要な介護サービスではなく、いくら払えるかによって介護サービス料を決めている状況が生まれています。

幕別町では、765人が認定されています。

要介護認定者のサービス利用率は平均43%であり、利用料負担が重いために、必要と認定された介護サービスを我慢せざるを得ない状況があります。

さらに、保険料滞納者は、前年46人から平成15年度70人に増え、特に低所得者の割合が多い実態があります。ここにも負担の重さが表れています。

介護保険の基盤となる財政は、国の制度でありながら、国庫負担割合を介護保険制度実施前の50%から25%へと大幅に引き下げたことから、住民税非課税世帯などの低所得者からも保険料、利用料を徴収しています。

全国では、導入後、国に改善を求めつつ、実施主体である市町村が保険料、利用料の低所得者に対する軽減を行っており、その数は全自治体の4分の1を超えています。

国に対し、国庫負担割合を引き上げるなどの改善を求めると同時に、必要な人が必要なサービスを受けられるよう、低所得者に対し町独自の軽減策をとるべきであり、反対討論といたします。以上です。

○議長(本保証喜) 次に、委員長報告に賛成者の発言を許します。

佐々木芳男議員。

○12番(佐々木芳男) 私は、認定第4号、平成15年度幕別町介護保険特別会計決算認定に当たりまして、委員長の報告に対し、賛成の立場で討論を行います。

我が国の厚生労働省が発表した平成15年簡易生命表によりますと、日本人の平均寿命は男性が78.36歳、女性が85.33歳となり、この50年間で、男性が14歳、女性が17歳も伸び、世界一の長寿国となりました。

また、この平均寿命の伸びに伴い、高齢者人口も増加し、平成12年10月1日現在の高齢化率は全国平均で17.3%、同じく平成15年10月1日現在では19.0%へと上昇し、平成27年、いわゆる2015年には、26.0%となり、平成62年、2050年には、30.7%に達する見込みであるといわれます。

このように、今後、我が国はいまだかつて経験したことのない超高齢化社会を迎えようとしておりますが、このような厳しい情勢の中にあっても、いつでもどこでも誰でも高齢者が必要とする保健福祉サービスを永続的な制度のもとに安心して利用できる制度の確立を求められているところであります。

ご承知のとおり、平成12年度から実施された介護保険制度は、加齢に伴う心身の変化や疾病等により要介護状態となった場合、その能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な保健医療サービス及び福祉サービスを給付するもので、国民の協働連帯の理念に基づき制度化されたものであります。

幕別町のこれまで取り組んできた介護保険の状況を振り返りますと、サービスを提供する事業所につ

いては、平成12年4月の時点では、施設サービスと居宅サービスを合わせて、管内109カ所であったのが、平成15年度末までには156カ所となり、この3年間で47カ所、43%の増となり、このことは幕別町民にとっても利用者自らが事業を選択できる体制がより整備されたということができると思います。

また、要介護・要支援の認定の状況につきましては、平成12年度は448人であったものが、平成15年度には718人で、1.6倍の増加となり、保険給付については平成12年度の約6億5,600万円から、平成15年度10億100万円へと増加し、1.54倍の増加となっております。

本町の介護保険は、現在、基準月額2,950円で、道内市町村の中でも低い方から数えて13番目の位置にあるとお聞きしております。

このサービスを提供する事業所が順調に増加し、併せて認定によるサービスの利用も増加している中、このように運営できることは、大変喜ばしいことであり、高く評価するところであります。

幕別町としては、これまで介護保険制度の周知については、民生委員など福祉関係者はもとより、出前講座の開催や広報誌などを通して、町民個々の周知徹底を図るなど、高齢者世帯を中心に家庭訪問を実施し、制度の周知や各種相談にも応じてきたと聞いております。

介護保険は制度発足後5年目に入り、まだまだ改善すべき課題が多いことは認識しておりますが、国においても、次期第3期介護保険計画では、制度の大幅な見直しを検討しているようであります。

今後、厳しい財政状況が続く中であって、安らぎと生きがいのあるまち、幕別を目指して、さらなる充実を図っていかれることを期待しております。

なお、審査過程で、各委員から出された要望意見などについては、本町の将来を見据えた町民のための町民の立場にたった発言と真摯に受け止め、今後の町政執行の上で十分反映していただきたいと思えます。

以上、この1年間、誠心誠意、町政執行にあたられた職員各位のご苦勞に心から感謝を申し上げ、委員長報告に対し、私はこの報告を可とするものであることを申し上げ、討論を終わります。

○議長（本保証喜） ほかに討論は、ありませんか。

（なしの声あり）

○議長（本保証喜） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

[採 決]

○議長（本保証喜） お諮りいたします。

認定第4号、平成15年度幕別町介護保険特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり、認定することに賛成の方の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（本保証喜） 起立多数であります。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第5号、平成15年度幕別町簡易水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

（異議なしの声あり）

○議長（本保証喜） 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第6号、平成15年度幕別町公共下水道特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第7号、平成15年度幕別町公共用地取得特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第8号、平成15年度幕別町個別排水処理特別会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。

認定第9号、平成15年度幕別町水道事業会計決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。

本件は、委員長報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長(本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって本件は、委員長報告のとおり認定することに決定いたしました。

[市町村合併調査特別委員会報告]

○議長(本保証喜) 日程第18、市町村合併調査特別委員長より、市町村合併に関する調査の中間報告書が提出されておりますので、お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[議員派遣報告]

○議長(本保証喜) 日程第19、議員派遣報告については、これまでに実施されました議員派遣の結果報告書をお手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[委員会所管事務調査報告]

○議長(本保証喜) 日程第20、総務文教、民生及び産業建設常任委員長より、所管事務調査報告書が議長宛に提出されてあります。

お手元に配布してあります。

後刻ご覧いただきたいと思っております。

[閉会中の継続調査申出]

○議長(本保証喜) 日程第21、閉会中の継続調査の申出を議題といたします。

総務文教常任委員長、民生常任委員長、産業建設常任委員長から、所管事務調査に係る事件につき、

会議規則第 75 条の規定により、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 (本保証喜) 異議なしと認めます。

したがって委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

[閉議・閉会宣告]

○議長 (本保証喜) これで本日の日程は、全部終了いたしました。

会議を閉じます。

これをもって、平成 16 年第 4 回幕別町議会定例会を閉会いたします。

(15 : 43 閉会)